

議 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 7 年 6 月 1 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第1号）

平成27年6月1日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の行政報告
日程第5	議案第36号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市税条例等の一部改正)
日程第6	議案第37号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市都市計画税条例の一部改正)
日程第7	議案第38号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市入湯税条例の一部改正)
日程第8	議案第39号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市国民健康保険条例の一部改正)
日程第9	議案第40号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
日程第10	議案第41号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号)
日程第11	議案第42号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)
日程第12	議案第43号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)
日程第13	議案第44号 専決処分の承認を求めることについて (平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第5号)
日程第14	議案第45号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第15	議案第46号 岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第47号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について

- 日程第17 議案第48号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第49号 岩出市重度心身障害児者医療費支給条例の一部改正について
- 日程第19 議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第51号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第52号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第53号 市道路線の認定について
- 日程第23 議案第54号 岩出市公共下水道（1015－9）下水管布設工事請負契約について
- 日程第24 議案第55号 岩出市公共下水道（1015－10）下水管布設工事請負契約について
- 日程第25 議案第56号 岩出市公共下水道（1015－11）下水管布設工事請負契約について
- 日程第26 議案第57号 動産の取得について
- 日程第27 議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について
- 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第29 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第30 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第31 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

開会

(9 時 30 分)

○井神議長 おはようございます。

議場内では、録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、平成27年第2回岩出市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第36号から議案第58号までの議案23件につきましては、提案理由の説明です。諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件につきましては、執行部の説明、質疑、討論、議会の意見です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○井神議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、吉本勸曜議員及び上野耕志議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期の決定

○井神議長 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月19日までの19日間とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月19日までの19日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○井神議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員として出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり、議案23件、諮問4件、報告3件であります。

次に、受理した請願第1号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現に関する請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり、厚生常任委員会へ付託します。

次に、平成27年第1回定例会から第2回定例会までの会務の概要は、配付の議長

報告書のとおりであります。

次に、平成27年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係につきまして、

平成27年4月14日火曜日、大阪府吹田市のホテル阪急エキスポパークで、第80回近畿市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式に引き続き、平成26年度近畿市議会議長会会務報告、平成25年度近畿市議会議長会会計歳入歳出決算、平成26年度近畿市議会議長会会計の出納検査結果報告、支部提出議案1件の審議、会長提出議案の平成27年度近畿市議会議長会会計予算の審議、役員の選任が行われ、当市は、全国市議会議長会の地方行政委員と選任されました。

その後、次期近畿市議会議長会定期総会の開催市である奈良県生駒市議会議長の挨拶が行われ、第80回近畿市議会議長会定期総会が終了されました。

定期総会終了後、元三重県知事で、現在、早稲田大学マニフェスト研究所顧問、北川正恭氏を講師に招き、「地方議会から地方を変える～地方から国を変える～」と題して、研修会が開催されました。

以上です。

○井神議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第4 市長の行政報告

○井神議長 日程第4 市長の行政報告をお願いします。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

爽やかな初夏の季節となりました。議員の皆さんには、ますますご健勝にてご活躍のこととお喜びを申し上げます。

また、平素は、岩出市発展のため、市行政全般にわたり、種々格別のご支援、ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本日、平成27年第2回岩出市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご出席をいただき、開会できますことに厚くお礼を申し上げます。

本会議の開会に当たり、当面の市行政についてご報告申し上げます。

まず初めに、市政懇談会についてであります。今年度も区・自治会長会との共催により、7月4日から8月1日までの間、市内18会場で実施いたします。議員各位におかれましても、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、紀の国わかやま大会リハーサル大会の開催についてであります。昨年度は、国体開催種目のリハーサル大会を実施いたしました。本年度は、第15回全国障害者スポーツ大会のリハーサル大会として、6月7日の日曜日にバレーボール、ボウリング競技の2種目を、市民総合体育館及び紀の川ボウルにおいてそれぞれ開催いたします。このリハーサル大会の運営についても、本番を見据えた中で検証の場と位置づけ取り組んでまいります。

議員各位におかれましても、ご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、ＪＲ岩出駅のトイレ改修についてであります。市政懇談会や議会の一般質問などの要望もあり、市では、和歌山県とともに事業者であるＪＲ西日本和歌山支社への要望と協議を重ねてきたところ、ＪＲ西日本和歌山支社において、県の「和歌山おもてなしトイレ大作戦」の整備補助を活用した改修が進められ、本年3月25日に完成いたしました。この場をお借りしてご報告させていただきます。

次に、職員採用についてであります。今年度は、7月26日を1次試験日として、一般事務職員2名を募集いたします。合格内定者につきましては、面接等の2次試験実施後にご報告させていただきます。

次に、クリーン缶トリー運動イン岩出についてであります。この運動は、市民が一体となって環境美化運動に取り組み「ごみのないまち・きれいなまち・美しいふるさとづくり」を推進し、美化意識の向上及び生活環境の保全に対する認識を深め、市民一人一人が美しいふるさとづくりに貢献するとともに、自主的に美化運動に取り組む機会となることを願って毎年開催しております。第24回目となる今年度も、河川愛護月間中の7月12日の日曜日に、市内5カ所で一斉に清掃活動が実施できるよう現在準備を進めているところであり、多くの市民の方に参加していただけるよう周知啓発に努めてまいりますので、議員各位におかれましても、ご参加のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、根来寺周辺観光促進事業についてであります。県事業である旧和歌山県議会議事堂の修復移転事業の完成が若干おくれ、現状では、年内完成の見込みと聞いております。また、この修復移転事業とあわせて、市事業として平成26年度から進めてまいりました、ねごろ歴史資料館の建設につきましては、基礎工法を再検討する必要が生じたことから、紀の国わかやま国体までの完成ができない状況となってまいりました。このため、これらの事業の竣工につきましては、岩出市誕生10周年記念事業にあわせて、平成28年4月1日にオープンしたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

次に、いわでプレミアム商品券の販売についてであります。岩出市商工会からプレミアム率25%の商品券が額面総額3億3,000万円分発行されます。いわでプレミアム商品券の購入予約については、6月22日から7月5日の間に受け付けを行います。また、商品券の利用期間は7月22日から12月31日までの間、岩出市内の大型店舗等を含む約200店舗でご利用できる予定であります。また、商品券販売の周知につきましては、市広報紙、ウェブサイトへの掲載、新聞折り込みチラシ等により市民の皆さんに周知を図ってまいります。

次に、いわで夏まつりについてであります。夏休み最後の花火大会として、例年、多くの方々にご来場いただいております。去る5月12日に開催された、いわで夏まつり実行委員会におきまして、今年度も8月の最終土曜日の29日に開催することが決定されました。引き続き、いわで夏まつりを通じて「活力あふれるまち ふれあいのまち岩出」を市内外にPRしてまいります。

次に、教育関係についてであります。本年度、学校では、特に「学力の向上」「読書活動の推進」「安全・安心な教育の推進」「不登校・いじめ問題への対応」の4点を柱として取り組んでいるところであります。そのような状況の中、4月21日、全国学力・学習状況調査及び岩出市学力テストが実施されました。これらの学力テストにより、児童生徒の学力の全てがはかれるものではありませんが、市の学力状況を見る1つのバロメーターとして捉えることができるものと考えております。この学力テストの結果を踏まえ、今後、さらに児童生徒の学力向上に取り組んでまいります。

また、学力に大きく影響するスマートフォン、携帯電話の使用方法についてであります。5月7日に開催されました岩出市PTA連合会総会において、学習阻害につながらないよう各家庭でのルールづくりを依頼いたしました。今後は、市全体で統一したスマートフォン、携帯電話使用のルールづくりに、学校、教育委員会及び家庭と連携し、取り組んでまいります。

また、紀の国わかやま国体・大会に向け、学校では、全ての都道府県の歓迎のぼり旗を作成するとともに、競技会場を花いっぱいにするための花の栽培を行うなど、子供たちによる「おもてなし」の準備を進めていただいております。

なお、競技会場の整備につきましては、ハンドボール会場となる岩出市立体育館、中央公民館の公共下水道への接続を行い、駐車場の舗装工事をもって国体関連施設の整備工事は完了となります。

今後、早期完成に向けて取り組み、利用される皆さんの安全性・利便性の向上に

努めてまいります。

以上、諸般にわたり報告させていただきましたが、これらの施策を推進するに当たり、積極的に取り組み、市政の発展に努めてまいりますので、議員各位のご理解、ご支援をお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○井神議長　これで、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5　議案第36号　専決処分の承認を求めることについて  
(岩出市税条例等の一部改正)　～

日程第27　議案第58号　那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について

○井神議長　日程第5　議案第36号　専決処分の承認を求めることについて(岩出市税条例等の一部改正)の件から日程第27　議案第58号　那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議の件までの議案23件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長　ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回、ご審議をお願いいたします案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が9件、条例の一部改正が5件、平成27年度の一般会計を初めとする補正予算案件が3件、市道路線の認定案件が1件、工事請負契約の案件が3件、動産の取得の案件が1件、一部事務組合の解散に関する協議案件が1件の計23件であります。

まず初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明いたします。

議案第36号　岩出市税条例等の一部改正、議案第37号　岩出市都市計画税条例の一部改正、議案第38号　岩出市入湯税条例の一部改正、議案第39号　岩出市国民健康保険条例の一部改正及び議案第40号　岩出市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法を初めとする法令等の一部改正に伴い、所要の改正を要したため、専決処分をしたものであります。

次に、議案第41号　平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号についてですが、既決の予算の総額に2億8,645万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を164億9,070万1,000円としたものであります。

歳入では、歳入実績による各種交付金、地方交付税等のほか、各事務事業費の精算及び交付決定等による事業財源などについて補正したものであります。



また、歳出では、各事務事業費の精算のほか、入札等による工事請負及び購入差額、介護保険特別会計、国民健康保険特別会計及び下水道事業特別会計への繰出金、決算収支見込みによる基金積立金などについて補正したものであります。

なお、繰越明許費補正については、繰り越すべき事業経費の追加及び変更による補正をしたものであります。

次に、議案第42号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号についてであります。既決の予算の総額に6,228万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を56億6,106万1,000円としたものであります。

歳入では、療養給付費等負担金や財政調整交付金のほか一般会計繰入金について、歳出では、一般被保険者の療養給付費や療養費のほか一般会計繰出金について、補正したものであります。

次に、議案第43号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号についてであります。既決の予算の総額から1億3,457万4,000円を減額し、補正後の予算の総額を27億8,358万4,000円としたものであります。

歳入では、介護給付費に係る国・県支出金や支払基金交付金、一般会計繰入金について、歳出では、居宅介護サービス給付費や地域密着型介護サービス給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などについて補正したものであります。

次に、議案第44号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第5号についてであります。既決の予算の総額から6,990万7,000円を減額し、補正後の予算の総額を31億9,268万7,000円としたものであります。

歳入では、受益者負担金のほか事業費の確定による下水道事業債や一般会計繰入金などについて、歳出では、工事請負費や移設補償費、紀の川中流流域下水道（那賀処理区）建設負担金、長期債償還利子などについて、補正したものであります。

以上が、専決処分の承認を求める案件についてであります。

次に、条例案件についてご説明いたします。

議案第45号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。地籍調査事業の完了に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第46号 岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正についてであります。半島振興法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第47号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第48号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について及び議案第49号 岩出市重度心身障害児者医療費支給条例の一部改正については、いずれも、県の補助金交付要綱の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、平成27年度の補正予算案件についてご説明いたします。

議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に2,150万円を追加し、補正後の予算の総額を154億8,273万円とするものであります。

歳入では、国庫支出金のほか、人事異動等に伴い派遣職員等給与に係る諸収入について、補正するものであります。

歳出では、人事異動等による人件費のほか、個人番号（マイナンバー）制度に係る通知カード・個人番号カード関連事務負担金、下水道事業特別会計繰出金、学校給食に係る副食加工委託料などについて、補正するものであります。

次に、議案第51号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に196万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を31億8,946万円とするものであります。

歳入では、社会資本整備総合交付金や一般会計繰入金、下水道事業債について、歳出では、人事異動等に伴う人件費について、補正するものであります。

次に、議案第52号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。既決の収益的支出予算の総額に9万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を23億3,237万5,000円とするものであります。その内容は、人事異動等による人件費について、補正するものであります。

次に、議案第53号 市道路線の認定についてであります。開発行為による帰属道路2路線を市道認定するため、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号から議案第56号までの岩出市公共下水道下水管布設工事請負契約についてであります。予定価格が1億5,000万円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第57号 動産の取得についてであります。情報系システム再構築事業に伴うサーバーやネットワーク機器等一式の購入について、予定価格が2,000万

円以上であることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議についてであります。平成28年3月31日をもって、当該組合を解散することに関し、地方自治法第288条の規定に基づく協議について、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、各議案についてご説明いたしました。いずれも重要案件でございますので、慎重審議をいただき、ご承認賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○井神議長 これで、市長の提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について～

日程第31 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○井神議長 日程第28 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件から日程第31 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦の件までの諮問4件を一括議題といたします。

執行部から説明を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 諮問第1号、諮問第2号、諮問第3号、諮問第4号につきまして、一括して説明させていただきます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成27年6月1日提出

岩出市長 中芝正幸

記以下でございますが、

住所 和歌山県岩出市岡田101番地

氏名 西岡正光

生年月日 昭和23年4月5日生

諮問第2号では、記以下でございますが、

住所 和歌山県岩出市野上野533番地

氏名 藤原正章

生年月日 昭和26年6月29日生

諮問第 3 号では、記以下、

住所 和歌山県岩出市山 528 番地の 4

氏名 村中隆子

生年月日 昭和 19 年 5 月 12 日生

諮問第 4 号では、記以下、

住所 和歌山県岩出市根来 1396 番地

氏名 松尾 隆

生年月日 昭和 31 年 6 月 6 日生

でございます。

一括して提案理由をご説明させていただきます。

人権擁護委員は法務大臣の委嘱になっており、その任期は 3 年でございます。委員候補者につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、当該市町村の議会の意見を聞いた上、市町村長が法務大臣に対して推薦を行うこととなっております。

諮問第 1 号では、現委員の岩西雅司氏が、平成 27 年 12 月 31 日付をもって退任されることに伴い、その後任に西岡正光氏を人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見をいただくものでございます。

同氏は、添付しております経歴書にありますように、昭和 43 年 11 月から平成 25 年 3 月までの長きにわたり、和歌山市役所に勤務され、この間、市民税課や総務課等に所属し、広く社会の実情に通じられておられます。また、平成 26 年 1 月から 1 年間、岡田地区の区長を務められ、地域が抱える課題解決や地域活動に熱心に取り組まれるなど、長年の行政経験に加え、地域住民の信頼も厚く、人権擁護にも理解があり、人格高潔で、今後の人権擁護活動にご尽力いただける適任者として推薦したので、ご審議をお願いするものでございます。

諮問第 2 号は、藤原正章氏の任期が本年 9 月 30 日をもって満了、諮問第 3 号並びに諮問第 4 号は、村中隆子氏、松尾 隆氏の任期が本年 12 月 31 日をもって満了いたしますので、藤原正章委員、村中隆子委員、松尾 隆委員を引き続き人権擁護委員の候補者に推薦することについて、議会の意見を求めるものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○井神議長 これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席から通告した内容を一括してお願いします。

質疑願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 諮問第1号から第4号について、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問について、質疑を行いたいと思います。

今日、人権擁護委員の役割というのは、社会的にも大変重要な位置を示しております。私たちは、人権擁護委員の活動について、広く啓発し、広報していく。そういう中で、岩出市民の人権を守っていくという立場で、この方が活躍されることを切に願うものでありますが、質疑通告の中で、私が今回質疑をしたい点は、まず第1点に、人権擁護委員として過去3年間の相談件数の実態はどうだったのか。2番目に、人権相談を受けた中で、人権侵犯として、事件として取り扱った件数はどうだったのか。また、関連するいじめ・差別・虐待・DV等々の件数について、人権擁護委員のかかわりを教えていただきたいと思います。

次に、広報と啓発についてであります。人権擁護委員会の開催及び人権擁護委員の相互間の研修は、どのように実施をしてくれているのか。

また、人権擁護委員会の議事録についてはとっておられるのか。その議事録の公開についてはどのようにされているのか。

3番目に、人権擁護委員の氏名並びに住所、肩書及び連絡先の公開を広く岩出市民に行い、相談しやすい環境をつくるという観点から、どのように考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

4番目に、相談日及び場所に関してであります。岩出市の広報紙等では載っております。また、ポスター等も掲示をされておりますが、広く岩出市民が相談日並びに場所に関して、十分ではないのではないかという点が一報ありますので、その点について改善をする必要があると思いますが、それについてお聞きをしたいと思います。

人権擁護委員の活動については、他の関連する委員との連携というものも大切になってきております。この他の岩出市内における公的な委員の連携というのは、どのような状況になっているのか、まずお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

福祉課長。

○広岡福祉課長 ただいまのご質疑にお答えさせていただきます。

1点目の相談件数については、岩出市で行っております人権相談の件数は、平成

24年度、4件、平成25年度、3件、平成26年度、4件です。

2点目の人権侵犯事件についてですが、和歌山地方法務局が発表しております平成26年の人権侵犯事件の状況によりますと、平成26年中に救済手続を開始した事件数は220件となっております。これは県全体の発表となっておりますので、岩出市での発生件数は公表されておられません。

3点目のいじめ・差別・虐待の件数についてですが、和歌山地方法務局が発表しております平成26年の人権侵犯事件の状況によりますと、先ほどの220件のうち、学校におけるいじめは17件、差別的待遇は21件、暴行虐待は29件となっております。

次に、公報と啓発についてであります。1点目の人権擁護委員会の開催についてであります。人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けて、人権相談や人権啓発活動を行うことを職務としており、委員会を開催して何らかの事項を審議するものではないので、委員会は開催していないと聞いております。

次に、委員相互間の研修についてであります。和歌山人権擁護委員協議会主催研修会のほか、法務局や県、市主催の各種人権啓発事業に参加しております。

2点目の委員会議事録の公開についてであります。先ほども申し上げましたとおり、人権擁護委員会自体がございません。

3点目の委員の氏名、住所、肩書及び連絡先の公開についてであります。委員の氏名、大字名については、岩出市ウェブサイトに掲載しております。また、同内容を毎年5月号広報紙に掲載しているところでございます。

4点目の相談日及び場所についてであります。市で行っている特設人権相談につきましては、毎月第2火曜日の午後1時から午後4時まで総合保健福祉センターで開催しています。ただし、6月のみ、本日ですが、6月1日が人権擁護委員の日となっておりますので、本日は午前10時から午後4時まで総合保健福祉センターで開設いたしております。こちらにつきましても広報紙及びウェブサイトに掲載しているところでございます。

5点目の関連する委員との連携についてであります。必要に応じて行政相談委員や民生委員との連携を行っているところでございます。

以上です。

○井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、過去3年間の相談件数並びに法務局に把握をされている人権侵犯事件、いじめ・差別・虐待の件数、こう見ますと、岩出市内の実態というのが明らか

ではありませんが、この人権侵犯並びに、いじめ・差別・虐待の件数というのは、私は氷山の一角であろうと推測をしております。多くの市民の皆さんが、相談をこれは人権侵害に当たると認識する人の中にも、相談すれば、そのことによって、反面、いろいろなあつれきを生むということが言われております。

そういう意味では、私たちは過去の相談件数を明らかにして、岩出市民に、こういうケースはこういう内容ですというような形で、氏名の公表は別にして、やはり啓発活動の中で公開をしていくということが求められるのではないかと考えております。それについて、お考えをお聞きをしたいと思います。

また、岩出市内での件数についてはわからないということではありますが、これは法務局において、過去、市町村から委嘱されている人権擁護委員が上げていく件数については、法務局で把握しているわけありますから、岩出市内の件数についても報告を求め、その対応をしていくことも大切であろうと、そのように考えております。これについてお聞きをしたいと思います。

それから、公報と啓発についてであります。人権擁護委員会そのものは、それぞれ一人一人が活動するという意味合いも反面あるわけですが、委員会同士において意見交流をし、対応していく、そのことも1つ大切な役割であろうと、私は考えております。

対相談に当たるにおいても1人で対応するのではなくして、複数で対応するというのを原則にすべきだと言われておりますし、ここら辺についても改善する必要があるのではないかと考えておりますが、いかがなものでしょうか。

それから、委員の氏名、住所、肩書、連絡先の広報についてであります。以前は、これは法務局のほうから、委員そのものの内容についてですが、法務省訓令第3号、平成18年9月22日の最終改正文書において、第5条で、人権相談は常設相談所または特設相談所において取り扱うものとする。ただし、人権擁護委員が、その自宅において取り扱うことを妨げないというようにうたわれております。

私は、特設会場だけじゃなくして、自宅においても取り扱うことが可能でありますから、人権擁護委員の自宅の公表も重ねて公表して、市民に市の広報に載せる必要があるのではないかと考えておりますが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、関連する委員の連携についてですが、人権擁護委員だけじゃなくして、ここの中で、今言われました民生委員とか、行政相談委員等があるわけですが、保護司の皆さんもおられます。いわゆる民生委員とか児童委員、行政相談委員、保護

司の皆さんとの連携を密にして、人権活動の中で、人権侵犯を起こさないというような方針をお持ちであるのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

○松下議員 議長、動議をお願いします。

○井神議長 松下議員。

○松下議員 今の尾和議員の質疑になりますが、これはちょっと、今の推薦のことについて話をしているわけであって、内容に入っておられますので、ちょっと検討をしていただきたくないというふうに思いますが、いかがですか。

○井神議長 今、松下議員からのありました、尾和議員の質疑に対する内容のことなんですが、しばらくお待ちください。

吉本議員。

○吉本議員 質疑を受けていただいておりますので、議事進行していただきたいと思います。

○井神議長 しばらく休憩いたします。

午前10時30分から再開します。

休憩 (10時15分)

再開 (10時30分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの松下議員の意見は動議でありますので、賛成者を求めます。

ただいまの松下議員の動議について、お諮りいたします。

松下議員の動議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立少数であります。

よって、動議は不成立となりました。

議長より一言申し上げます。

個人の意見を述べないようにお願いいたします。

議事を進めます。

答弁願います。

福祉課長。

○広岡福祉課長 尾和議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、具体的な事例をもって啓発してみてもどうかということなんですけども、ご承知のとおり、人権擁護委員さんには守秘義務がございます。内容によっては個

人が特定できてしまうこともございますので、なかなか難しい課題かと思われます。

それから、市の件数を法務局に求めていってはどうかということなんですが、うちのほうでも市の件数を出してくださいとお願いしているんですが、これは出せないという回答をいただいております。

それから、委員会の中で、委員さん同士で研修をとということなんですけども、常に委員さん同士で自己研さんに当たっていただいております。

それから、相談について複数でということなんですが、人権相談の際には、必ず複数の方が参加していただいております。

それから、自宅での人権相談ということなんですけども、連絡先のほうに、福祉課の電話番号も書いておりますので、福祉課のほうへ直接お電話いただいた方で、どうしても人権相談に行けないという方には、直接、人権擁護委員さんのほうに連絡をとらせていただいて、場合によっては、自宅でも受けることができるとなっております。

それから、保護司との連携ということでございますが、保護司さん、それから人権擁護委員さん、双方で必要があれば、それに応じて連携を図っていくようにさせてもらっております。

以上です。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長ね、質疑じゃありませんが、議長が言われた今の件について、個人の意見を述べないでくださいと言われましたよね。私は個人の意見を全然述べてません。どこの点が個人の意見を述べたのか明確にしてください。そうしないと、個人の意見ではないことを私は言ってるんですから、どこが、これは個人の意見になるのか、その点を明らかにしていただきたい。

質疑の際に、事前に通告をして、なぜ質疑をするかといいますと、この諮問を受けた4名の方について、私は、責任を持ってこういう活動をしてほしいと、背景も含めて考えております。それをただすことが個人の意見なのか、私が条文を取り上げて言ったことが個人の意見なのか、そこを明確にしないと質疑ができないわけがあります。それを踏まえて、すぐ結論は出ないと思いますが、そういう発言については、議長として慎んでいただきたいことを申し添えておきたいと思います。

○井神議長 尾和議員、質疑はないんです。再々質疑はないんですか。

○尾和議員 だから、これから言います。

だから、その点を前提にして言いますと、いずれにしても、今、市のほうから答弁をいただきました。先ほども前段で言いましたように、人権擁護委員の役割というのは大切であり、重要なことでもありますから、その範疇の中で、岩出市民の人権を守っていただけるよう切にお願いして、質疑にしたいと思います。

答弁は結構です。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することでご異議ございませんか。

(異議なし)

○井神議長　ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号から諮問第4号までの諮問4件は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論及び議会の意見をまとめます。

討論及び議会の意見は、議題ごとに行います。

諮問第1号に対する討論はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　諮問の意見として、私の意見を申し添えたいと思います。

人事案件であります。この事案は、人権擁護委員法で人権擁護委員を自治体の首長が、自治体有権者の中から推薦するに当たり、市議会に同意を求めてきた案件であります。

今回、先ほどから、この案件について質疑を行わせていただきました。その結果を踏まえて意見を申し上げたいと思います。

この議案が議会で同意されますと、選出されることになりますが、人権相談なら人権相談日を事前に市民に公表する。過去の相談内容や人権侵犯事件を広く公表し、啓発することも重要であります。議案には、当然のことながら、人権擁護委員の氏名、住所を記しております。履歴が添付されております。そのような中、これらの情報は何ら秘密でもあり得ません。市議会の広報あるいは岩出市の市広報に公開をされ、市民が相談しやすい環境をぜひつくっていただきたいことを希望しまして、

私の諮問に対する意見といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、諮問第1号に対する討論を終結いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第1号は、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立全員であります。

よって、諮問第1号は、適任と決しました。

次に、諮問第2号に対する討論はありますか。

(なし)

○井神議長 討論なしと認めます。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第2号は、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立全員であります。

よって、諮問第2号は、適任と決しました。

次に、諮問第3号に対する討論はありますか。

(なし)

○井神議長 討論なしと認めます。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第3号は、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立全員であります。

よって、諮問第3号は、適任と決しました。

次に、諮問第4号に対する討論はありますか。

(なし)

○井神議長 討論なしと認めます。

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦の件について、議会の意見をまとめます。

諮問第4号は、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○井神議長 起立全員であります。

よって、諮問第4号は、適任と決しました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。次の会議を6月5日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、6月5日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(10時40分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平 成 2 7 年 6 月 5 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

平成27年6月5日

|       |                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分                                                  |
| 日程第1  | 諸般の報告                                                    |
| 日程第2  | 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市税条例等の一部改正)               |
| 日程第3  | 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市都市計画税条例の一部改正)            |
| 日程第4  | 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市入湯税条例の一部改正)              |
| 日程第5  | 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市国民健康保険条例の一部改正)           |
| 日程第6  | 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)          |
| 日程第7  | 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号)       |
| 日程第8  | 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号) |
| 日程第9  | 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)   |
| 日程第10 | 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第5号)  |
| 日程第11 | 議案第45号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について          |
| 日程第12 | 議案第46号 岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について        |
| 日程第13 | 議案第47号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について                       |
| 日程第14 | 議案第48号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について                   |
| 日程第15 | 議案第49号 岩出市重度心身障害児者医療費支給条例の一部改正について                       |

て

- 日程第16 議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第51号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第52号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第53号 市道路線の認定について
- 日程第20 議案第54号 岩出市公共下水道（1015－9）下水管布設工事請負契約について
- 日程第21 議案第55号 岩出市公共下水道（1015－10）下水管布設工事請負契約について
- 日程第22 議案第56号 岩出市公共下水道（1015－11）下水管布設工事請負契約について
- 日程第23 議案第57号 動産の取得について
- 日程第24 議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について
- 日程第25 発議第2号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第36号から議案第58号までの議案23件につきましては、質疑、委員会付託です。発議第2号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議1件であります。

次に、受理した請願第2号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願書及び請願第3号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」（戦争法案）に反対することを求める請願書、以上2件の請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり、総務文教常任委員会へ付託いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

#### 日程第24 議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について

○井神議長 日程第2 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件から日程第24 議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議の件までの議案23件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員。質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 議長の許可を得ましたので、質疑を行いたいと思います。

皆さん、おはようございます。



通告、実は4議案ほど行いたいと思っています。

まず、議案第36号から行きたいと思います。この点では、36号では3点お聞きをしたいと思います。

36号議案の中には、法人番号導入という、そういうものが条例の中に書かれて、岩出市でも導入されようとしてきています。この点において、岩出市において、法人番号導入によってどのようなメリットや、また、場合によってはデメリットというものも生じるのではないかというふうにも思うんですが、この点について、市としてどのように認識をされておられるのかというのが1点と、軽自動車の購入に対して、グリーン化特例というものが設けられるわけなんです、このグリーン化特例における軽減、岩出市としての今後の見込み、これがどのように、市として見込んでいるのかという点をお聞きしたいと思います。

3点目は、旧3級品の製造たばこに関係してのたばこ税の税率の見直しというものも書かれているんですが、これによって、年度別で28年から31年まで4年間書かれているんですけどね。税収に関しては、どのように変わっていくであろうという、そういう見込み、この点をお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 おはようございます。

増田議員ご質疑の1点目、法人番号導入によるメリットについては、法人から市へ提出される申告書や給与支払報告書などに法人番号が記載されることから、名寄せや突合ができ、課税事務の効率化につながるものと考えております。したがって、デメリットはございません。

続きまして、グリーン化特例における軽減の状況の見込みはについてお答えします。

グリーン化特例、いわゆる軽課の対象となる車両については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得、すなわち新車登録した軽四輪等に関限り適用されますので、現在のところ、車両台数は把握しておりません。つまり軽減については見込めないということであります。

続きまして、3点目、たばこ税の税率見直しにおける年度別の税収見込み予測はについてお答えします。

今回の税条例等の改正により、旧3級品の税率が平成28年度から4段階で引き上げられます。平成26年3月31日現在の課税額で試算いたしますと、平成28年度は約

4 億 2,900 万 3,000 円、平成 29 年度は約 4 億 3,077 万 5,000 円、平成 30 年度は約 4 億 3,343 万 3,000 円、平成 31 年度は約 4 億 3,863 万 4,000 円となります。

なお、今後の消費本数の増減等によっては、試算どおりにならないことを申し添えます。

以上でございます。

○井神議長 再質疑はありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、個人番号導入による部分については、メリットとして、効率化が望まれるんだという、そういうことを言われています。若干、これとは違うんですが、違う形になるのかなと思うんですが、懸念されるのは、今、新聞でも大騒動になっていると思うんです。

年金機構からの情報漏れというのが起きたというのは、それが今出てるんですが、この法人番号なんかも付与していくという部分であるとしたら、こういった今の情報社会の中での部分の中で、やっぱり市としても、同じような情報を管理していくという上では、教訓としていかなければならない点とか、また、今後、対応としてとっていかなきゃならないような点とかというのがあろうかと思うんです。そういう点について、今回の法人番号制という部分については、そういうような懸念というのが起きないのかどうかとか、今後、マイナンバーというものなんかも導入されようとしてきているんですが、そういう点でいったら、そういう不安材料というんですか、そういう部分なんかも、今回のこの事件については、さらに、そういうのは不安視されるというような状況が生まれてきたと思うんです。

そういう点では、市としての法人番号導入という部分についての関係でいうたら、どういうふうな形になっていくのか。また、そういう点で教訓にしていかなきゃならないような点というのは、現段階でどのぐらいのふうに感じておられるのかというのを 1 点聞きたいのと、グリーン化特例については、今の時点ではわからないということなんですが、毎年、軽四の新車台数というのが、大体わかると思うんですね。それが、今回のグリーン化特例の軽減の見込み数になるんじゃないかなとは思いますが、そういう点でいうと、軽四の毎年の新車という部分における登録台数というのは、何台ぐらいあるもんなんですか。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 増田議員、再質疑の情報の関係で、漏れ等のそういうふうな懸念を

されているという内容でございますけれども、この件につきましては、この間の日本年金機構の大量の個人情報が出るといふ事案が発生して、その後、総務省のほうから通知文も来てございます。我々といしましては、職員に対しまして、この通知文を周知して、注意喚起を行ったところでございますけれども、マイナンバー制度につきましては、国の制度に基づいてやるものでございますので、我々もこういう情報漏れがないようには努力いたしますし、国・県のほうからも十分ご指導等をいただきながらやってまいりますので、この点については、我々も十分注意してやっていく、そういうふうな考えでございます。

○井神議長 税務課長。

○松本税務課長 まず、法人番号のほうでございますが、法人番号は、国税庁にて付番されることになっておりまして、法人番号自体には利用制約がなく、国税庁の法人番号公表サイトで、法人番号、名称、所在地の3情報が公表されますので、どなたでも自由にごらんいただける情報となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、新車の台数ということでございますが、新車の台数がわかれば、軽課の情報はわかるということでございましたが、軽課の情報については、今まで、27年3月31日以前の軽自動車税の新様式には軽課の情報は記載されておらず、わからないということであります。それは、いつからわかるのかということは、今、まだ検討中ということでございます。

それで、新車台数につきましても、軽自動車の登録につきましては、新車も中古も、税務課のほうでは新車として扱っておりますので、軽四輪の台数をここで申し上げたいと思います。平成23年度は1万6,619台、平成24年度は1万7,086台、平成25年度は1万7,689台、平成26年度は1万8,428台、平成27年度は1万8,947台、4月1日現在の数字でございます。

以上です。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第41号。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第41号では、3点お聞きをしたいと思います。

9ページのところで、不動産の売渡収入というのが記載されて、宮の県の職員住宅というような形で説明がされました。この点については、市として売り払わなけ

ればならない理由、それがなぜ市として売り払ったのか、その理由をお聞きをしたいと思います。

それと、２点目は、同じ９ページのところに、国保会計からの繰入金というものが約８,０００万前後出ていると思うんですが、これの必要性ですね、この国保会計から一般会計へ繰り入れなければならない必要性というのはなぜ生じたのか、その理由についてお聞きをしたいと思います。

それと、３点目は、２６年度補正で、各種の基金に対して、合計で４億３,０００万円を超える状況となってきました。この点について、市として、他の自治体が財政難、財源を確保していくというのが非常に苦労されている中で、このような金額というのが岩出市では積み上げられてきているというのが、この間、岩出市の特徴的なものだと思うんですね。このような、この実態について、市としてどのように見ているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の質疑にお答えします。

１点目の土地売却収入は、普通財産として所有していた宮２０番１の県職員住宅跡地の売り払いによるものでございます。理由は、平成２５年３月に県が職員住宅を解体撤去し、その後、市として、この土地を利用する予定がないので、売却したものでございます。

次に、３点目の基金の積み立てについては、平成２６年度の事業執行において、予算編成時には見込むことが困難である歳入実績や事業の精算などによる増減差額を積み立てるものであります。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員ご質疑の２点目でございます。

国保会計繰り入れの必要性はなぜ生じたのかについてですが、特別会計は、当該会計で運営するのが原則であります。しかしながら、一般会計から法定分以外繰入れとして、平成２６年度末において、３億３２１万３,３８３円の財源補填を受けております。国保会計に剰余金が出る見通しであれば一般会計に繰り出して返還するのが本来であると考えておりますので、今回、国保会計の収支に剰余金が発生すると見込まれたことから、未返済の一部を一般会計に繰り出し返還したものでございます。

以上です。

○井神議長 再質疑はありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目の宮の県の職員住宅の跡地なんですが、今、答弁では、利用する計画がなかったんだということなんですが、計画がなかったとしたとしても、市として、この跡地の有効利用というような形では、どのような議論がされてきたんでしょうか。最終的には利用する計画がなかったんだというふうになったとしても、市としては、やはり自分とこの土地を有効活用していくというのが本来の筋だと思うんですね。その点では、どのような議論がされてきたのかという点が1点です。

今、基金の点については、増減差額を積み立てているというだけのお答えでした。実際には4億3,000万円というお金が市民のために使われないで積み上げられているという、こういう状況があるんだという点が、やっぱり大きいと思うんですね。そういう点では、こういうようなお金が、毎年毎年積み上がっていくという、こういうような実態については、現実的には岩出市としてしっかりと市民に使っていくという、そういうお考えというのは、本来は使うべきだというふうに、市民はやっぱり思っていると思うんです。そういう点では、こういうようなお金そのもの自身をしっかりと市民のために使っていくという、そういうこのような実態という点の視点からの答えというのを私ぜひ聞きたいと思うんです。

あと、もう1点は、国保会計の部分なんですが、例年どおりというんですか、お金を法定外以外を繰り出しているんだというお答えでした。その点では、余剰金という、そういうお考えなんですが、市として、余剰金という、その認識ですね。余剰金というこの認識というのは、どういうふうに捉えておられるのかという点、どういう部分が生じたら余剰金というふうに考えておられるのかという、この点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の再質疑にお答えします。

1点目の土地の有効利用についてということでございます。

県が職員住宅を解体・撤去した後、庁内各課に、この土地の利用について意見を求めました。その中で利用計画がなく、売却することがベストの方法であると判断をいたしました。

2点目の基金でございしますが、今回、積み立てをしても、25年度末の基金残高と比較しますと1億410万円の減少で、取り崩し分を積み戻せていない状況となっております。

おります。財政状況は厳しくなっている状況であります。今回のような基金の積み戻しなど、財政の健全性を保つことが今後の市民サービスの向上に寄与するものと考えます。

○井神議長 保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えをします。

余剰金としての認識の捉え方ということですが、国保会計において収支状況が残額が出ているという状況をもって、剰余金ということで考えてございます。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第42号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 42号について、3点お聞きしたいと思います。

先ほどの一般会計の国保会計の繰り入れともこれは関係する部分なんです、改めて当局にお聞きをしたいと思うんです。議案書を見ると、財政調整交付金として7,500万円、これが交付されてきています。この財政調整交付金というこのお金については、どのように使いなさいというような形で国から指示が来ているのか、また、この財政調整交付金というのは、どのような性格を持った交付金なのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それと、保険基盤安定のための繰入金というものも繰り入れがされてきていますが、今回、繰り入れられるこの保険基盤安定のための繰入金、これもどのように使いなさいというような形で繰り入れがされるのか、その性格と、何のために繰り入れられるお金なのか、この点をお聞きしたいと思います。

一方で、歳出において、今も言ったように、一般会計に対して8,200万円というものが繰り出されてきています。歳入の内容という点においては、私は一般会計からお金を借りているから返せるんだというような性格のものではないと考えますし、国保会計における保険給付、これを初めとした国保会計全体を安定化させていくために、これは使う内容のお金だと認識していますが、その点から考えると、本来はそういう国保会計を安定化させるために使うお金が、一般会計にこれは流れていくと、出されていくというのは、本来は趣旨が違う、そういう部分になるんじゃないでしょうか。本来はその基金に積み上げていくという、国保会計を運営していく中で、実際には、そういう給付額とかという部分なんかの部分も含めて出されてきた中の部分なんかが、なぜ一般会計へ繰り出せるのか、この理由についてお聞きを

したいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員のご質疑、1点目でございます。

国保事業の財政は、定率の国庫負担のほか保険税をその財源として賄うのが原則であります。市町村の差異により保険料負担能力に格差が存在します。財政調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡等を調整する性格を持つ交付金であります。

財政調整交付金には、市町村間の医療費の水準や住民の所得水準の違いによって生じる財政力の不均衡を調整するため、算定基準に基づき計算された金額が交付されるものや、国保税の収納率向上対策、レセプト点検による医療費適正化などの実績に基づき交付されるものがあります。

2点目の保険基盤安定繰入金につきましては、保険税軽減分と保険者支援分があります。保険税軽減分は、被保険者の保険税の軽減相当額を市町村が一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、国保被保険者の保険税負担の緩和及び市町村の財政基盤の安定化を図る制度となります。

一方、保険者支援分は、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を市町村が一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、低所得者を多く抱える市町村を支援する制度となります。

いずれも法定分繰入金として一般会計から繰り入れるものです。

次に、3点目でございます。

一般会計に繰り出せるのかについてですが、一般会計から国保会計への繰り入れには、保険税負担緩和分など国保会計の安定した財政運営を行うため、制度化された法定分の繰入金と、国保会計において収支不足が見込まれる場合、緊急避難的に財源補填された、いわゆる、法定分以外の繰入金があります。特別会計は、当該会計で運営するのが原則であります。今まで一般会計から法定分以外繰入金として、緊急避難的に財源補填を受けてきた繰入金により国保会計に収支不足を生じさせず安定化を図ってきた経緯があり、このたび平成26年度国保会計の収支に剰余金が見込まれたことから、その一部について、一般会計に繰り出すものであります。

以上でございます。

○井神議長 再質疑はありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点お聞きしたいと思います。

国保税を算定していくという部分の中では、毎年、国保の運営審議会なんかも開かれて、そして、国保税なんかが算定されている基準というものなんかが決められてくるという経緯があると思います。そういう点では、一般会計から岩出市の国保自体が一般会計から繰り入れをしているというのは、これは事実だと思います。だとしても、年度年度で算定されているこの国保税、これは一般会計からお金を繰り入れた部分も含めて、その年度の国保税を算定されていると思います。そういう点では、一般会計から繰り入れられたお金だとしても、実際には借りているというような性格ではなしに、この国保の部分の中で、必要だから国保会計を安定運営させていくのには必要だから、そのお金が要りますよということで決められてきているわけですね。

そして、独自でその運営をされてきていると思うんです。そういう点では、一般会計そのもの自身に繰り出しをするということそのもの自身が、おかしな性格を持っていると思うんです。しかも、今回のこの部分の中においては、財政調整交付金という部分も含めて、そうした国保会計を安定化させていくためにお金を交付しますよという部分なんですね。ですから、当然、その国保会計の中で、年度年度で黒字になった場合なんかについては、当然、それは次期の国保を運営していくための運転資金というんですか、国保税なんかを引き下げていく、そういう財源にしないという性格のものを持っているはずなんです。

そういう点でいうと、一般会計というところに、繰り出すというのは、やはり、これは目的外使用という以外にないと思うんですが、この点についてどうなのかという点、これ改めてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の質疑にお答えします。

性格ということですが、現時点で、先ほどからも答弁させていただいていますとおり、ルール分以外の繰入金については、国保会計において剰余金が見込まれる際に返還するということで、一般会計から繰り入れにより財源補填されたものは、これは返還すべきものだと考えてございます。

なお、その国保事業の運営の安定化を図るためには、やっぱり財源の確保、医療費の適正化ということで、国保事業の運営に取り組んでいきたいというふうにも考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。



○井神議長 再々質疑はありませんか。

(な し)

○井神議長 続きまして、議案第50号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 50号については、1点だけお聞きをしたいと思います。

今回、この議案の中には、減債基金に1億円の積み立てがされるようになってきています。この議案は、27年度、今年度の補正予算です。今年度の予算執行が始まってから、わずか3カ月しかたっていないという、こういう時点で1億円というお金が積み上げられていくという、この現状はどうなのかというふうに思うんですね。

今、ご存じのように、今後、岩出市においては市政懇談会というものなんかも開かれていくと思うんです。その中では、たくさんの住民要求というものなんかも出されてくると思います。そういう中で、なぜ今の時点で、こういうような住民要求に応えられるだけの財源がありながら、なぜ基金に積み立てなのか、この点を1点だけお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の質疑にお答えします。

今回の補正予算における人事異動等に伴う人件費の減額により生じた歳入歳出差額を、今後の臨時財政対策債の償還に伴う公債費や下水道事業債の償還に伴う繰出金の財源とするため、当初予算での1億5,000万円の取り崩しに対して、1億656万8,000円を積み戻すものでございます。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今も言ったんですが、これから市政懇談会なんかでもいろんな声があるうかと思うんですね。だから、そういう点で、やはりしっかりと、これまで、前年まで、そういう形で出されてきたそういうものに対して、なぜ改善をするというような形がとられないのか。当初予算で1億5,000万ですか、それを取り崩しているから、それに対して返済していくんだという、それに積み戻すというんですか、そういう形の対応というのが、本来の岩出市としての財政の考え方、財源の使われ方という考え方なんかで、実際には、そういう部分があるから積み戻すんだというのであれば、じゃあ、どのようにして市民の要求というのを応えていく、そのための財源をひねり出していくのか、その点について、そういう市民のために使っていく

お金の財源の確保、こういう点についてはどのように考えておられるのかという点、再度改めてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の再質疑にお答えします。

市では、事業は計画的に進めているところであり、今回の補正予算の時点では、新たな事業の要求はなかったということがございます。

それから、先ほども申し上げましたように、基金の残高ですけれども、ここ26年度末では減少しているということがございます。今回のような積み戻しをすることによって、財政の健全性を保つことが、今後の市民サービスの向上に寄与するというふうに考えてございます。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、財政の健全化ということを言われたんですが、じゃあ、岩出市の財政の健全化という率ですね、赤字再建団体に落ち込むんだとかいうんなら、まだわかるんですが、そういう点でいうと、毎年のように岩出市では黒字財政、これを生んできて、しかも、基金については、毎年のように多額のお金が積み上げられてきているというような点で、実際には、そういう財政の安定化というものをしていかなきゃならない状況なのかどうかという点は、私はちょっとこういう対応はどうかという認識はあるんですが、実際には、市としての財政の安定化ということをおっしゃられたんで、そういう点では、岩出市の財政というのは、この間どのような状況であるというふうに認識をされているのか、この点だけ、最後にちょっとお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の再々質疑にお答えします。

市の財政は健全ではございます。ただ、この健全ということが、余裕があるということとはございません。だんだん厳しくなっている状況であるということは、基金の残高の減少でも明らかであると思います。27年度の当初予算においても基金を取り崩して、収支がバランスとれてるというのが実態でございます。27年度当初予算では、基金全体で5億748万4,000円の取り崩しをした上で、収支がとれているということでございます。

○井神議長　これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

続きまして、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いします。

尾和弘一議員。議案第36号。

○尾和議員　おはようございます。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、議案第36号　専決処分の承認についてであります。法人番号の符号について、これに関して、国税庁のほうから指定をされるということになりますが、指定をされる工事番号の符号の日時についてはいつからになるのか。それから、何桁の数字が符号されるのか。それと、その法人番号についてですが、個人自営業者に関してはどうなるのか。全て法人番号、本局に登録している法人のみなのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、サービスつき高齢者住宅については、岩出市内において何棟あるのか。

それから、第10条の2、特別措置について総額、これを適用しますと幾らになるのかということです。

それから、寄附金控除のワンストップ化ということで、今取り組まれているわけですが、現行の制度からどのように変わるのか。今までであれば、個人で確定申告の際、2月の15日から始まる確定申告の際、届け出をした点であります。今後については、それがなくなるというように理解しておるんですが、そこら辺について、詳しくご説明をいただきたい。

それから、寄附金については、政治団体の寄附金も当然あるわけで、政治団体の寄附金についても、この仕組みに該当するのか、お聞きをしたいと思います。

それから、エコカー減税、今の質疑の中にもありましたが、平成27年度燃費基準5%車についてであります。現在、電気自動車等の所有、岩出市内で所有台数も含めて把握をしておられるのであれば、まずお聞きをしたいと思います。

○井神議長　答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長　尾和議員のご質疑についてお答えします。

法人番号の符号の年月日はということでございますが、平成27年10月に付番が開始されます。通知が行くということでございます。

それから、国税庁長官から法人番号が付番されますが、その法人につきましては、

設立登記法人、国の機関、地方公共団体、その他法人や団体に13桁の法人番号が指定されますので、個人ではございません。

続きまして、サービス付き高齢者向け住宅は何棟あるかについてですが、岩出市内には2棟ございます。

続きまして、第10条の2、特別措置について、総額は幾らとなるのかですが、平成27年度特例措置については、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅への軽減措置のみで、計133万1,552円でございます。

続きまして、寄附金控除のワンストップの仕組みについてですが、確定申告が不要な給与所得者等が、平成27年4月1日以降にふるさと納税を5団体以内に行った場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することによって、確定申告不要で、確定申告することなしで控除が受けられるという特例的な仕組みでございます。

続きまして、政治団体への寄附金には該当するのかについてですが、ここでいう寄附金は、ふるさと納税でありまして、都道府県、市町村または特別区に対する寄附金となるため、政治団体への寄附金は該当いたしません。

続きまして、エコカー減税について、平成27年度燃費基準5%車はどうなるのかでございますが、軽自動車税のグリーン化特例、いわゆる軽課については、平成27年度燃費基準で5%達成車への適用はございません。

続きまして、電気自動車等は、現在、何台あるのかについてですが、現在、電気自動車の登録は2台でございます。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 個人自営業者、これについてはちょっとわからなかったんで、これつけないということなのか、その点だけちょっと。

○松本税務課長 失礼します。

個人事業者については、法人ではございませんので、法人番号は付番されません。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 電気自動車、エコカーの問題であります。これ対象車両について、私が調査した段階では、電気、それから燃料電池、天然ガス、それからハイブリッド、クリーンディーゼル乗用車等が該当すると思うんですが、これについてのお考えと、

それからバスやトラック等については、これに該当するのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、寄附金のワンストップの問題であります。今、ご答弁では、給与の労働者についてのみ、この寄附金控除の手続が確定申告する必要性がなくなると。それ以外の方については、従来どおり確定申告の手続をして、控除を受けるという理解でよろしいのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 まず、エコカー減税のほうについてですが、今回、条例にありますのは、軽自動車のグリーン化特例ということでございますので、バスやトラックについてもエコカー減税には該当するかとは思われますが、軽自動車ということではございませんので、ここでは控えさせていただきます。

次に、寄附金控除のワンストップの仕組みについて、給与所得者だけかということでございますが、これは確定申告が事業所得者の場合は、必要にどうしてもなります。確定申告が不要な者といたしまして、給与所得者、それから年金所得者等が考えられます。

以上でございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再度、寄附金の点なんですが、今、余りにも限定が限られているということで、その比率というのは大体どれぐらいがあるのか、現行で、今まで寄附金控除で対象として必要なくなる給与所得者、これについては何件ぐらい把握をされているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 申しわけございません。ただいま給与所得者の比率については資料がございません。把握しておりません。資料がございませんので、ちょっとわかりかねます。

○尾和議員 把握はされているんですか。

○松本税務課長 確定申告が不要な給与所得者については、把握はしているんですけども、ただいまちょっと手元にございません。

もう一度言います。給与所得者等にだけです。申告が不要か必要か、申告したか

どうかというのは、ちょっとわかりかねる点がございます。

○井神議長 続きまして、議案第38号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 専決処分の承認について、入湯税の問題ですが、該当する業者はあるのかということで、いとうホテルがあったんですが、今はないと思うんですが、ちょっと確認のために質疑をさせていただきます。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 当該事業所はあるのかについてであります。現在、当市での入湯税の課税はございません。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(な し)

○井神議長 続きまして、議案第40号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第40号 専決処分の承認について、国保条例の一部改正に関してありますが、第2条及び第23条のこれによる影響される該当者数というのをどれだけ見込んでいるのか、並びに引き上げによる総額歳入ですね、これについては幾らと見積もっているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをします。

第2条による該当者数は、改正によるもので96人を見込んでおります。

また、第23条による該当者数については、改正によるもので医療分として178人、後期高齢者支援金分として178人、介護納付金分として55人を見込んでおります。

次に、課税限度額の引き上げによる総額は、改正によるもので318万9,000円を見込んでおります。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(な し)

○井神議長 これで、議案第40号は終わります。

続きまして、議案第41号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第41号 専決処分の承認について、26年度補正予算に関して質疑をさせていただきます。

まず、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金についてありますが、この大幅な修正・補正の、いわゆるプラス要因ですね、当初で予測はできなかったのかという点について、お聞きをしたいと思います。

それから、法定外公共物等について、売却したのは何筆あったのか。それから、土地売却収入について、具体的にご答弁をいただきたい。

それから、資源ごみの収入増についてであります。どういう要因でこの増になったのか、お聞きをしたいと思います。

それから、国保への繰入金の理由について、これは先ほども質疑の中でありましたが、私もこういうやり方自体については、理解しがたいところがありますので、まず、そこら辺についてお聞きをしたい。

それから、地区集会所の予算の削減、マイナスがあったんですが、どういう理由でこのマイナス要因になったのか。

それから、ごみ減量化対策事業補助金の団体数は、現在、岩出市に幾らあるのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

1点目の当初予算における配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金等の算定は、当初での予測ができないために、国が発表する地方財政計画の伸び率をもとに計上しております。

2点目の土地売却収入については、法定外公共物等は21件で、26筆です。宮の市有地は1件、1筆です。

○井神議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 資源ごみ収入、増の要因はにつきましては、当初予算よりも入札のほうが高かったということ及び量の増でございます。

○井神議長 保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えします。

国保への繰入金の理由は何かについてですが、先ほど、増田議員にお答えしたとおり、特別会計は当該会計で運営するのが原則であります。しかしながら、一般会計から法定分以外、繰り入れとして、平成26年度末には、3億321万3,383円の財源

補填を受けております。国保会計に剰余金が出る見通しであれば、一般会計に繰り出して返還するのが本来であると考えておりますので、今回、国保会計の収支に剰余金が発生すると見込まれたことから、返済の一部を一般会計に繰り出し、返還したものでございます。

以上です。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 5点目の地区集会所建設等助成費のマイナス理由につきましては、予算額として、新築分600万円と修繕等分200万円、合計800万円を計上していましたが、新築分の申請はなく、修繕等分で37万円の予算残額があったことから減額するものでございます。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 尾和議員ご質疑の6点目、ごみ減量化対策事業補助金の団体数はどうかでございますが、岩出市集団資源回収事業奨励金の交付対象団体数は、平成27年3月末現在で54団体でございます。

以上です。

○井神議長 再質疑はありますか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 配当割交付金等々に関してであります。国の予測に基づいてというお話でありました。時系列に考えると、余りにも誤差が大き過ぎるんじゃないだろうかという気がしております。本来なら、ここで計上して補正にするということで、この金額ですね、約1億円からの金額についてですが、いつの時点で、これは明らかになるのか、お聞きをしておきたいと思います。

それから、資源ごみの収入の問題であります。入札増加によるということでご答弁をいただきました。昨今の状況からいいますと、アルミ缶等が通常の3倍ぐらいに値上がっているよという情報も聞いておりますが、それに伴った要因かなという気はするんですが、入札で、どこの部分が、アルミ缶とかスチール缶とか、いろいろあると思うんですが、新聞とか雑誌とか、その部分で、どこの部分が大きく寄与したのかという、個別にわかれば教えていただきたい。

それから、国保の問題で、これは将来の問題として考えておかなければならないのは、国の方針では県に集中するよということになるという話も出てきております。そうしますと、今後、こういうことがあった場合に、岩出市は、繰り入れしたり、繰り出ししたりすることを是とするのか非とするのか、従来どおりであれば、また



県が主体になった場合に、ふえた、減ったの問題で、そこに一般財政のほうから、市民の税金のほうから、国保のほうに繰り出したり繰り入れたりするということになることが懸念されますので、この点についてどのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、ごみの団体数ですが、54団体ありますよということで、現在、それが機能しているかどうかの問題もあるんですが、はまだのほうに持っていかれてる団体等であろうと思うんですが、直接持っていける方も非常に多いと聞いております。そこら辺で、できることなら、市民の皆さんが自主的に団体を結成しなくても、個人ではまだに持っていけば、はまだのほうは、それによってクリーンセンターからの払い出しが、支払いが少なくなると、反面あるんで、そこら辺が関連すると思うんですが、そこら辺について、今後もこの団体の推進をしていくのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

これらの交付金につきましては、3月交付ということでございまして、最終の数字が見えない中で、補正のタイミングが、この最終の時期ということになってございます。

○井神議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 資源ごみの金額がどれぐらい変わっているのかということにつきましては、当初、段ボールにつきましては9円で予算計上しておりましたが、実際には、入札で15円、前期が14.796円、後期が16.168円。続きまして、新聞につきましては8円が、前期が13.608円、後期が15.941円。紙パックは、当初7円で計上しておりました分が、前期13.176円、後期14.256円。雑誌・チラシにつきましては、当初8円でやっておりました分が、入札で14.688円、後期15.984円、シュレッダーダストにつきましては、当初5円でやっておりましたが、入札により、前期14.58円、後期14.148円。焼却残渣のアルミでございしますが、当初45円を見込んでおりましたが、前期54円、後期70.2円。焼却残渣、鉄につきましては、当初20円を見込んでおりましたが、前期28.9円、後期29.97円。不燃性粗大ごみにつきましては、当初5円を見込んでおりましたが、前期12.744円、後期8.424円となっております。

以上です。

○井神議長 保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをします。

もうすぐ広域化がされるということでございますが、市としましては、平成30年、県に広域化が予定されるということで聞いてございます。今、国では保険者支援金など国保財政の基盤強化が図られているところでございます。こういうふうなことで、市としましても、この辺を十分注視しながら現時点でできることは、国保財政の健全化に向けて、収支両面にわたる取り組みをしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 尾和議員の再質疑、岩出市集団資源回収事業奨励金の交付を推進していくのかということでございますけども、この事業の目的でございますが、まずはごみ減量、それから資源再利用運動の一層の促進を図るということを目的にしておりますので、今後も推進していく、そのように考えてございます。

以上です。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 国保の歳入の問題、ちょっと1点だけ指摘をしたいと思うんですが、国では、各地方自治体で成績のいいところについては、恩恵を与えるよという制度をしていこうという嫌いもあるんですが、それが押しなべて統一されると、いわゆる岩出市民の税金が他の地方自治体の財政赤字のところに回されてまうという反面、マイナスの要因もあるんですね。プラスの要因もあるかもわかりませんが、現状の岩出市の国保財政からいえば、その部分が赤字の地方自治体に回るというのは、一般市民としても理解しがたい点があるんで、そこら辺については十分、統合される段階でも、期間はまだありますけども、これは検討する余地があるということだけ申し上げておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再々質疑にお答えをします。

市としましても、やはり国民健康保険の政府運営につきましては、保険税というのは基盤になってくるわけでございます。その辺のところを十分広域化に向けて精査しながら、他の状況も勘案しながら、改正するというんじゃないしに、市としてい

い方法を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○井神議長 これで、議案第41号の質疑を終わります。

しばらく休憩します。

午前10時55分から再開します。

休憩 (10時40分)

再開 (10時55分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第42号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第42号 専決処分の承認について、26年度国保予算補正について質疑を行います。

今回の補正の中で、療養給付費のマイナス、この要因、分析というのもどのように把握をされておるのか。これ非常に大切な問題でありますので、これについて市の答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをします。

マイナス要因ということですが、一般被保険者に係る療養給付費のマイナス要因・分析についてですが、国民健康保険加入者の平成26年度中における調剤費用に係る件数及び費用額の増のほか、入院に係る費用額の増を見込み、増額補正しておりましたが、補正により見込んでいた金額ほど入院に係る医療費が伸びなかったことから、今回、減額補正をしたものであります。

なお、疾病別診療費データを見てみますと、新生物や循環器系の疾患に対する医療費の伸びが見込みよりも緩やかであったことから、療養給付費のマイナス要因につながったものと分析しております。

以上です。

○井神議長 再質疑はありますか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 要因について、ご答弁をいただきました。私は、この要因の分析の仕方についてなんですが、自然発生的に、自然的に、言うたら自動的にマイナスになったのか、能動的にマイナス要因として貢献したのかというところ辺が、この評価の分かれる点やと思うんですね。

市としては、この問題について、能動的にこういう取り組みをして、これが要因によってマイナスになりましたということがつかんでおくということは、非常に大切やと思うんですけれども、そこら辺について、具体的に何かアプローチされた事項があったのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをします。

具体的に何か原因、要因となるようなことを市はしたのかということでございますが、もう少し掘り下げて、疾病別を見てみますと、新生物や循環器系の疾患について、さらに見ますと、胃や結腸の悪性新生物に係る医療費が、また、循環器系の疾患については、虚血性疾患であるとか、脳内出血であるとか、脳梗塞など係る医療費が、見込んでいたほども伸びなかったということが要因になっているわけでございます。

こういうふうなことから、医療費の動向、疾病の分析、健診のデータなどを今後活用しまして、市民の疾病予防や健康づくりに役立てていけるものであるというふうには考えてございます。

今、市におきましては、健診事業において、生活習慣病の重症化を防ぐために、これは重要でございますので、早期に疾病を発見したり、生活改善を促したり、軽症のうちに医療機関に受診することを勧めたりするようなことで、市民の健康づくりにつながるものと考えてございますので、今後も、特定健診など健診事業に取り組んでいきたいというふうには考えてございます。

以上です。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第46号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第46号 条例の一部改正について、固定資産税の問題であります。現在、不均一課税の対象事業者数、これについては何社あるのか、金額は幾らになっているのか、それから対象拡大による業者数、これを拡大しますと、何社増になるのか、それに伴う金額は幾らと見込んでいるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 不均一課税の対象事業者数は、何社あるのかについてであります、平成27年度現在、1社でございます。

続いて、金額は幾らかについては、平成27年度における不均一課税による軽減額は、897万8,300円でございます。

続いて、対象拡大による業者数は、何社増となるのかについてですが、要件に該当すると想定される事業者数は11社でございます。想定される金額は幾らかについては、平成27年4月1日以降に対象となる施設または設備の新築及び増設をした業者に適用されますので、現在のところ、想定金額はわかりかねます。

以上でございます。

○井神議長 再質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 これで、議案第46号の質疑を終わります。

続きまして、議案第47号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第47号 条例の一部改正について、子ども医療費に関して、今回、条例の中身について、「療養の給付療養費」を給付と療養費に分離をされている。分けられた理由、根拠というのは何なのか、これについてお聞きをしたいと思えます。

それから、つけ加えられました訪問看護及び家庭訪問看護療養費、これはどのように違うのか。字句だけ見ますと、余りそんなに変わらないのではないかなと思うんですが、家庭訪問と訪問看護という形ですので、家庭以外のところを訪問するのかという気もするんですが、これについて、定義と並びにどういう業務をするのか、ご答弁をいただきたいと思えます。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをします。

まず、1点目でございます。療養の給付療養費を給付と療養費に分ける理由についてですが、療養の給付は、病気やけがに対する診療に係るもので、診察や処置、調剤など指し、療養費は、柔道整復師による施術、あんま、マッサージ、はり師、指圧師、灸師による施術、治療用装具などを指します。

このたび、和歌山県乳幼児医療費県費補助金交付要綱の改正に伴い、これらの文

言につきましても、県要綱に準じた形に整理を行ったものでございます。

それから、２点目、それぞれの療養費の違いにつきましては、被用者保険において、保険加入者本人が訪問看護を受けた際、訪問看護療養費として、また、被保険者の扶養家族が訪問看護を受けた際は、家族訪問看護療養費として、どちらも保険加入者本人に保険給付されるものです。名称の違いはありますが、いずれも医師の指示に基づき、在宅で継続して療養を受ける必要のある方が、訪問看護事業所の看護師等の訪問により、必要な療養上の世話や診療の補助を受けた際に保険給付されるものでございます。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 もう１点、確認ですが、そうしますと、訪問看護というのは、保険者本人のみであると。家庭訪問看護療養費は、保険者以外の家族が訪問して看護したり療養費が必要なときに、そこに支出する項目であるという理解でよろしいでしょうか、再度確認をさせてください。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをします。

家族訪問看護というのがございます。社会保険にご加入の方につきましては、本人と扶養者に分かれてございます。本人が受けた場合に訪問看護療養費、被扶養者の方が受けられる場合は家族訪問看護療養費ということになります。

以上でございます。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(な し)

○井神議長 続きまして、議案第48号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第48号 条例の一部改正についてですが、ひとり親家庭の医療費についてです。

１項目めのことについては、事前にお話がありまして、字句の修正だけなので、余り意味がないんだということで、県に準じてということなので、質疑を割愛していきたいと思います。

２番目のひとり親家庭の訪問看護、家庭訪問看護療養費、これについて、内容に

ついてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをします。

それぞれの療養費の違いにつきましてですが、先ほど、議案第47号のほうで回答させていただいたと同様になりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 確認なのですが、先ほどの47号議案でご説明いただいたものと同じ内容であるということで理解してよろしいのでしょうか。再度、ちょっと確認させてください。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをします。

同様でございますので、よろしくお願いします。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第49号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第49号 条例の一部改正について、重度心身障害者医療費に関してですが、現在、岩出市における対象者数、障害者名ごとに把握されておるのであれば、ここでご答弁をいただきたいと思います。

それから、家庭訪問看護の主な業務、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをします。

重度心身障害児者医療の4月1日現在の対象者数は1,203人となっております。種類別ということですが、今、手元に持ち合わせてございませんので、よろしくをお願いします。

それから、2点目でございます。訪問看護の主な業務につきましては、医師の指示に基づき在宅で継続して療養を受ける必要がある方に、訪問看護事業所から看護

師等が訪問して、必要な療養上の世話や診療の補助を行うもので、主な業務は患者さんの自宅を訪問し、病状の観察、入浴介助、排せつ介助など療養上の介助、点滴など医師の指示による医療処置などとなります。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、重度心身障害者、障害者数の1,203人のご答弁がありました。これ、ちょっと手元にないということなので、また後ほどいただきたいと思いますが、この中の授産施設で就労可能な方もおられると思うんですが、その比率というのは、家庭でどこにも行かれない方との区別もあると思うんですが、それについては何人か、1,203人のうち何人おられるのか、わかればご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをします。

授産施設ということですが、こちらにつきましても、ちょっと今持ち合わせてございませんので、また後ほどお渡しするということで、よろしくお願いします。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第50号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第50号 平成27年度一般会計補正予算について、質疑をさせていただきます。

まず、委託料に関して、現在の人員数は何人で、何人増加になるのか、ご答弁をいただきたいと。

それから、予算の組み替えであるということなんですが、管理職手当の対象者数ですね、これ目別にご答弁をいただきたい。

それから、超過勤務手当の支給実績と予測目標、これについてどのように現時点で取り組みをされているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、減債基金の積み立ての理由なんですが、これも先ほど質疑の中で質疑が交わされておりますけども、再度お聞きをして、現在、基金全体として幾らあるのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。



教育総務課長。

○辻教育総務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

委託料に関して、現在の人員数は何人かということでございますが、現在、学校給食調理員の人員は、平均23人です。

なお、この補正予算は、増員ではなくて、常時、学校給食調理人を23人以上確保するための補正予算となります。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 2点目の管理職手当の関係でございます。

補正予算後の管理職手当の対象者数を目別に申し上げますと、1款1項1目議会費、1人、2・1・1総務一般管理費、7人、2・1・3会計管理費、3人、2・1・4企画広報総務費、3人、2・1・7情報推進費、1人、2・1・8国民体育大会費、1人、2・2・1税務総務費、3人、2・3・1住民基本台帳費、2人、3・1・1社会福祉総務費、4人、3・1・4老人医療扶助費、1人、3・1・13介護保険費、3人、3・2・1地域子育て支援事業費、4人、3・2・2児童教育保育費、9人、3・2・6児童虐待DV関係費、1人、4・1・1保健衛生総務費、3人、4・1・5環境衛生費、4人、4・1・6国保財政支援費、2人、4・2・1クリーンセンター費、2人、5・1・1農業委員会費、1人、5・1・2農業総務費、1人、5・1・5農地費、1人、6・1・1商工総務費、1人、7・1・1土木総務費、5人、7・4・1都市計画総務費、2人、9・1・2教育事務局費、8人、9・5・1社会教育総務費、3人、9・5・3図書館費、1人、9・6・1保健体育総務費、1人、9・6・4学校給食運営費、1人。以上でございます。

次に、平成26年度超過勤務手当の支給額は、1億114万2,201円です。今年度の予算額は9,024万9,000円です。

○井神議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

今回の補正予算における人事異動等に伴う人件費の減額により生じた歳入歳出差額を、今後の臨時財政対策債の償還に伴う公債費や下水道事業債の償還に伴う繰出金の財源とするため、当初予算での1億5,000万円の取り崩しに対して、1億656万8,000円を積み戻すものであります。

なお、平成26年度末時点の減債基金残高は13億3,274万9,000円で、平成27年度当初予算1号補正における取り崩し、積み立てを考慮した現在額は12億8,969万3,000円となると見込んでおります。

○井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 委託料に関してですが、事前説明では1人増員するという話を聞いたんですけども、今の答弁では、平均23人を確保したいということのご答弁がありました。としますと、現在の人員はちょっと明確でなかったんですが、22人なのか、そこら辺、ちょっと再度質疑をさせていただきたいと思います。

それから、超過勤務手当の支給についてですが、実績では1億円、予測では9,000万円と。既に今年度の予測をオーバーしてるのかなという気はするんですけども、こういう認識でいいのか。現実的には、さらにこれがふえていくということなのか、ここら辺について、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

教育総務課長。

○辻教育総務課長 現在の学校給食調理員の人員は、平均23人以上確保するために努めているところです。それら学校給食調理員の確保が著しく困難であり、学校給食の質を維持するため、学校給食調理員の人員を確保するための補正予算となります。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑についてですけれども、再度、先ほどの答弁を繰り返しをさせていただきますと、平成26年度、去年の超過勤務手当の支給額が1億114万2,201円です。今年度の予算額は9,024万9,000円ということでございますので、今年度のほうが減額になっているという考えでございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私がここで超過勤務手当の支給実績に問うてるのは、新年度かかって、実績では、今月は6月ですから、4月、5月実績を問うとるんで、4月、5月の実績はどのように推移していたのかということなんですが、それについては把握をされているかどうか、再度ご答弁をください。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再々質疑についてですけれども、今の推移については、データの分析はしてございません。

以上でございます。

○井神議長 続きまして、議案第52号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第52号 平成27年度水道会計補正について、お聞きをしたいと思います。

補正予算の中で、先ほども一般財政のほうでお聞きをしましたが、超過勤務手当の支給実績、これは今年度の4月、5月、それから、今年度の目標をどのように設定をされて取り組もうとされているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の平成27年度水道会計補正予算についての超過勤務手当の支給実績と予測目標はどうかという質疑でございますが、今回の補正予算は職員の給与費関係でございます、超過勤務手当は含まれてございません。

なお、4月、5月の実績については、現在、把握はしてございません。

○井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これ、水道事業も一般会計のところもそうなんですが、職員の超過勤務の実態を今お聞きしますと、把握をしてないと。こんなずさんな勤務管理というのはあるんでしょうか。日々、やはり把握をして、毎月毎月どういう実態に推移しているのか。これは職員の健康を守るためには、原課において把握をしておくべきだと。これは過去から、私、強く申し上げてきたと思っております。

早急に資料の提出を、この場で持ち合わせてないと、把握をしてないということでもありますので、把握をして、回答をいただきたいと思います。

それと、予測目標についても答弁がなかったんですが、水道事業会計において、今年度、27年度の超過勤務について、どこまで設定をして、これに近づけるために、もちろん36（サブロク）協定がありますけども、それを超えることはやってはだめだと思うんですが、それ以内に抑えるためにどのような取り組みをして、設定をしていくのか、これは大切な問題ですので、それについて再度お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

平成27年度につきましては、524万5,000円の予算を計上してございます。

なお、超勤につきましては、職員の健康を十分考え、お互いの相互の協力を得な

がら縮減に努めてまいりたいと考えてございます。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員のただいまの質疑についてでございますけれども、4月、5月は既に終了しておりますので、それぞれの勤務の時間というのは、我々はわかっておりますけれども、それを分析していないというふうに、私、先ほど答弁させていただきましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと資料につきましては、情報公開制度に基づき対応させていただきます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長ね、情報公開条例に基づいて、それは当然いいんですが、議場において議員が質疑をしているわけですから、それに対して答えるというのは当然やと思うんです。それをちょっと勘違いされているんじゃないですか。情報公開条例というのはあるのはわかっている。しかし、議場において議員がこの問題について質疑をしているわけですから、それに対して、現在持ち合わせてないというのであれば、後から出してくるというのが議会のあるべきルールやと思いますが、議長のほうに、その点、配慮をしていただきたいということをお願いします。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 資料の提出につきましては、議会から提出の請求があれば対応させていただきます。

○井神議長 続きまして、議案第57号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第57号について質疑をします。

今回の動産の取得に関してですが、この内訳書の中に、総体として、第1点目ですが、これを導入することによって、費用対効果についてはどのように分析をされ、どのような状況になるのか。金はずぎ込んだが、実際上は効果がなかったということでは困るわけありますから、これをどのように見ているのか、お聞きをしたい。

それから、VPNルータに関してですが、これはどういう内容の機種なのか、私、ちょっと知りませんので、教えていただきたいと思います。

それから、入退出管理及び出退勤管理システムの内容について、これ、どのような形態のものになるのか。誰の入室管理なのか、出退勤管理なのか、ここら辺について、どうなるのかご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の質疑にお答えをさせていただきます。

1点目の費用対効果につきましては、数値であらわすのは難しいものがありますが、情報系システムは、市役所と小中学校、公民館等の出先機関をネットワークで接続しています。住民サービスとしては、図書館ネットワークシステムや図書館などでの住民のインターネット閲覧利用があり、また、小中学校では、パソコン教室でのインターネットを利用した授業、教職員の情報収集等に使用しています。また、行政事務においても、職員の情報収集や出先機関等とのメールのやりとりに活用しています。

現在のシステムは、平成21年度に導入しましたが、老朽化やサーバの容量不足等により安定稼働に懸念があることから、最新の機器に更新することで、より信頼性・安全性の高いシステム機器が整備されることから、十分な効果があります。

2点目のVPNルータについては、市役所と各公共施設などを接続するために使用する機器で、セキュリティの確保がされた通信を行うことができます。公衆のネットワーク線をあたかも専用線のように使用することができ、第三者の侵入ができないというふうな内容の機器でございます。

それと、次に3点目ですが、入退出管理システムは、市役所の閉庁時間に庁舎内への入退出管理を行うために、宿直室横入り口に管理システムを設置するものです。また、出退勤管理システムは、職員のタイムカードを電子化するものでございます。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この導入については、数字で評価するのは難しいということを言われます。これ、21年に何億という金をかけて導入した経過がありますが、それ以降、実質的には、職員の勤務時間が減ったのかというと、そうでもないし、ふえている状況にあると。どこが効果が出ているのかなという気はするんですが、そういう意味で、もっと費用対効果については詳細に分析して、インターネットの業者の利益に寄与するのではなくして、そういうことも含めて、総合的に評価をするシステムを構築しておく必要があると。これは市民の税金ですから、もっと具体的に費用対効果を明らかにして、市民に公開をしていくということが大切になるというふうに思いますので、その点、再検討を求めたいと思います。

それから、出退勤管理については、これは私が前から要望して、委員会でも質疑をしているわけですが、システム化をして、よく問題があるのは他人に成り済まして、そのカードを通すということが、往々にして起きてくるんですよ。ここら辺のチェックをどのようなシステムで構築されているのか、指紋認証なのか、タイムカード形式のカードを通すことのみで対応するのか、そこら辺、実態の把握をしていただきたいと。

それから、出退勤管理をしますと、その日に、少なくとも明くる日にデータが管理されている部に上がってきます。それによって、微調整をするということになるんですが、残業していないにもかかわらず、カードを通すのが遅かった場合には、それを誤って残業時間に算入したり、あるいはタイムカードを通した後に作業が出て、二度打ちをして、それが残業に認定されるとか、そういういろいろなケースが発生をしてきます。ここら辺について、どのようなシステムになるのか、再度、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

費用対効果の関係ですけれども、このコンピュータシステムにつきましては日々進歩をしてございます。このシステムは平成21年度に導入し、丸6年が使用することになってございます。今回、新たに導入することによって、信頼性・安全性の高いシステムの整備が図れると考えておりますので、数値ではあらわすのは難しいとは思いますが、十分費用対効果では効果があると、そういうふうに考えてございます。

それと、出退勤管理の他人に成り済ましてということでございますけれども、出退勤は1人1枚カードを皆に持たせていただくことによりまして、そのカードによって管理しますので、他人に成り済ますということはありません。

それと、残業の件ですけれども、残業につきましては、その残業する前にそれぞれの所属長のほうから許可を得て、きょう、残業するよということで許可を得た後に残業するというシステムになっておりますので、このカードで残業する、しないの算入ということは考えてございませんので、よろしくお願いします。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、総務課長に答弁をいただきましたが、出退勤管理のシステムについ

ては、これは所属長が管理するのと並行してやらないと、突合しないと、実際の数字が出てこないんですよ。少なくともプリントアウトして、当日、締めたというと、明くる日の大体午前中に、通常なら午前中に出てきますから、それを照合して、これは正しい残業だという場合については、そこに折り込みをして、給与計算に算入していくということをしないと、それと現在のシステムとは別個に管理するということになる、かえって時間がふえるんですよ、ロスが。だから、そういう答弁の仕方というのは、僕はやり方自体が問題があるんで、出退勤管理システムのコンピュータ化をすれば、それによって集計も残業時間も俊敏に集計されて、給与に反映するというシステムに持っていかないと、こんなもん意味がないんです。その点だけ申し上げておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再々質疑についてでございますけれども、尾和議員もいろいろご心配をいただいておりますところでございますけれども、もちろん機器を導入すればデータが出てきますので、十分、尾和議員の言っていた趣旨をこっちも認識した上で、導入後の運用については検討を今後してまいりたいと、そういうふうに考えてございます。ありがとうございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第35号から議案第58号までの議案23件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号から議案第58号までの議案23件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 発議第2号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について

○井神議長 日程第25 発議第2号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

田畑昭二議員。

○田畑議員 発議第2号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出

します。

平成27年 6 月 5 日 提出

提出者 岩出市議会議員 田畑 昭二

賛成者 岩出市議会議員 三栖 慎太郎

賛成者 岩出市議会議員 吉本 勸曜

賛成者 岩出市議会議員 福山 晴美

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

本文の朗読は省略いたします。

提案理由の趣旨説明を申し上げます。

乳幼児医療費助成等の地方単独事業に対してペナルティーとして国保の国庫負担金や普通調整交付金の減額調整措置が行われている。

しかし、今後、人口減少問題への意欲的・自発的取り組みを促し、国保の財政運営が都道府県に移行する方向であることに鑑み、こうしたペナルティーは見直す必要があるため、この意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で提出者の趣旨説明は、終わりました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。次の会議を6月16日火曜日、午前9時30分から開くことに  
ご異議ありませんか。

（異議なし）

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は6月16日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これで散会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

（11時40分）



# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 6 月 1 6 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

平成27年6月16日

|       |         |                                                   |
|-------|---------|---------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分 |                                                   |
| 日程第1  | 議案第36号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市税条例等の一部改正)               |
| 日程第2  | 議案第37号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市都市計画税条例の一部改正)            |
| 日程第3  | 議案第38号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市入湯税条例の一部改正)              |
| 日程第4  | 議案第39号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市国民健康保険条例の一部改正)           |
| 日程第5  | 議案第40号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)          |
| 日程第6  | 議案第41号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号)       |
| 日程第7  | 議案第42号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号) |
| 日程第8  | 議案第43号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)   |
| 日程第9  | 議案第44号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第5号)  |
| 日程第10 | 議案第45号  | 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について          |
| 日程第11 | 議案第46号  | 岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について        |
| 日程第12 | 議案第47号  | 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について                       |
| 日程第13 | 議案第48号  | 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について                   |
| 日程第14 | 議案第49号  | 岩出市重度心身障害児者医療費支給条例の一部改正について                       |

- 日程第15 議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第51号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第52号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第53号 市道路線の認定について
- 日程第19 議案第54号 岩出市公共下水道（1015－9）下水管布設工事請負契約について
- 日程第20 議案第55号 岩出市公共下水道（1015－10）下水管布設工事請負契約について
- 日程第21 議案第56号 岩出市公共下水道（1015－11）下水管布設工事請負契約について
- 日程第22 議案第57号 動産の取得について
- 日程第23 議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について
- 日程第24 請願第1号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現に関する請願書
- 日程第25 請願第2号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願書
- 日程第26 請願第3号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」（戦争法案）に反対することを求める請願書
- 日程第27 発議第2号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第28 議員派遣について
- 日程第29 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第36号から議案第58号までの議案23件につきましては、各常任委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、請願第1号から請願第3号までの請願3件につきましては、委員長の請願審査報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第2号の議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、それと、議員派遣の件と委員会の閉会中の継続調査及び審査の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第23 議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について

○井神議長 日程第1 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件から日程第23 議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議の件まで、議案23件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案23件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果について、各委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長、福山晴美議員、演壇でお願いいたします。

○福山議員 皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

6月5日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）のほか議案6件ありました。

当委員会は、6月9日火曜日、午前9時30分から総務部門について、同日午前9時55分から文教部門について開催し、付託議案の審査を行いました。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市入湯税条例の一部改正）、議案第46号 岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について、議案第57号 動産の取得について、以上5議案については、討論はなく、全会一致で、議案第36号、議案第37号及び議

案第38号は承認、議案第46号及び議案第57号は可決しました。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号）の所管部分と議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の所管部分については、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で、議案第41号は承認、議案第50号は可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市入湯税条例の一部改正）については、質疑はありませんでした。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号）の所管部分については、大阪方面バス補助金及び巡回バス補助金並びに企画広報総務費の印刷製本費の減額理由について。教育施設建設事業基金積立金として1億円積み立てされているが、教育施設の下水道計画はあるのか。放課後児童健全育成事業委託料の減額理由について、また、どのように予算を立てているのかについて。

議案第46号 岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の所管部分については、減債基金1億円積み立ての詳細及び臨時財政対策債への償還するという方法は、どう考えているのか。学校給食運営費、副食加工委託料360万円増額の詳細について。減額補正が多い中、国民体育大会費が増額補正しているが、その理由はについて。

議案第57号 動産の取得については、岩出市職員において、1人1台のパソコンだが、情報流出の対策はされているのか。指名競争入札において何社応札しているか。また、会社名は。償還期限の取り決めはあるのか。また、年次的計画は立てているのかについて。

以上で総務文教常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

厚生常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いします

○三栖議員 おはようございます。

厚生常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

6月5日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険条例の一部改正）ほか議案9件でありました。

当委員会は、6月10日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案について審査を行いました。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険条例の一部改正）、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号）、議案第47号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第48号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第49号 岩出市重度心身障害児者医療費支給条例の一部改正について、以上6議案については、討論なく、全会一致で、議案第39号、議案第40号及び議案第43号は承認、議案第47号、議案第48号及び議案第49号は可決しました。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号）の所管部分、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）、議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の所管部分及び議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議については、反対討論、賛成討論の後、賛成者多数で、議案第41号及び議案第42号は承認、議案第50号及び議案第58号については可決しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険条例の一部改正）についてでは、国保の広域化は、今後どのようなようになっていくと認識しているのか。一般会計からの繰り入れ分のルール分はどの部分か。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）についてでは、軽減判定の基準のさらなる見直しについては、今後どのように考えているのか。国保運営協議会で説明している国保税算定基準は、議会でも説明すべきではないか。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計

補正予算第6号)の所管部分については、居宅介護サービス費及び衛生手数料1,100万円増額の詳細について。クリーンセンター費、委託料及び備品購入費の減額の要因について。国保会計から一般会計へ繰り入れている財源の内容について。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)については、地方単独事業として、医療費を無料化した場合、ペナルティーが課せられ、各自治体に払われる額が減額される制度があるが、そのペナルティーの額の概略について。現物給付よりも自動償還払いのほうがメリットがあるが、研究をしたことがあるのか。国庫支出金、県支出金の財政調整交付金の性質及び当初の額について。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)については、居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費及び居宅介護サービス計画給付費の減額理由について。

議案第47号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第48号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について、議案第49号 岩出市重度心身障害児者医療費支給条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算(第1号)の所管部分については、減債基金1億円の内訳について。

議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議については、白水園解散後、社会的弱者に対して、公的責任はどのようなになっているのかについて。

以上が厚生常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで厚生常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

建設常任委員長、玉田隆紀議員、演壇のほうでお願いします。

○玉田議員 建設常任委員会での審査の経過と結果をご報告いたします。

6月5日金曜日の会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号)の所管部分ほか議案9件でありました。

当委員会は、6月11日木曜日、午前9時30分から開催し、市道路線の認定の議案がありましたので、現地調査を行うため、議長に対して委員派遣承認要求を行い、現地調査を行いました。

現地調査終了後、付託議案について審査を行いました。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号）の所管部分、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第5号）、議案第45号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の所管部分、議案第51号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議案第52号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）、議案第53号 市道路線の認定について、議案第54号 岩出市公共下水道（1015－9）下水管布設工事請負契約について、議案第55号 岩出市公共下水道（1015－10）下水管布設工事請負契約について、議案第56号 岩出市公共下水道（1015－11）下水管布設工事請負契約について、以上10議案については、討論はなく、全会一致で、議案第41号の所管部分及び議案第44号は承認、議案第45号、議案第50号の所管部分、議案第51号、議案第52号、議案第54号、議案第55号及び議案第56号は可決、議案第53号は認定しました。

以上が委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑をご報告いたします。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号）の所管部分についてでは、都市計画事業資金基金積立金の積み立て理由及び基金残高並びに今まで支出した事業実績について。道路台帳更新業務について。更新回数は。また、更新したデータについて。市民の閲覧は可能かについて。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第4号）についてでは、繰入金及び市債のマイナス理由について。消費税還付金のマイナス理由について。受益者分担金及び受益者負担金の請求について。

議案第45号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、質疑はありませんでした。

議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の所管部分についてでは、超過勤務の実態について、正確に把握しているのか。また、超過勤務削減についての具体的な取り組みについて。

議案第51号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでは、歳出全般について。人事異動による増減かどうかについて。

議案第52号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）についてでは、

歳出全般について。人事異動による増減かどうかについて。

議案第53号 市道路線の認定についてでは、ごみの集積場のコンクリートブロック積みの一部見えるようにして、見通しができるような手だてをすべきではないかについて。

議案第54号 岩出市公共下水道（1015－9）下水管布設工事請負契約については、推進工法と開削工法の違いはどのような条件で区別しているのか。また、1メートル当たりの単価はどれぐらいの比率になるのか。入札に参加した業者が下請に入っているところはないのか。また、元請と下請の関係について把握し、指導しているのか。1億5,000万円以上の工事では、地元業者で何社参加資格があるのかについて。

議案第55号 岩出市公共下水道（1015－10）下水管布設工事請負契約については、作業員のトイレ設備は設置されているのか。下水道管の耐応年数を正確に把握するため、台帳整備は万全であるのかについて。

議案第56号 岩出市公共下水道（1015－11）下水管布設工事請負契約については、推進工、開削工ともに県の基準はどのように決められているのか。埋設したときに余裕の幅はどのぐらいできるのか。地元事前説明は市も参加しているのか。また、工期がおくれる場合はどうかについて。

以上が建設常任委員会の審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで建設常任委員会の報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は、終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件、議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市都市計画税条例の一部改正）の件、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市入湯税条例の一部改正）の件、議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険条例の一部改正）の件、議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市国民健康保険税条例の一部改正）の件、議案第43号 専決

処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号）の件、議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第5号）の件、議案第45号 岩出市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第46号 岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正の件、議案第47号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正の件、議案第48号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正の件、議案第49号 岩出市重度心身障害児者医療費支給条例の一部改正の件、議案第51号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件、議案第52号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）の件、議案第53号 市道路線の認定の件、議案第54号 岩出市公共下水道（1015－9）下水管布設工事請負契約の件、議案第55号 岩出市公共下水道（1015－10）下水管布設工事請負契約の件、議案第56号 岩出市公共下水道（1015－11）下水管布設工事請負契約の件、議案第57号 動産の取得の件、以上、議案19件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案19件に対する討論を終結いたします。

議案第36号から議案第40号、議案第43号から議案第49号、議案第51号から議案第57号までの議案19件を一括して採決いたします。

この議案19件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第40号、議案第43号及び議案第44号、以上議案7件は、原案のとおり承認、議案第45号から議案第49号、議案第51号及び議案第52号並びに議案第54号から議案第57号、以上議案11件は、原案のとおり可決、議案第53号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論のある方、増田浩二議員。

○増田議員 議案第41号 平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号について、反対討論を行います。

この補正予算の中には、国保会計から一般会計への繰入金8,179万9,000円が繰り入れられてきています。この対応については、財源内容から見ても、本来、国保会

計の基金として積み立てられなければならないものが、一般会計に繰り入れられてきています。このような対応については適切ではないと考えますので、反対いたします。

○井神議長 続きまして、賛成討論のある方、田中宏幸議員。

○田中議員 議案第41号 平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号について、私は賛成の立場で討論をいたします。

この議案の一般会計補正予算第6号について、歳入では、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金等のほか、各事務事業の精算に伴う事業財源、特別会計からの繰入金などであります。

また、歳出では、各事務事業の精算、特別会計への繰出金及び決算収支見込みによる基金積立金などであります。

いずれも経費節減による歳出の減と歳入財源の確保に努めた上での基金への積み立てなどであり、歳入歳出とも適正な予算となっております。

以上の理由により、私は賛成いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第41号に対する討論を終結いたします。

議案第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第41号は、原案のとおり承認されました。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、反対討論のある方、増田浩二議員。

○増田議員 議案第42号について、反対の討論を行います。

この議案の中身においては、国保会計を運営していく上で交付される財政調整交付金の額が決定されたものと、国保における低所得者への負担軽減額が確定されたものが国保会計として余剰金が生まれてきたと。この対応をどうするのが問われるものです。この補正予算は、一般会計へ8,179万9,000円を繰り出しというものを

行う対応がとられてきています。これまで一般会計から繰り入れしてきているから返却するという説明でした。しかし、今回の余剰金を生んだ財源については、国保会計を運営する上で必要とされたものが、結果的に余剰金として残ったものであり、そもそも余ったから返すという性格の財源内容ではありません。

しかも、現在、国保会計の基金には、わずか90万円という状況であり、緊急的な事態が起こったときには対応すらできない実態となっています。国負担分が減らされ続けてきている中で、国民健康保険税そのものが高くて支払えず、結果的に、毎年、多額の不納欠損金を生じてきている中、このような余剰金が生じたのであれば、当然、基金に積み立てられなければならないものです。財源内訳を見ても、一般会計に繰り出す必要性は全くありません。

高い国保税を安定化させていくための財源や、低所得にあえぐ人たちの負担軽減に活用することこそ求められています。一般会計から借りているからという理由も、社会保険では事業者が半額負担されているのに対し、国保では過度な負担とならないようにするために、国負担分として支援もされてきているのです。サラリーマンが負担した税金を自営業者などの加入する国保に投入するのは二重の負担になり、一般会計から繰り入れるのは適切でないという意見もありますが、税金を払っているのはサラリーマンだけではありません。自営業者も年金生活者も中小企業もみんな負担しているのです。サラリーマンの方なども退職すれば国保を使うことになります。この税金を市民の生存権を保障するために使うのは当然のことです。

この42号議案においては、今回の余剰金の財源内訳から見て、国保税引き下げの財源や国保会計の健全化を図るための財源として活用するのが当然であります、不適切な対応をとっているため、この議案に反対いたします。

○井神議長 賛成討論のある方、西野 豊議員。

○西野議員 議案第42号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号について、歳入では、療養給付費等国庫負担金、国・県の交付金、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金の確定に伴う補正、歳出では、保険給付費の減額と一般会計繰出金の確定に伴う補正で、いずれも精算に係るものであり、適切であると考えます。

よって、制度運営上、必要な補正となっていますので、賛成いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第42号に対する討論を終結いたします。

議案第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第42号は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論のある方、市来利恵議員。

○市来議員 議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算について、反対討論を行います。

今回の補正で、減債基金に1億656万8,000円もの積み立てをするという内容が含まれております。職員の異動や退職者の関係で補正が組まれてきたわけですが、予算をつくり上げる面で予測がしにくい点は理解できます。しかし、予算執行開始から3カ月しかたっていない中で、本来なら市民サービスに使われるべきお金が、減債基金に積み立てられるということに、市民は納得できないものと考えます。

減債基金の中身では、臨時財政対策債の償還との説明もありました。臨時財政対策債は、地方自治体の赤字債といっても、そもそも地方交付税の代替措置であることから、後年度において国から補填をされ、市に交付されてくるものです。本来、国から交付税として市町村に交付されてくるべきものが、国が一度に交付できないから市債を発行して、その補填を市町村が行っている性格のものです。

地方交付税と同様に扱うべき臨時財政対策債は、地方債、借金のほうに加えているようなやり方、これは市民を欺くようなものです。その本質は、市民のためにはお金を使わないということ。市民目線には財源がないように装って、さまざまな要求を抑え込んでいると言わざるを得ません。

こうしたお金は、市民要求に使われるべきです。これでは市民も納得しないと考えるので、この議案には反対といたします。

○井神議長 続きまして、賛成討論のある方、吉本勸曜議員。

○吉本議員 私は、本議案に対し、賛成の立場で討論いたします。

この議案の一般会計補正予算（第1号）についてでございますが、歳入では、内示に伴う国庫補助金のほか人事異動等による諸収入の補正を行うものであります。

また、歳出では、人事異動等による人件費、通知カード、個人番号カード関連事

務費負担金、下水道事業特別会計繰出金など、真に必要なもののみの計上となっております。

また、減債基金への積み立てにつきましても、当初予算における取り崩しに対して積み戻すものであり、歳入歳出とも適正な予算であると認めます。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第50号に対する討論を終結いたします。

議案第50号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論のある方、増田浩二議員。

○増田議員 議案第58号 白水園の解散議案について、反対の討論を行います。

そもそも養護老人ホームとは、環境的・経済的な理由から自宅で生活することができない65歳以上の高齢者を受け入れる施設です。もともとは、生活保護法の養老施設の流れをくんでいるもので、主に生活困窮者を対象としています。また、公的機関の判定に基づいて、入所が決定される措置施設に当たります。そして、入所後は、対応に関する計画に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことにより、利用者が有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる施設として、特養施設も含め、この間、白水園は存在してきました。

まさに、那賀地域における、自治体が責任を持って、身寄りのない方などの最後のとりでとして、対応できる施設とされてきたのが白水園の歴史です。民間に移管すれば、経済的理由などで、新たに入所の必要があったとしても、その保障は約束されるというものではありません。この点では、行政としての公的責任の後退につながると言わざるを得ません。

また、現在の白水園労働者においても、労働形態や労働条件を初めとした雇用の

面などの点でも、身分保障を初めとして、懸念される点があると考えます。

よって、この議案には反対いたします。

○井神議長 続きまして、賛成討論のある方、三栖慎太郎議員。

○三栖議員 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について、賛成討論をいたします。

那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議については、那賀老人福祉施設白水園の民設民営化に伴うものであり、民営化については、構成市における「白水園移管検討委員会」において、慎重に協議・検討されている中での決定であり、今後、民営化手続を進めていく上で必要な協議と考えます。

また、民営化後も、老人福祉法、介護保険法に基づいた適切な対応がなされるところと考えており、那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について、賛成いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、議案第58号に対する討論を終結いたします。

議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○井神議長 起立多数であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 請願第1号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現に関する請願書～

日程第26 請願第3号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」(戦争法案)に反対することを求める請願書

○井神議長 日程第24 請願第1号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現に関する請願書の件から日程第26 請願第3号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」(戦争法案)に反対することを求める請願書の件までの請願書3件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました請願書3件に関し、請願審査報告書が提出されていますので、厚生常任委員会及び総務文教常任委員会の各委員長から報告を求めます。

厚生常任委員長、三栖慎太郎議員、演壇でお願いします。

○三栖議員 厚生常任委員会での請願書の審査の経過と結果をご報告いたします。

6月1日の会議において当委員会に付託されました請願書は、請願第1号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現に関する請願書でありました。

当委員会は、6月10日水曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

請願第1号を審査するに当たり、紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受けた後、請願書に対する質疑の通告がありませんでしたので、反対討論、賛成討論を行った後、挙手による採決を行った結果、賛成者少数により請願第1号は不採択となりました。

以上で請願の審査報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

続きまして、総務文教常任委員長、福山晴美議員、演壇でお願いします。

○福山議員 総務文教常任委員会での請願書の審査の経過と結果をご報告いたします。

6月5日の会議において当委員会に付託されました請願書は、請願第2号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願書及び請願第3号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」（戦争法案）に反対することを求める請願書でありました。

当委員会は、6月9日火曜日、午前9時30分から開催し、付託議案の審査に引き続いて請願書の審査を行いました。

請願第2号及び請願第3号を審査するに当たり、紹介議員から請願の趣旨及び請願理由について説明を受けた後、請願書に対する質疑の通告がありませんでしたので、反対討論、賛成討論を行った後、挙手による採決を行った結果、賛成者少数により請願第2号及び請願第3号は不採択となりました。

以上で請願の審査報告を終わります。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で、厚生常任委員長及び総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより、討論、採決を行います。

討論、採決は請願書ごとに行います。



請願第1号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現に関する請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、田畑昭二議員。

○田畑議員 請願第1号につきまして、私は反対の立場で討論いたします。

年金削減を取りやめ、そのためのマクロ経済スライドを廃止することにつきましては、このマクロ経済スライドとは、そのときの社会情勢、すなわち、現役人口の減少や平均余命の伸びに合わせて、年金の給付水準を自動的に調整する仕組みであり、長期的に安定した年金制度の維持には必要不可欠なものであり、必要な制度であります。

次に、最低保障年金制度につきまして、以前、民主党政権時代に打ち上げた政策であり、年金を納めていない人も全員7万円の年金を支給するもので、この制度に対する財源は約25兆円必要であり、その財源として消費税を充てると、10%では当然足りなく、さらに7%の上乗せが必要となっておりました。このように不公平であり、かつ非現実的な絵そらごとであり、国民を惑わすものであり、賛成はできません。

最後に、隔月払いの年金受給を毎月払いすることにつきましては、確かに毎月のほうが受給者にとりましては喜ばしいことではありますが、水道料金のように、隔月払いにしているのは、事務処理の簡素化と経費の節減につながるものであると思われます。年金財源の観点からも、現状でいいのではないかと思います。

以上の理由によりまして、この請願には反対いたします。

○井神議長 続きまして、賛成討論のある方、市來利恵議員。

○市來議員 請願第1号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現に関する請願に、賛成の立場で討論を行います。

全国で65歳以上の無年金者は88.6万人、基礎年金のみの受給者は819万人、平均月額約4万9,555円です。厚生年金でも月額10万円未満は370万人です。合わせると約1,300万人が、月額10万円未満の年金で暮らしていることになります。

年金制度においては、物価が上がれば、それに応じて年金を引き上げ、その価値を維持する物価スライドの制度があります。しかし、その制度を骨抜きにし、年金を下げる、マクロ経済スライドが本格的に動き始めようとしているのです。

政府・厚生労働省は、この仕組みを使って、この先、30年間、年金を下げ続けることを予定しています。マクロ経済スライドは、年金が前年より上昇する場合に、スライド調整率を差し引いて、年金の引き上げ幅を調整、つまり引き下げることが

するものです。マクロ経済スライドによって物価が上がっても、年金水準は切り下げられ、年金が大幅に目減りします。

多くの高齢者が無年金、低年金で、厳しい暮らしを強いられています。受給者の6割は、年金だけが家計の全てです。今ですら、老齢基礎年金額が基礎的消費支出、必需品的なものすら追いつかず、国民年金法第1条では、憲法第25条第2項にも基づくとありますが、最低限度の生活を保障することができない状況があります。年金で暮らす市民の方からも、着るもの、食べ物を我慢して切り詰めているけど、限界がある。子供からの支援、援助は期待できない。子供には迷惑はかけられないと言います。また、年寄りには早死ねということやなといった訴えもあり、これが今の高齢者の声ではないでしょうか。

年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。低賃金と非正規労働者がふえる中、年収200万円以下のワーキングプアが1,100万人を超えました。将来の高齢者の年金も心配です。年金削減によって大きな影響を受ける高齢者、低賃金生活者を守るためにも、そして、岩出市民、ひいては日本国民の生活を守るという点からも、国に意見書を上げるべきだと考えます。

よって、この請願は採択すべきと考えますので、賛成といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、請願第1号に対する討論を終結いたします。

請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択と決しました。

請願第2号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、宮本要代議員。

○宮本議員 請願第2号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願書について、反対の立場で討論をさせていただきます。

海外で戦争をする国になると言われていますが、昨年7月の閣議決定では、海外での武力の行使を禁じた憲法9条の解釈は変えていませんし、専守防衛の理念も堅持されています。このため、自衛隊が海外で外国の戦争に参加することはあり得ません。閣議決定は、憲法上の明確な歯どめとして、新三要件を定めています。

新三要件とは、1. わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合、2. これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に手段がないとき、3. 必要最小限度の実力を行使です。

自衛隊が武力行使を許されるのは、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が国民に及ぶことが明らかな場合に限られます。他国を守ること、それ自体を目的とした、いわゆる、集団的自衛権の行使は、今後も認められません。

また、新三要件に該当するか否かは、客観的・合理的に判断されるものであり、恣意的な判断はできないことになっています。

以上のことから、私は請願第2号に反対します。

○井神議長 賛成討論の方、増田浩二議員。

○増田議員 請願第2号について、賛成討論を行います。

今、国会で審議されている平和安全法整備法案と国際平和支援法は、平和という名がついていますが、中身は戦争法案そのものです。全て自衛隊の役割を拡大して、海外派兵や米軍の支援に充てるためのものです。日本を海外で戦争する国へとつくり変えようとするものです。

国会を大幅に延長して、夏までに戦争法案を成立させようとしています。この法案は、請願の趣旨にもあるように、今の平和憲法を根底から破壊する3つの大問題を持っています。

1つは、アメリカが、アフガニスタンやイラク戦争のような戦争に乗り出した際には、戦闘地域まで行って軍事支援を行うことになること。

2つ目は、戦乱が続いている地域に自衛隊を派兵し、治安維持活動などに取り組むことになること。3,500人もの戦死者を出した国際治安支援部隊などへの参加の道を開くものです。

3つ目は、日本がどこからも攻撃されていなくても、集団的自衛権を行使し、アメリカの戦争に自衛隊が一緒になって武力行使に乗り出していくことになること。

この戦争法案は、自衛隊だけにとどまらず、海外で非営利組織など農業振興や教

育振興などで活躍されている方の命をもテロの標的にされる危険性を持っています。まさに、日本国民の命と暮らしを破壊する法案です。

先ほど、反対される方からありましたけれども、言われているのは、砂川判決という、そういうものを根拠とされています。そもそも砂川判決は、1957年7月に、米軍立川基地の拡張に抗議するデモ隊の一部が、基地内に立ち入ったとして、起訴された砂川事件について争われた裁判の判決です。米軍の駐留は違憲であり、被告人は無罪とした1959年3月の東京地裁判決、伊達判決を不服とした日米両政府が、高裁を経ず、最高裁に跳躍上告をし、1959年12月、これを破棄したものです。米軍の駐留を違憲と断じられたアメリカ政府が大きな衝撃を受け、安保改定に影響を与えないため、年内に伊達判決を覆すよう圧力をかけたのです。

安倍首相は、砂川判決が、我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛のための措置を取り入れることは、国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならないという、この部分を取り上げて、これが憲法の基本論理と主張をしています。集団的自衛権行使を容認した武力行使の新三要件にも、この論理が貫かれているから、戦争法案は合憲だという考えです。

しかし、そもそも砂川判決の趣旨は、伊達判決を覆すために、外国軍隊が憲法9条2項で、保持を禁じている戦力に該当しないとしたことです。また、自衛の措置について言及しているものの、9条2項が、いわゆる自衛のための戦力の保持を禁じたものであるか否かは別としてとの前提を置き、日本独自の自衛力の保持についてすら判断をされてきていません。

このようなものを海外での武力行使である集団的自衛権行使の根拠にすること自体、法の理由、これがありません。アメリカの圧力のもとでゆがめられた砂川判決を持ち出して、集団的自衛権について語っていない判決で、戦争法案を正当化するのは二重の誤りです。

憲法審査会において、参考人の方全員が戦争法案に対し、憲法9条違反であるとの認識を示しました。集団的自衛権を行使できるという根拠になっている新三要件は、従来の政府の見解、憲法9条1項は、侵略に対して自衛のための反撃まで禁止していない。しかし、密接な関係にある国が攻撃を受けたからといって、日本が攻撃を受けていないのに、海外でその国と一緒に反撃することは、憲法上、許されないというものと整合性が全くないから、憲法学者から違憲だという話が出てきているのです。

共同通信の世論調査でも、法案を十分説明しているとは思わない、81.4%。テレ

ビ朝日の世論調査では、廃案にするべきだ、今の国会にこだわらず時間をかけて審議すべきだを合わせて、82%になっているのです。安倍首相が進める戦争への道に対して、自民党の元政調会会長や歴代政権の幹部を務めた方なども、この法案は通してはならないと表明もされてきています。

岩出市議会として、政府に対し、岩出市民、国民の命を守る上で、このような法案は絶対に通すべきではない。日本を戦争にする国にしてはならないと意見書を上げることこそ求められると考えます。

以上の理由をもって、この請願に対する賛成討論といたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、請願第2号に対する討論を終結いたします。

請願第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択と決しました。

請願第3号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」(戦争法案)に反対することを求める請願書の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

反対討論、梅田哲也議員。

○梅田議員 請願第3号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」(戦争法案)に反対することを求める請願書について、私は反対討論をいたします。

二度と戦争を起こさないこと、そして、日本国民の命と暮らしを守ることが政治の責任だと考えます。日本の平和と安全を守っていくためには、アメリカとの同盟関係を強化しながら、周辺国はもちろん、世界中の友好国との信頼関係を深める外交努力が何より重要と考えます。その上で、万が一の事態、周辺国からミサイル攻撃や離島の不法占拠、国際的なテロやサイバー攻撃、海外で危機に巻き込まれた邦人の救出など、あらゆる事態への対応が必要です。

日本を取り巻く安全保障上の環境が大きく変化する中、抑止力を高めて、戦争を未然に防ぐことが安全保障法案の目的であり、請願にあるように、決して戦争法案ではないと考えます。

また、地方議会が国会または関係省庁に対して提出する請願書についても、外交問題等については、慎重に取り扱うべきとの見解もございます。

以上の理由により請願書採択に反対いたします。

○井神議長 賛成討論の方、増田浩二議員。

○増田議員 請願第3号について、賛成討論を行います。

この請願についても、先ほどの請願と同じ、国会に提出された戦争法案に対して意見書を上げてほしいとする請願です。採択する必要性については、先ほど述べたように、法案そのものが日本を戦争する国に進めようとする法案だからです。

総務委員会で、反対者の方は、戦争法案だとは認識していないから、請願第3号に反対だと述べられました。本会議では、今、討論された方は述べられませんでした。が、憲法学者でさえ、戦争につながる法案だとされている面においては、その認識は間違っていると指摘せざるを得ません。このことは、先ほども述べたように、砂川判決をもとにしたことになっているからです。憲法学者でさえ、戦争につながる法案だとされている面においては、その認識は間違っていると指摘せざるを得ません。

先ほど、反対者の方は、日本国民の命と暮らしを守ることこそ大切だと考えている、こういうことを言われました。この法案は、日本の若者を戦場に駆り立て、日本を再び戦争の道に進めようとする法案なのです。命と暮らしを守れなくする、そういう法案なのです。日本は、再び戦争をしないと誓った憲法9条に違反しているのです。

請願第2号でも述べた、戦闘地域まで行って軍事支援を行うこと。戦争への道を開くこと。日本にかかわりのないアメリカの戦争に自衛隊が集団的自衛権で武力行使することになる法案は、憲法違反であり、国民の命と暮らしを破壊し、国民に悲しみをもたらすことになります。このような法案は、通すわけにはいきません。

以上の理由をこの請願の賛成討論いたします。

○井神議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○井神議長 以上で、請願第3号に対する討論を終結いたします。

請願第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○井神議長 起立少数であります。

よって、請願第3号は、不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 発議第2号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について

○井神議長 日程第27 発議第2号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第2号に対する質疑の通告はありませんでした。

これをもって、発議第2号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております発議第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありません。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第2号に対する討論の通告はありません。

これをもって、発議第2号に対する討論を終結いたします。

発議第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、関係大臣及び衆議院議長並びに参議院議長に送付しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議員派遣について

○井神議長 日程第28 議員派遣の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付の写しのとおり、議員派遣されたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

本件は申し出のとおり議員派遣することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の派遣場所、派遣期間等に変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

○井神議長 日程第29 委員会の閉会中の継続調査及び審査の件を議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました申出書の写しのとおり、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、建設常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続調査及び審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査及び審査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議は6月18日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は6月18日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。



どうもご苦労さまでございました。

散会

(10時35分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 6 月 1 8 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

平成27年6月18日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 一般質問  |

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 諸般の報告

○井神議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に変更のありました説明員の職、氏名は配付の写しのとおりであります。

次に、昨日、6月17日開催されました第91回全国市議会議長会定期総会について、事務局から報告させます

○事務局 平成27年6月17日水曜日、東京都千代田区の日比谷公会堂で、第91回全国市議会議長会定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会式、表彰式に引き続きまして、平成26年5月1日から平成27年5月31日までの全国市議会議長会の会務報告、平成25年度全国市議会議長会各会計決算の報告、平成27年度全国市議会議長会各会計予算の審議、各種委員会の報告、部会提出議案25件及び会長提出議案4件の審議、部会推薦役員の選任、閉会式で感謝状の贈呈が行われ、第91回全国市議会議長会定期総会が閉会されました。総会終了後、各委員会合同会議を開催し、各委員会委員長が選出されました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 2 一般質問

○井神議長 日程第 2 一般質問を行います。

一般質問は、13番、福山晴美議員、2番、宮本要代議員、4番、梅田哲也議員、5番、田中宏幸議員、16番、尾和弘一議員、15番、増田浩二議員、10番、田畑昭二議員、14番、市來利恵議員、3番、玉田隆紀議員、以上9名の方から通告を受けております。

質問時間60分以内で、通告に従い発言席から順次質問を許可いたします。

13番、福山晴美議員、総括方式で質問をお願いします。

福山晴美議員。

○福山議員 おはようございます。よろしくお願いします。

13番、福山晴美です。議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問します。

1点目は、スマホの認識について、2点目、岩出市の観光事業について、質問させていただきます。

まず、1点目のスマホの認識についてであります。

近年、携帯電話やスマートフォンの急速な普及に伴い、子供たちのインターネットの利用環境が大きく変化し、そのために新たな問題が多発しています。

私たち総務文教常任委員会では、5月20日、スマートフォンの取り扱いに取り組んでいる愛知県刈谷市に視察に行ってきました。刈谷市では、2014年4月から携帯電話やスマートフォン等の安全な使用のお願いの取り組みを始めました。必要のない携帯電話やスマートフォン等を持たせない、携帯電話やスマートフォン等を契約する際には、親子で約束をしっかり結び、フィルタリングサービスを受ける、これは解除しない、夜9時以降、お子さんから携帯電話やスマートフォン等を預かる、保護者の目の届くところに置くということでありました。

背景には、無料通話、アプリソフト、LINE等を使っでのトラブルや犯罪に巻き込まれるといった事例が市内でも起きてきたからだそうです。子供たちの中には、メールの返信に気をとられ、自分の生活に集中できなくなっている実態があるのです。遅くまでLINEをしているため、自分の時間が持てなくなり、勉強する時間も少なくなり、学力にも、もちろん影響します。

少し前までは、例えば、夜中にたくさん使うと通話料とか通信料が高くなって、親御さんはどうしたんやろうとか気づくわけですが、スマホはどれだけ使っても無料で、その中でどれだけの時間、スマホと向き合っているのか、何をしているのか、親御さんにはわからないのです。子供たちは、送られてくるメールに返信をしなければ仲間外れにされたくないから、どうしてもつき合ってしまう。断れずにいるわけです。

刈谷市では、夜9時以降、保護者に預けることで、親に携帯を渡しているから知らなかったと言える言いわけの後ろ盾になるものを用意したのです。それによって、この取り組みを始めて1カ月後、勉強の時間がふえた。トラブルを防げる等保護者の子供たちから生活の改善につながったと歓迎する声が上がったと聞いています。

岩出市でも、スマホの使用率が高いと聞いています。いろいろな問題が出ているのではと思っていますが、そこでお伺いします。

1番目、児童・生徒の現状について。

2番目、現時点での市教委の対応は。

3 番目、今後の市教委の対応予定は。

2 点目、根来寺周辺観光促進事業の整備計画について、お聞きします。

根来寺周辺観光促進事業については、市長が行政報告の中でも、旧和歌山県議会議事堂とねごろ歴史資料館のオープンと岩出市誕生10周年記念事業に合わせて、平成28年4月1日にオープンしたいと考えていると言われていました。ことしは、京奈和自動車道の岩出インターも開通が予定されており、岩出市の玄関が大きく変わろうとしています。昔から根来寺は、春は桜、夏は蛍、秋はもみじと、すばらしい自然があります。

最近、それに泉佐野岩出線を車を走っていると、道沿いに何本もの桜の木が植えられています。去年は小さくて細くて、この木、大丈夫かなと思っていたんですが、ことしは随分大きくなっていました。この桜の木が大きくなって、花を咲かすようになると、岩出市に来られる人たちを最高のおもてなしでお迎えするのではないかと考えています。何年か先、私は、この道が根来寺桜街道と呼ばれるようになればと期待しています。今も言ったように、根来寺周辺には観光資源が集中しており、訪れる人たちを楽しませてくれています。

今回、旧和歌山県議会議事堂とねごろ歴史資料館の2つのオープンすることによって、より皆様に利用していただけるのではと思っています。大門から旧和歌山県議会議事堂へ、そして、ねごろ歴史資料館へ、根来寺へ、民俗資料館へと、散策のコースの1つとして、1日ゆっくり楽しまれるのもいいのではと思っています。

市民の皆様はもちろんのこと、県内外からのたくさんのお客様をお迎えするに当たり、周辺観光整備が本当に大切だと思っています。どのように整備計画をされているのかをお聞きいたします。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 おはようございます。

福山議員ご質問の1番目、スマホの認識について、お答えいたします。

これまで教育委員会では、ウェブサイトにて保護者の方々に対し、スマホ等の使用のルールを家庭で話し合い、守らせるよう啓発するとともに、教育委員会から各学校に対し、その便利さと危険性や情報モラル等について、機会あるごとに児童生徒へ啓発を行うよう指導してきたところであります。

さて、児童生徒の現状ですが、平成26年度の全国学力・学習状況調査結果によりますと、携帯電話やスマートフォンの所有率は、小学6年生で、全国平均53.7%、

和歌山県平均53.8%に対し、本市では57.9%、中学3年生では、全国平均76.5%、県平均80.9%に対し、本市では88.6%となっています。また、2時間以上通話やメールをする、この中にはスマートフォン等を使ってのゲームの時間は含みません。そういった児童・生徒の割合は、小学6年生で、全国平均8.7%、県平均9.8%に対し、本市では11.6%、中学3年生では、全国平均32.7%、県平均38.8%に対し、本市では49.5%となっています。

また、スマートフォン等の使用時間と学力との相関関係が、全国的な傾向として明らかになっており、使用時間の短い児童・生徒ほど学力が高く、使用時間の長い児童・生徒ほど学力が低い傾向にあります。さらに、岩出市の児童・生徒は、テレビ等の視聴時間、ゲームをする時間やスマートフォン等を使用する時間が、全国や県平均に比べ長くなっており、その分、家庭での学習時間が短くなっている状況にあります。

なお、スマートフォン等によるトラブル等につきましては、和歌山県警察が実施しているネットパトロールにより、個人情報に掲載していたり、非行につながる言動があったり、不適切な書き込みがあった場合は、教育委員会に連絡が入り、学校を通じて個別に指導するケースはありますが、現時点では、深刻ないじめ等の事案は報告されていません。

しかし、LINE等に返信しなかった場合、グループから無視されたりすることを恐れる余り、届いたメールにはすぐ返信できるようにするため、夜中までスマートフォン等を手放せないでいる児童・生徒がいたり、いじめにつながるような事案が起こったりしているのも事実であります。

次に、現時点での市教委の対応についてであります。

今申し上げたとおり、本市ではスマートフォン等によるトラブルを防止するとともに、家庭での学習や家族団らんの時間をふやすため、早急な対応が求められています。

そこで、去る5月7日に開催されました岩出市PTA連合会総会において、先ほどお答えしたような児童・生徒の現状を説明するとともに、学校、保護者、教育委員会が連携しながら、スマートフォン等の使用制限に向けた動きをつくっていきたい旨を伝え、協力を依頼しました。もちろん、学校に対しては児童・生徒への啓発の強化を指示しています。

また、スマートフォン等の使用に関する啓発資料を新たに掲載した家庭学習の手引「いわでの子」の改訂版を作成し、近々、全保護者に配布するとともに、市政懇

談会でも配布する予定であります。

今後の対応予定につきましては、対象範囲を全国学力・学習状況調査よりも拡大した児童・生徒の実態調査を実施し、その実態に基づいて児童・生徒への啓発をさらに強化してまいります。

具体的には、全ての学校でスマートフォン等の使用に関する特設の授業を実施し、身近なトラブルや困った経験等を紹介しながら、使用について考えさせたり、長過ぎる使用は学力にも影響することや、このままスマホ漬けの生活を続けていると、高校生になるころには、スマホ依存症に陥る危険性もあり、小中学生のうちに改善しておく必要があることなどについて、指導することとしています。

また、福山議員のご質問の中にもありましたが、愛知県刈谷市では、午後9時以降は、保護者がスマートフォン等を預かる運動を展開していますが、本市においても、家庭・学校・地域・教育委員会等が連携し、啓発運動が展開できるよう、この趣旨に賛同いただける各種団体にも協力を呼びかけてまいります。

このように、教育委員会といたしましては、今まで以上にスマホ等の取り組みを強力に推進してまいりますので、議員の皆様もこの趣旨をご理解いただき、ぜひご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 おはようございます。

それでは、福山議員ご質問の2番目について、お答えいたします。

根来寺周辺観光促進事業に当たっては、根来寺周辺の観光拠点整備として、ねごろ歴史資料館の建設事業を行っているところです。

事業につきましては、旧県議会議事堂、岩出市民俗資料館、市立図書館などの公共施設並びに根来寺や周辺の事業所と連携するものとし、ねごろ歴史資料館、旧県議会議事堂を拠点として、地域の歴史や自然環境を学習する場、憩いの場、観光交流の場として活用し、地域の人々にも親しまれる整備・活用を目指しています。

ねごろ歴史資料館では、埋蔵文化財出土品展示施設として、出土品実物だけでなく、映像を用いた根来寺の軌跡の紹介、根来寺の始まりなど、根来寺を中心として発展した地域の全体像を伝える展示とし、訪れる人々に史跡根来寺の魅力を伝え、史跡を活かした観光振興を図ります。別棟では、物販、飲食施設やトイレ、駐車場も備えた便益施設を整備し、観光地としてののにぎわいをつくります。

また、隣接する旧県議会議事堂は日本最古の木造和風議事堂建築で、明治期の和歌山県議会の様子を伝える貴重な建物であります。建物内では、県議会に関する資



料の展示を行うほか、喫茶室、展示室、物販室などもあり、議場での会議、講演会、演奏会などの利用のほかにも、観光・文化情報の発信拠点として、地域の振興を図ると同時に、根来街道グリーンツーリズムなど、近隣市町との広域連携に基づく観光振興に役立てていきます。来年４月１日、供用開始を目指し、事業の計画を進めているところです。

今後の事業計画といたしましては、ねごろ歴史資料館から大門までの歩行経路の整備や大門前に小公園の整備、並びに史跡の説明や見どころを案内するため、多言語での案内看板の設置など、観光地としてふさわしい施設の整備を行う計画であります。

さらに、安心して散策していただけるよう広域農道への歩道の設置を行い、観光客の利便性を確保することにより、国内外からの来訪者を受け入れ、地域の活性化を図ってまいりたいと考えています。

○井神議長 再質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 まず、１点目のスマホに関してですが、現時点では、岩出市で深刻ないじめ等の事案は、まだ報告されていないようなんですけども、このいじめというのは、なかなか表面に出にくいもので、そして、スマホでのいじめの始まりというのは、メールを送ったときの１つの文字が打ち足りなかったために、相手はそれは命令なんと思ったり、クエスチョンマークがなかったから、それは決めつけになったり、読んでいるのに返事がないのは、しかとしているのかとか、ちょっとしたことから始まってしまうわけです。目と目を見て話すこととか、おかしいなと思ったら、きちんと話をして聞き直す。本当に会話の大切さ、コミュニケーションの大切さを考えてみるというのがとても大事だと思っております。それについて、お考えをお聞きしたいと思います。

次に、先ほども答弁にありましたが、特設の授業を実施されると言われてました。これは、今、もうたくさんの子供たちがスマホを持っているし、これからもどんどんふえてくると思っております。そうした中で、全ての学校でスマホの使用に関する特設授業を実施されるのであれば、小学校の低学年から指導して、そして、よりわかりやすくするために、学年別の指導にさせていただいたほうがよいのではと思っておりますので、そのお考えもお聞きしたいと思います。

そして、先ほどから何回も言ってますが、次に、夜９時以降、親にスマホを預ける取り組みについては、今、全国に広がりつつあります。この取り組みというのは、

本当に保護者の協力が絶対に必要であり、自分の子供は大丈夫と思わずに、自分の子は自分で守るという気持ちで一緒に取り組んでいただきたいと思います。そして、岩出市としても、一日でも早く取り組んでいただけたらと思っていますので、よろしくお願いします。

もう一つの質問、２点目の質問なんですが、先ほど、旧県議会議事堂の使い方なんですが、イベントをやることによって、たくさんの人たちが訪れると思うんです。そして、そのことを知ってもらうということは大事だと思います。さっき、演奏会が可能と言ってたんですけども、私の友人も音楽をやっていて、あっちこっちでコンサートというのを開いているわけなんですけど、もしここでそういう演奏会、コンサートができればいいと思っても、いろんな問題があると思うんですが、どういうジャンルの音楽でも大丈夫なのかどうなのか、教えてください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 福山議員の再質問にお答えいたします。

３点あったかと思いますが、１点目のコミュニケーションについての考え方ということについてなんですが、最近の子供たちは、ご存じのように、友達と遊ぶといってもゲームなどをしたり、漫画の本を読んでいたりと、一緒に集まっているんだけど、一緒に話をしたり、体を動かして遊んだり、そういうコミュニケーションが不足しているように思います。

最近の学校教育の中では、子供たちのコミュニケーション力を高めるために、ソーシャルスキルトレーニングといって、コミュニケーション力を高める、そういったプログラムがありまして、そういうのを導入している学校もあります。

一方、最近、教師の側から見ますと、やはりゲーム世代の若い教員が教壇に立つようになってきて、やはりコミュニケーション力を鍛えていく必要があるなというふうに感じています。特に、福山議員がおっしゃった子供たちの悩みを受け入れるという点については、教師が子供たちの悩みを受け入れるために、何でも気軽に相談できる温かい雰囲気のある教室集団というのが必要になると思います。そのために、おはようの挨拶から始まって、子供の小さな変化を見逃さず、タイムリーに声をかけていく。そういった日ごろから子供と教師のコミュニケーションというのが重要になってくると思います。

また、あんまり目立たない、おとなしい子供というのが見落とされがちになるわけですが、教師は教育のプロとして、一人一人の子供の様子をしっかりと見取る目、

あるいは個に応じた対応ができる力が求められています。そういったことについては、学校訪問などの機会を通じて、そういった力の向上策について、紹介しているところではあるんですが、今後も学校を指導してまいりたいと考えています。

2つ目の特設授業について、よりわかりやすくというお話だったかと思うんですが、教育委員会としましては、実態調査をまず行って、その実態調査に基づいて、小学校は低・中・高学年別に、それから中学校は全学年、同じ内容で授業を行うイメージを持っています。ただ、実態調査の結果によりましては、中学校も学年ごとに内容を変える必要があるかもしれませんし、実態調査の結果を見た上で、内容については学校と協議していきたいと考えています。

3つ目の9時以降の刈谷市のような運動ということについてなんですが、スマートフォン等の使用で困っている子供を早く救いたいという思いは、福山議員と同じであります。ただ、使用状況や具体的にどんなことで困っているかというようなことをきちんと把握する必要がありますし、岩出市PTA連合会との合意形成も不可欠であると考えます。そのため、もうしばらく時間が必要であると思います。

こういったことを踏まえて、実態に合った対策を検討し、できるだけ早期に刈谷市のような運動が展開できるように努めていきたいと考えています。

以上でございます。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 再質問にお答えします。

旧県議会議事堂の議場は、幅18.2メートル、奥行き22.7メートルで、約125坪ございます。会議、講演会、シンポジウムなど、寄席や映画会、また音楽関係の演奏会などの利用を想定しています。

ご質問の演奏会のジャンルなんですが、建物の構造から、機密性や遮音・防音性能は期待できませんので、大音量や騒音の発生する催しには向いておりませんので、大きな音響設備を用いてのロックコンサートなどはお断りすることとなっております。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

福山晴美議員。

○福山議員 1点だけお願いします。

さっき、生徒と先生のコミュニケーションがすごく大事であって、認識されているわけです。でも、学校の先生方も、やっぱりいろんな悩みを持ちながら毎日学校

に行かれると思うんです。そういう先生方のコミュニケーションというんですか、校長先生と先生方とのつながりの中も、とても大事だと思うんです。1人の先生が1クラスの何十人もの生徒を見ていく中で、いろんな戸惑いとか悩みとかあると思うんですが、そういった意味で、先生方のコミュニケーションのほうも大事にしていただけたらありがたいと思うんですが、済みませんが、お考え、お願いします。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 福山議員の再々質問にお答えいたします。

教師同士のコミュニケーションということについてなんですが、岩出市の学校は、どの学校も1学年単学級という学校はございません。複数の学級で学年集団を形成していますので、まず学年の担当同士でのコミュニケーションというのは、常日ごろから、授業の進め方であったり、自分のクラスの子供の指導の悩みであったり、そういったことを十分交流するようにしております。また、管理職については、職員の状況をきちんと把握して、メンタルヘルスを含めて、教員同士のコミュニケーション力を高めていくということが必要であると考えております。

○井神議長 以上で、福山晴美議員の一般質問を終わります。

通告2番目、2番、宮本要代議員、総括方式で質問をお願いします。

宮本要代議員。

○宮本議員 おはようございます。

2番、宮本要代です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、総括方式で3点について一般質問を行います。

まず、交通安全教育についてです。

交通安全教育については、以前、改正道路交通法の施行を機会に、みずからの命はみずから守るという意識を育む交通安全教育を学校で行っていただきたいと一般質問をさせていただきましたが、改正道路交通法の一部が本年6月1日から実施されました。自転車に乗って、悪質で危険な運転をくり返すと、講習の受講命令や罰金が科せられる制度です。自転車運転者講習についての項目が新しく設けられ、自転車で危険な運転を繰り返す人への罰則が強化されたことになります。

罰則強化の背景には、交通事故全体に占める自転車事故の割合が2割程度で高まりしていることや、自転車事故の死傷者の6割超が信号無視などの法令に違反していることが挙げられています。自転車事故で被害者に後遺症を負わせた結果、数千万円の損害賠償が科せられた判例などを踏まえ、深刻な事項を抑制する狙いがある

るようです。

講習は14歳以上が対象で、講習時間は3時間です。自分の運転がいかに危険だったかに気づかせ、安全運転に努めることを促します。自転車運転者講習受講義務の対象となる危険行為に14項目挙げられ、その中には、スマートフォンの操作をしながら自転車を運転する、イヤホンで音楽を聞きながら自転車を運転する、雨の日に傘を差しながら自転車を運転する、2人乗りや並行運転をするなど、これらの自転車運転は、生徒の登下校時、市内でよく見られるように思います。これらの運転中に注意を欠き事故を起こした場合、安全運転義務違反に問われることになりました。

また、警視庁は、自転車保険の加入も勧めています。自転車保険については、以前の交通安全教育についての一般質問の中で、教育長は、保護者の責任の重さや自転車保険の加入等啓発に努めると答弁されていました。岩出市において、自転車保険の加入の状況は、自転車通学をする中学生や自転車に乗るようになった小学生の場合はどうなっているか、お伺いします。

自転車は、私たちにとって身近な乗り物ですが、交通事故の被害者にも加害者にもなり得る乗り物です。自転車通学になった中学生やスポーツ少年団に加入し、練習へ、また大会などのために自転車に乗る児童など、生活環境が変わった新学期に改正道路交通法の実施に伴い、交通ルールやマナーを守る安全運転の実施の周知をすることが大切だと思います。

今までも、学校やさまざまな機会に交通安全教育に努めていただいていると思いますが、交通安全教育についての取り組みはどのようにされていますか、お聞きをします。

2点目は、高齢者施策についてです。

先月、新聞紙に介護保険事業支援計画に係る県内保険者基準額が掲載されておりました。それを見ますと、岩出市においては、第6次、平成27年度から平成29年度と、第5次、平成24年から平成26年度との差がマイナス553円、第6次と第5次の変化率はマイナス9.56%でした。ほかの市町村の差においても、変化率においてもプラスで、岩出市だけがマイナスです。その理由についてお伺いをします。

次に、元気な高齢の方に対する社会参加の促進についてです。

岩出市社会福祉協議会では、いきいきサロンを開催しています。福祉いわででは、4地区のほほえみ会のお知らせなど、毎号紹介されています。6月号に、ほほえみ会は高齢者の引きこもり、孤立化を防ぐとともに、生きがいを持って生活していただけるよう進めているもので、高齢者同士の交流の場である、ふれあいいきいきサ

ロンを身近な地域にふやしていけるお手伝いをしていますと紹介文が載っていました。

高齢化率が、毎月毎月高くなると伺っています。高齢社会を迎えた今、ともに支え合う共助社会の構築が不可欠です。高齢者が生きがいを持って、元気で過ごされるためにも、どのような形で社会参加の促進を考えておられるのか、お尋ねします。

次に、介護支援ポイント制度の導入について伺います。

大阪府寝屋川市では、寝屋川元気アップ介護予防ポイント事業を実施しています。寝屋川市から委託を受けた社会福祉協議会がサポーターの受け付け、研修、登録をします。また、市に登録しているサポーター受け入れ施設をサポーターに紹介します。65歳以上の方が介護予防サポーターとして、高齢者や障害者、児童の施設の利用者を支援することで、みずからの介護予防に努めるとともに、高齢者の活動で地域の介護力を高め、心豊かな地域社会の実現を目指しています。

対象活動は、施設利用者の日常生活を補助する活動、趣味による交流、傾聴、見守り、話し相手等々、おおむね1時間以上のサポーター活動をすれば、活動記録として施設よりスタンプを押してもらえます。1スタンプは200ポイントに換算され、1ポイント1円として、3月の年度末に交付金に換算されます。ただし、1日1スタンプに限られ、年間最大1万円です。

岡山県倉敷市では、倉敷介護支援いきいきポイント制度が実施されています。高齢者の方がボランティア活動に取り組むことで、積極的に地域に貢献することを奨励、支援し、社会参加活動を通じた高齢者自身の健康増進を図る。これにより地域で活躍する元気な高齢者がふえ、生き生きとしたまちづくりにつながることが期待されています。

また、東京都足立区では、笑顔でいきいき元気応援ポイント事業が実施されています。身近な地域でご自身の健康に無理のない範囲でボランティア活動をしていただき、ご高齢の方と地域が元気になることを目指しています。また、ボランティア活動の時間に応じて活動交付金が交付されますと、説明されています。他にも、介護支援ポイント事業を導入している自治体があります。

厚生労働省によると、団塊の世代が75歳以上になる2025年には、要介護者や認知症高齢者がともに現在の1.5倍に増加すると推計されております。介護支援ボランティア制度は、高齢者の方がボランティア活動に取り組むことで、積極的に地域に貢献することを支援し、また社会活動に参加することにより、高齢者自身の健康増進を図るとともに、生きがいを持って生き生きと暮らせるまちづくりに資すること

を大きな目的としています。

自助・共助のあり方が問われ、地域のコミュニティ力が求められる中、社会参加への参加を望む元気な高齢者は確実にふえています。

また、介護現場での人手不足も深刻な折、この介護支援ボランティアは高齢者支援の大きな担い手としての可能性を備えていると考えます。この制度について、岩出市でも取り組むべき制度と考えますが、市のお考えをお聞きします。

3点目は、男女共同参画の視点からについて、お伺いします。

岩出市において、2015年から2019年度までの5年間の地方版総合戦略を今年度中に策定するため、3月の議会で、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が上程されました。20代、30代の方の意識調査を踏まえ、20名以内で構成した委員で策定すると説明をされています。年度末の策定に向け、まだ途についたばかりかと思いますが、進捗状況と、また構成委員はどのようなになっていますか、お尋ねします。

次に、毎年6月23日から29日までの1週間は男女共同参画週間です。これは2000年12月26日に、男女共同参画推進本部により、毎年、男女共同参画社会基本法成立の日付、1999年6月23日を起点とした29日までの1週間を男女共同参画週間と決定しています。男女共同参画週間にちなみ、第3次岩出市男女共同参画プラン「ハーモニープラン」について、お伺いします。

岩出市は、ハーモニープランを国の男女共同参画社会基本法に基づく市町村男女共同参画基本計画と位置づけています。ハーモニープランには、男女共同参画に関する第3次住民意識調査による結果をもとに、岩出市が抱える課題をプランに盛り込み、解決に向けた取り組みを示し、より一層の推進を行うために策定するとしています。

ハーモニープランでは、具体的な取り組みは、男女共同参画推進員、愛称ホットケーキを募集し、街頭啓発やリーフレットの作成、配布など地域密着した啓発活動をすると言っています。確かに、岩出市男女共同参画推進委員会ホットケーキは、活動報告書を年度末に出されており、平成27年3月に出された平成26年度の取り組みを読ませていただくと、男女共同参画推進員の皆様は、さまざまな機会を通し、市民への啓発活動や推進員の研さん等、実施されておりました。より多くの市民の皆様に周知されるよう期待をさせていただきました。

このハーモニープランの計画期間は、2012年度から2016年度までの、おおむね5年間としています。来年度までということになりますが、今後の男女共同参画推進

をどのように進められるのでしょうか、具体的な取り組みなどあるのでしょうか、お聞きします。

○井神議長　ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長　宮本議員の1番目、交通安全教育についての1点目、自転車保険加入の状況についてお答えします。

宮本議員がご指摘のように、自転車は交通事故の被害者だけでなく、加害者となる可能性もあり、自転車事故による被害者が死傷するなど重大な事故となった場合、高額な賠償金を命ずる判決がふえています。市といたしましても、4月7日に教育長名で、学校を通じ、保護者宛てに、お子様への交通安全指導のお願いの依頼文において、ご家庭における子供たちへの交通安全指導のご協力、6月の改正道路交通法について、また、自転車事故に係る過去の損害賠償の実例を示し、自転車保険への加入を勧めたところであります。

加入状況につきましては、通学で自転車保険に加入している中学生は、学校調べで加入率34.4%となっております。なお、加入状況については、保護者の自動車保険による特約事項や自転車を購入した際に自転車保険へ加入している場合なども含める加入率は、もっと高いものと考えられますので、改めて教育委員会において、児童・生徒の自転車保険への加入状況の調査を行っていきます。教育委員会といたしましては、PTAと協力しながら、今後も自転車保険への加入啓発に努め、児童・生徒の加入率100%を目指してまいりたいと考えております。

次に、教育委員会では、本年度は、特に、重点目標として、学力の向上、読書活動の推進、安全・安心な教育の推進、不登校・いじめ問題への対応の4本柱で取り組んでいるところであります。

安全・安心な教育の推進につながる2点目のご質疑である交通安全教育についてであります。現在、各小中学校において、警察に講師を依頼し、実施している交通安全教室を初め、毎月1日・15日を基本として、通学路での交通安全指導、また岩出小学校、岩出中学校、那賀高校、和歌山高校及び貴志川高校が連携した岩出橋交通安全指導などに取り組んでいるところであります。

なお、改正道路交通法が施行された6月1日には、再度、学校へ自転車危険運転防止の通知を行いました。今後もこれまでの児童・生徒への交通安全教育の取り組みに加え、今回の改正道路交通法に基づく交通安全意識の涵養に努めてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方にもご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。



ます。

○井神議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 ご質問の2番目、高齢者施策についてお答えします。

1点目の介護保険における保険者基準額についてであります。岩出市の第6期計画期間、平成27年度から平成29年度の3年間でございますが、介護保険料につきましては、第5期より553円減額し、基準月額を5,233円に設定しております。減額の主な理由といたしましては、これまで毎年5%程度上昇するなど、サービス給付費総額が増加の一途をたどっておりましたが、第5期計画期間中において、軽度の要支援者の割合がふえ、サービス給付費が高額となる要介護者の割合が減少したことにより、サービス給付費の伸びが抑えられ、その実績と人口、認定者の推計をもとに算定した第6期計画期間中におけるサービス給付見込量の上昇幅を抑えることになりました。

また、介護報酬改定による報酬単価の引き下げや地域区分の見直しなど、これら複数の要因が重なったことなどによるものと考えてございます。

市といたしましては、今後も高齢化が進み要介護認定者の増加とともに、サービス給付費がふえていくことが考えられるため、引き続き介護予防事業や介護給付適正化に向けた取り組みの充実、多様な主体によるサービス提供が可能となる生活支援サービスの仕組みを確保するなど、介護給付費の抑制に努めるとともに、住みなれた地域で安心して暮らせるまちの実現を図るため、地域包括ケアシステムの構築や認知症施策を推進してまいります。

次に、2点目の高齢者の社会参加の促進と3点目の介護支援ポイント制度の導入について、一括してお答えいたします。

高齢者が住みなれた地域でいきいきと充実した生活を送る上で、健康づくりや生きがいを持つことは大切であり、そのためには社会参加も重要なことであります。現在、市では介護予防事業を初め各種の高齢者福祉サービスの実施や老人クラブ活動支援、シルバー人材センターによる高齢者の就労機会の提供促進等を支援しているところであり、本年度は、新たに元気な高齢者が支援を必要とする高齢者等を支える地域づくりを目指し、生活支援ボランティア育成事業や高齢者の交流事業の実施を計画しております。

また、社会福祉協議会においても、地域福祉活動やふれあいいきいきサロンの支援を行っており、高齢者の交流の機会づくりに努められているところでございます。

議員ご提言の介護ポイント制度についてであります。この制度は、高齢者が介

護施設等で行ったボランティア活動に対して、市等がポイントを付与し、そのポイント数に応じた相当額を換金できるなど、介護予防や生きがいに寄与する制度として、一部の自治体において実施されていることは認識しており、和歌山県下では、和歌山市が平成27年度中に導入予定であると同っております。

今後、本市での導入につきましては、その財源が介護保険法に基づく地域支援事業に位置づけることも考えられますが、その場合、介護保険料の算定にもかかわることとなるため、他市等の制度内容や効果等の情報収集に努めてまいります。

いずれにしても、市といたしましては、引き続き関係機関・団体との連携を密にするとともに、高齢者の生きがいにづくりや気軽に参加できる機会の提供を図り、閉じこもりの予防や社会参加の促進に努めるなど、高齢者施策の充実に努めてまいります。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 ご質問の3番目、男女共同参画の視点からの1点目、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進会議の進捗状況と構成委員について、お答えいたします。

まず、進捗状況ですが、6月3日に1回目の会議を開催してございます。会議では人口ビジョン及び総合戦略策定の目的、策定スケジュール、策定方法等についての説明を行いまして、了承をいただいております。

委員の構成につきましては、商工会、商工会女性部、観光協会、農業協同組合、和歌山県、近畿大学生物理工学部、那賀高校・市内小中学校代表、紀陽銀行、ハローワーク、連合和歌山紀北地域協議会、テレビ和歌山、各地区会長・女性会議・老人クラブ連合会、それぞれの代表として、18名としてございます。

次に、2点目のハーモニープランについてですが、男女共同参画の推進については、啓発活動を中心に、さまざまな活動を行っているところですが、市行政でできる活動範囲には限りがあることから、平成16年度から岩出市男女共同参画推進員を募り、ボランティアとしてご協力をいただいております。

具体的な実施事業につきましては、市民企画提案事業を含む年4回の講座、各種イベントや各小学校での啓発活動、6月の男女共同参画週間及び11月の女性に対する暴力をなくす運動月間では、和歌山県岩出市女性会議との合同による啓発活動等を行っております。

さらに、第3次ハーモニープランの計画期間が平成28年度に完了することから、今年度におきまして、男女共同参画に対する住民意識アンケート調査を実施する予

定でございます。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

宮本要代議員。

○宮本議員 高齢者施策についての再質問、まずさせていただきます。

高齢者施策に努められると御答弁されました。団塊の世代が75歳以上を迎える2025年は、高齢化率は岩出市においても高くなることは確実です。75歳を迎えるご高齢の方たちが、お元気で生き生きと生活されていることが大変重要だと思います。

先日、いきいきサロンの担当されている方から堺市が関西大学と連携して介護予防体操を開発され、普及に力を入れているということをお聞きしました。堺市は「堺コッカラ体操」と名づけています。「コッカラ」とは、心と体をもじった言葉だそうですが、堺市から発信していくという心意気を込め、「ココカラ」を方言「コッカラ」としているそうです。堺コッカラ体操は、身体の運動に脳トレを加え、体力の向上と認知症の予防に役立つそうです。このような身体機能の向上と認知症の予防効果が期待できる介護予防体操の開発・普及を考えられてはどうか。

2点目、男女共同参画について再質問をさせていただきます。

6月23日から29日までの男女共同参画週間となっていますが、この間、住民に対して、男女共同参画を推進に当たり、岩出市は周知・啓発の行事はないのでしょうか。

2点目、先ほどの総合戦略の会議委員の構成についてご答弁をいただきましたが、充て職で、結果として、女性の委員が少ないというようなことはないのでしょうか。人口減少などに対して、将来展望を考えるに当たり、女性の視点が必要と考えますが、女性の委員をより多く参画する努力を行っていただきたいですが、このことについてお聞きします。

3点目、次に、ハーモニープランについてですが、アンケートを行って、第4次の計画を考えておられるご答弁でしたが、第3次のハーモニープランを見せていただくと、数値目標とか家庭での取り組み、地域での取り組みなどが具体的に評価がなかったように見受けられました。第3次ハーモニープランの総括をされて、第4次に生かしていただきたいと思いますが、この点についてご答弁をお願いします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 宮本議員の再質問にお答えいたします。

堺市の介護予防体操を例に出されまして、岩出市でもそういった体操の普及を図ってはどうかと、こういうご質問でよろしいですね。

○宮本議員 はい。

○杉原生活福祉部長 現在、岩出市では、これまでもお答えさせていただいているように、シニアエクササイズということで、これにつきましては、介護予防ということで、先ほど先生がおっしゃられましたように、筋力や運動機能の低下を防ぐ意味で非常に効果があるということで、これまでも本当に多くの方のお年寄りが参加していただいて、そして、その後、自主的に活動されているということで、次第にその実践されている方々もふえてきているという状況でございます。

基本的に、市はシニアエクササイズを推進していきたいなと、このようには考えているわけですが、堺市の体操の部分のことにつきましては、現在、岩出市では新たなそういった体操、市が独自に開発して普及していくという、そういう考えは現在はありません。

ただ、これから、先ほどもおっしゃられたように、2025年、団塊の世代が後期高齢に入っていくということで、高齢化がますます進行し、そして、また加えて、認知症の問題も非常に重要な問題であるということもございます。そういう意味から、やはり、お年寄りがいつまでも元気で、住みなれた地域で生活できるようにということで、非常に効果があるような取り組みということであれば、市としても、今後、引き続き、そういった事業についても研究し、場合によっては実施していくということも当然考えていく必要があるかと、このように考えてございます。

○井神議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 再質問にお答えいたします。

まず、男女共同参画週間の関係でございますが、6月23日に市内各スーパーにおきまして啓発活動を実施する予定でございます。

それから、第4次プランの策定に当たって、第3次プランの総括ということでございますが、これは当然のことでありまして、総括の上、引き継ぐものというふうに認識してございます。

それから、議員ご提言の数値目標の設定であるとか、取り組み事例の導入ということですが、これにつきましても策定委員会の中で検討したいと思います。

それから、総合戦略策定推進会議の関係ですが、国のほうから産官学金労言というふうに基準が示されております。市としましても、会議の設置要項におきまして、産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働機関、労働団体、メディアと

いうふうに代表者を定めたところでございます。

委員構成を考える上で、優先順位は、まず1番目には、国の方針との整合性ということが1番、それから2番目に、女性の参画ということで検討いたしました結果、商工会には女性部があるということで、商工会女性部から参画していただくことというふうにしてございます。ただ、男性が長を務めている団体が多い中で、委嘱は主に団体の長にならざるを得ないということがございますけども、柔軟な対応としては、会議への出席については、特に、女性の参加をお願いしたということでございます。

以上です。

○井神議長 以上で、宮本要代議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩をいたします。

午前10時45分から再開します。

休憩 (10時30分)

再開 (10時45分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番、4番、梅田哲也議員、一問一答方式で質問をお願いします。

梅田哲也議員。

○梅田議員 4番、梅田哲也でございます。

議長のお許しを得ましたので、一問一答方式で、まず1点目、自治会への加入促進について、2点目、中学生の自転車通学について、お聞きをしたいと思います。

まず1点目、自治会への加入促進についてお伺いいたします。

地域での暮らしは、さまざまな面で、そこに住む方々によって支えられています。地域の中にもいろいろな組織やグループ、集まりなどがありますが、特に、自治会は大きな役割を果たしていると思います。ごみの分別や集積所の維持管理、防犯灯の管理といったことから、お祭りや運動会などの行事、防犯や防災のための取り組み、子供やお年寄りの見守り活動など、幅広い活動が市民の皆さんの協力や連携のもとに進められております。

阪神・淡路大震災では、救助された人の約8割の人が、近所に住む人たちの手で助け出されたと言われており、地域に住む人々が、日ごろからお互いに交流を深めておくことが必要だと考えられます。

また、将来的に人口減少、高齢化が進む中では、これまで行政が担ってきたサービスも、財政面などから継続できないものがふえ、まさに共助のための基盤づくり

がますます重要になっていくと考えます。

しかし、一方で、自治会に加入する人が減り、活動が弱体化している地域がふえているという現状もあります。

そこで、まずお尋ねいたします。

岩出市における区自治会への加入世帯と加入率及びその推移はどのようになっているのでしょうか、お伺いいたします。

また、その状況について、市としてどのように認識をしておられるのか、あわせてお伺いをいたします。

さて、自治会への加入を勧める取り組みにはさまざまなものがあり、全国で工夫を凝らした例が見られます。例えば、青森県平川市では、平成26年度から転入した世帯が新たに自治会に加入した場合、生活支援グッズをプレゼントしているそうです。まず、転入の届け出の際、市役所の窓口で自治会加入を促すチラシを配布します。次に、加入希望者は、チラシの自治会加入取次依頼書に記入して、市役所に提出、市役所が自治会に取り次いで、自治会が入会の連絡をする際に、生活支援グッズを提供するという流れになるそうです。グッズの中身は、市指定のごみ袋、6種類あるそうですが、紙ひも、ガムテープ、はさみなど金額で約2,500円相当で、エコバックに入っているそうです。

そこで、お伺いしますが、岩出市では、自治会への加入促進のため、生活グッズや市の特産品を活用した自治会への加入促進を行ってはどうか、お聞きいたします。

また、未加入の世帯がふえる理由の1つには、かかわりやきっかけがないとか、加入のメリットが感じられないということがあると思います。未加入者が生まれる背景には、転入した新世帯に自治会の情報が届いてなくて、自治会があることを知らないケースとか、自治会の今までの活動が住民の生活様式、意識の変化に対応できていないところもあるのではないのでしょうか。

そこで3点目、各自治会に加入促進のための積極的な取り組みを依頼して、顕著な実績を上げた自治会に対して、現状の区自治会に対して支給している振興助成金に加算して、活動費の助成を行ってはどうかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

また、実施された活動については、市のウェブサイトの特設ページを設けて取り上げ、自治会活動について、広く市民の皆様知っていただけるようにしてはどうか。あわせてご所見をお伺いいたします。

○井神議長 ただいまの１番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 梅田議員ご質問の１番目、自治会への加入促進について、一括してお答えいたします。

自治会とは、地域に住む一人一人が相互に協力・連携し、自分たちの住む地域を安心・安全な住みよい地域にするための住民の総意による任意組織であると考えてございます。

自治会数、自治会加入世帯数及び加入率の推移についてでございますが、平成24年度の自治会数383、加入世帯数１万5,810、加入率74.4%、平成25年度の自治会数385、加入世帯数１万5,859、加入率73.7%、平成26年度の自治会数384、加入世帯数１万5,879、加入率72.8%です。今年度は、５月末時点での自治会数が390、自治会加入世帯数が１万5,723、加入率71.8%となっております。

団体数及び加入者世帯数は増加しておりますが、転入による世帯数の増加割合が多いことから、加入率は若干減少傾向にあると、このように認識しております。

加入促進についてでございますが、広報紙や市ウェブサイトを通じた広報啓発を初め、転入届け出時の加入案内や新たに設立する場合の相談など随時実施をしております。

また、加入促進の取り組みなど自治会活動費に対する助成についてですが、自治会活動を促進するために、自治会活動内であれば、使用目的を特に限定しない岩出市自治会等振興助成金の交付を行っております。加入１人頭200円ですので、ふえれば１人頭の助成金が増額と、このようになります。

また、コミュニティの環境を図り、地域住民の活動・交流を図るため、地域の集会所等の建設、修繕等の費用を補助するため、地区集会所整備事業補助金制度、このようなものを設けております。

また、自治会で実施される活動の広報については、市のウェブサイト及び市のフェイスブックへの掲載も視野に入れ、今後の検討とさせていただきたいと思っております。

なお、生活グッズや市の特産品を活用した加入促進につきましては、加入世帯に対する助成金を１人頭交付しておりますので、現在のところ、考えはございません。

市といたしましては、地域における諸問題の解決や大規模災害発生時の共助などに、自治会活動を通じての地域の連携と取り組みが必要であると考えております。他市の取り組み事例等も研究し、今後も引き続き、自治会の加入促進を図ってまいりたいと考えております。

○井神議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 今、総務部長からお答えあったんですけども、再質問、2点させていただきます。

家の新築とか購入、賃貸、引っ越しに当たって、早い時期から加入を働きかけを行うというのも大事やと思うんですが、関係業界団体と協定を結ぶ自治体がふえているというふうに聞いておるんですが、岩出市において、その取り組み予定はどうでしょうか、お聞きしたいと思います。

もう1点、非常に市の職員の方も自治会活動にご貢献いただいているというのは私も十分認識をしているんですが、岩出市に居住している市の職員の方の自治会の加入率、どの程度か。また、未加入の理由として多いのはどのようなものがあるのか。そして、今後の市としての対応について、お聞かせください。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

まず、先ほど答弁させていただいた答弁の中で、1戸当たり200円と私申し上げたかと思います。600円でございます。訂正させていただきます。

それでは、再質問の件ですけども、家の建築とか購入、引っ越し、こういう場合に当たっての関係業界との協定を結ぶということは、市の取り組みとしてないのかというふうなご趣旨でよろしゅうございましょうか。

現在、宅地等開発協議時におきまして、宅地開発業者に対しまして、近隣自治会への周知と加入について、宅地購入業者へ説明するよう指導してございます。また、新規の自治会を設立する場合は、市役所の担当部署を明記した資料等を渡すなど、自治会への加入促進に取り組んでいるところであります。

それから、あとは本市の職員の自治会の加入率、それから未加入の状況、働きかけをどのようにしているのかということについてですが、職員の自治会等への加入状況及び未加入の理由については、その詳細を詳しく把握できておりません。

なお、職員に対しましては、新しい住宅に移った場合に、その地区で自治会が設立されてない場合は、市のほうといたしましても、市の職員に自治会に設立についての働きかけは、従来から行っているところでございますが、今後も職員に対して、積極的な地域自治会活動への参加協力を引き続き推進してまいりたいと、このように考えてございます。



○井神議長　これで、梅田哲也議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

梅田哲也議員。

○梅田議員　次に、2点目、中学生の自転車通学についてお聞きいたします。

ご承知のように、6月から道路交通法が一部改正になりました。特に今回は、自転車に関する道路交通法が大きく変更されております。昨今の自転車ブームも手伝って、自転車のかかわる事故が、ここ数年、急増しております。和歌山県内においても、昨年、車、自転車、歩行者などでけがを負う人身事故が4,115件あったそうです。このうち自転車の絡むものが509件、12.4%ですが、このうち自転車の170人が危険な運転などで過失責任が相手より大きい第一当事者で、事故を誘引していたそうです。

また、今回の法改正によりますと、14項目の危険行為が設定されております。信号無視、酒酔い運転など14項目ですが、危険行為で複数回摘発されると、有料の安全講習が義務づけられることになりました。注意が必要な危険行為は、安全運転義務違反です。平成25年12月議会でも同僚議員からご指摘がありましたが、スマートフォンを見ながらの運転や傘を差しての片手運転などで事故を起こした場合、危険行為と認められる公算が大きいと言われております。

そこで、お伺いいたします。

岩出市内で、自転車通学生生の比率はどうか。また、今回の改正について、生徒、保護者に熟知させているのか、お聞きをいたします。また、交通安全講習会の実施予定はどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

次に、2点目に、市内の中学生と歩行者との事故は報告されているか。また、賠償保険の加入状況について、お聞きをしたいと思います。

去る平成25年7月4日の神戸地裁の判決によりますと、小学5年生の少年の自転車にはねられた女性が転倒し、意識が回復しない状態に対して、子供の母親に十分な指導や注意をしていなかったとして、総額9,500万円の支払いを命じました。これを受けて、兵庫県では、ことし3月に被害者救済のための自転車購入者に補償保険を義務づける条例を設けたそうです。この条例は、4月1日以降、自転車を購入した人に保険の加入を義務づける条例です。

そこで、お伺いいたします。

加害者責任がますます増す中、将来、自転車通学を認める条件にすることも検討してはどうかと思いますが、ご見解をお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の２番目、中学生の自転車通学についての１点目、自転車通学生の比率はどうか、６月からの道路交通法の改正を生徒・父兄に熟知させているのか、また学校での講習会の実施予定はについて、お答えいたします。

先ほど宮本議員にお答えした交通安全教育についてと重複するところが多々ありますので、その点よろしく申し上げます。

自転車通学の比率については、現在、ほとんどの生徒が自転車による通学を行っております。６月からの改正道路交通法については、市内小中学校に通知を行い、児童・生徒だけでなく、保護者等も含め周知に努めるとともに、各小中学校において警察官による交通安全教室を実施しており、６月１１日には、根来小学校で行われた交通安全教室が、報道機関にも取り上げられたところでもあります。

いずれにいたしましても、今後も交通安全意識の涵養に努めてまいりますので、議員の皆様方のご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

２点目の中学生と歩行者の事故は報告されているのか、保険の加入状況はどうなっているのかについて、お答えいたします。

交通事故を初めとした事故等の報告については、児童・生徒及び教員等が被害に遭った、また加害者となった、それらの全ての案件を教育委員会に各小中学校から事故等の報告として受け取っております。

過去３年間ににおいては、平成２４年度に中学生が自転車に乗って信号待ちをしていた方への接触事故がありましたが、大半の事故報告は、自転車を運転していた児童・生徒が自動車等に接触された事故となっております。

また、保険の加入状況につきましては、通学で自転車保険に加入している中学生は、学校調べで、加入率３４．４％となっております。

なお、先ほども言いましたけれども、加入状況については保護者の自動車保険による特約事項とか、自転車を購入した際に自転車保険へ加入している場合なども含めると、加入率はもっと高いものと考えられますので、改めて教育委員会において、児童・生徒の自転車保険への加入状況の調査を行うことにしております。

３点目、加害者責任が増す中、自転車通学を認める必須条件にすることも検討してはどうかについて、お答えいたします。

あくまでも自転車保険への加入は任意のものでありますが、加害者となったときの重大さを鑑み、教育委員会といたしましては、ＰＴＡとも協力しながら、今後も

自転車保険加入に向け、啓発に努め、加入率100%を目指してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2点お聞きしたいと思います。

まず1点目、中学生の通学自転車を見ていますと、1年生は新しく買ってもらった自転車が多く、いわゆる整備不良の心配というのはまずないと思うんですが、学年が進むにつれて、ブレーキのききが悪いとか、整備が余りされてない自転車が多いんじゃないかなというふうに認識されるんですが、学校で整備状況の確認をされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

2つ目に、過去、駐輪場のスペースの関係で、近くの子供さんについては、徒歩通学だというふうな時期もあったと聞いておるんですが、自転車事故を減らすという観点から、いわゆる以前のスタイルに戻すというお考えは、教育委員会としていいのかどうか、お聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再質問にお答えします。

自転車の整備・点検状況等についてということでありますけれども、先ほど、各学校で開催される安全教室のお話させていただきましたけれども、その際に、警察からは、もちろんルール、マナー、そして違反があった場合の厳罰化等についてのお話とともに、日常の点検整備も事故防止のため、とても大切であるというふうな話を強く言っていていただいております。

それと、先ほどご紹介いたしました新聞の中身なんですけれども、そこを読んでみますと、根来小学校で行われた話の中では、やはり、岩出署のほうから乗る前に必ずブレーキとかタイヤとかベルなど点検してから乗るようにということも強く言っていていただいております。

また、中学校では、日ごろから校内で無施錠で駐輪している自転車があることなどを踏まえて、その確認とか指導とあわせて、日ごろから点検・整備について、注意しながら指導しているところであります。

また、自転車通学につきましては、現状で、そのことにつきまして、安全配慮をさらに強めながら、指導していきながら、現状のままやっていきたいと考えており

ます。

○井神議長 再々質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2番、教育長から答弁あったんですけども、日ごろ点検されているということなんですが、そういう点検シートみたいなものをつくるとか、そういうお考えはございませんでしょうか。自転車の点検シートというんですかね、そういうものをつくるというお考えはないでしょうか。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 梅田議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどお答えしたように、学校で施錠等ができてないかどうか、というふうなことについて、点検等をする際に、そういうシート等も活用したり、また、個々に、これは今ちょっと調べてないんですけれども、子供たちに自分で点検しながらということの取り組みを行っておりますので、今後も、そういう点について進めてまいりたいと考えてございます。

以上で、梅田哲也議員の一般質問を終わります。

通告4番目、5番、田中宏幸議員、一問一答方式で質問をお願いします。

田中宏幸議員。

○田中議員 5番、田中宏幸です。議長の許可を得ましたので、通告に従って、一問一答方式で質問させていただきます。

まず最初に、小学校運動会の開催時期について、お聞きいたします。

最近では、春に運動会を行っている小学校がふえてきております。調べてみますと、熱中症の対策や暑さに対する対策が一番の理由でございます。秋に運動会を行う場合は、9月下旬から10月初旬に運動会を開催することが多く、この時期は、地球温暖化のせいも相まって、猛暑日が続くことが多く、熱中症対策が必要になります。また、運動会を9月末から10月に行うとなれば、当然、練習はもっと早い時期から始めなければならず、相当な注意が必要になるということです。それが春だと、練習もまだ涼しい時期に行えるので、秋の運動会ほど心配が少ないと言えます。

ことしの和歌山県の5月の気温を見ても、そのことがよくわかります。和歌山の5月の最高気温は、25度以上の夏日が17日、30度以上の真夏日が2日ありました。30年前の1985年5月では、夏日8日、真夏日がありませんでした。このような状況の中で、ことしも熱中症事故の報道が早くも流れています。5月26日には福岡県の

小学校で、また5月27日には栃木県の小学校で、どちらも運動会の練習中に児童が熱中症になり、病院へ搬送されたというニュースがありました。

平成24年には、岩出市の小学校でも、運動会の練習中に児童が熱中症にかかり、病院へ搬送されたという事故が起こっています。ことしの例のように、春に運動会を開催しているところでも熱中症の心配はありますが、春開催のほうが秋に開催するよりも熱中症のリスクは少なくなるのではないのでしょうか。

実際に、和歌山の5月と9月の気温を調べてみますと、30度以上を記録した日数は、平成26年では、5月で1日、9月では8日、平成25年度では、5月で2日、9月で12日となっています。また、和歌山の月別平均気温を比べると、5月は19.3度、9月は24.7度となっており、明らかに春に運動会を開催するほうが熱中症のリスクは少ないと言えます。

こういった理由で、気温の調査のもとに、近隣の和歌山市や伊都地方でも春に運動会を開催する学校がふえてきています。また、岩出市の中学校でも、春に運動会を開催していますので、小学校も春に開催し、秋には市民運動会で盛り上がれば、子供たちにとっては楽しみが春と秋に分かれてよいのではないかと思います。

そこで、質問です。

先ほどから述べましたとおり、健康上の理由からも、小学校の運動会を春に開催してはどうかと思いますが、市教育委員会のお考えをお聞きいたします。また、春に開催するために支障になることがあれば、お答えいただきたいと思います。お願いします。

○井神議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長　田中議員の運動会の開催時期について、一括してお答えいたします。

運動会は、教育課程上、学校行事として位置づけられており、その内容や開催時期等につきましては学校長の裁量に委ねているため、基本的には、学校の判断となります。しかし、運動会は、昔から地域の一大行事という性格もあることから、開催日を9月第5日曜日、または10月の第1日曜日に、市内小学校で統一してきた経緯があります。

以前から保護者等からの強い要望もあることを踏まえ、市教育委員会として、校長会に開催時期の変更を相談しており、現在、校長会においても、平成28年度から運動会を1学期に開催する方向で、現在、検討中ということでもあります。

なお、運動会を1学期に開催するに当たり、支障となる事柄は特にありませんが、

修学旅行と運動会の練習時期が重なるため、修学旅行の実施時期については検討が必要であるということを考えております。

以上でございます。

○井神議長　これで、田中宏幸議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

田中宏幸議員。

○田中議員　次に、2点目に、災害対策についてお聞きいたします。

ことしも6月に入り、梅雨入りしました。これから雨の多い日が続きます。また、最近では雨が降るとなると、集中豪雨であったり、ことしは台風の数が例年になく多く発生し、異常気象が続いています。また、夏から秋にかけて、大雨による災害が発生しやすい時期になってまいりました。岩出市では、大雨による浸水の対策にあらゆる方法で取り組まれています。

その中の1つとして、ポンプ車を購入されましたが、ポンプ車の使用方法は誰もが使えるものではございません。現地に行って、ホースを出して、ポンプを水の中に入れてから、電源を入れて排水をするまで、かなりの時間を要します。ポンプ車の扱い方をよく知っている人、また、訓練を受けている人でないと使えないと思います。

平成25年の9月16日、集中豪雨による浸水が発生し、去年の8月の10日にも台風による浸水が発生しました。私も消防団員であり、2年続けて山崎地区への出動要請のもと、水防活動を行いました。ポンプ車も出動しており、その排水能力の高さを知りました。幸い、去年の場合は、台風が接近することが予測されていたため、事前にポンプを用意しており、その後、消防団のポンプ、ポンプ車の応援も加わり、よい判断の中でうまく排水ができ、被害も最小限におさまったのではないかと思います。

ポンプ車の出動は、大雨や台風の進路を予測して、浸水になる前に現地に配置すれば、被害はかなり少なくなると思います。今回、浸水対策としてポンプ車を購入しましたが、使用方法、人員の配置、また日常の訓練はどうされるのか。それから、現在、ポンプ車は総合体育館の駐車場の奥のほうに置いてありますが、保管場所はどうされるのか、お聞きいたします。

○井神議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長　田中議員ご質問の2番、災害対策についてお答えいたします。

1 点目のポンプ車の使用方法、人員配置、日常訓練についてであります。活動マニュアルを作成いたしました。それに基づき活動をいたしております。まず、使用方法、配備基準についてでございますが、降雨等による河川・水路の氾濫や農地、道路の冠水及び住宅の浸水などが発生するおそれが生じたときは、過去の被害状況などを考慮し、被害が想定される地域に、あらかじめ排水ポンプ車を配備することとしており、出水状況に応じて活動を開始いたします。解除判断につきましては、十分に減水し、再び氾濫や冠水、浸水などのおそれがなくなったと判断したときに、活動を終了いたします。

次に、人員配置につきましては、市職員の中から14名を排水ポンプ車操作員として任命し、1班7名の2班体制での配置としてございます。排水ポンプ車操作員は、職員の警戒配備態勢の発令基準による警戒態勢が発令されたときには、直ちに出勤できる態勢をとり、出勤の指示があったときには、直ちに市役所へ参集し、現場に赴き、活動に当たることとなっております。

次に、日常訓練についてでございますが、排水ポンプ車操作員は、毎月1回以上、装置の作動確認や車両走行による点検を行った上で、車両運転やポンプ操作の訓練を行うこととしております。今年度の訓練状況につきましては、排水ポンプ設置から撤去までの一連の作業手順訓練を被害が想定される現場において2回、また実際に排水ポンプを作動させての操作訓練を東公園プールで1回、紀の川市役所との合同訓練を桃山中学校プールで2回実施をいたしました。今後も危機管理監指導のもと、定期的に訓練を実施し、操作員の操作習熟を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目のポンプ車の保管についてであります。被害想定箇所との距離や駐車スペースを考慮いたしまして、現在、岩出市立総合体育館の駐車場に保管してございます。

○井神議長 再質問を許します。

田中宏幸議員。

○田中議員 ポンプ車の人員配置も1班7名、2班体制で行っていくということで、それから、使い方や訓練に関しても定期的に取り組まれるということで、定期的に訓練していただくというのが、発生した場合に、すぐに対応できるということで、これからも定期的に行っていただきたいと思います。

それから、ポンプ車の使用方法ですが、もちろん浸水した地域の排水を行うために購入したわけでございますが、構造的には、トラックへ発電機を積んでいる状態

なので、いろんな災害に活用できるのではないのでしょうか。災害現場での電動工具の発電機として、また、避難場所の照明器具や冷暖房器具等々あらゆる電気器具への使い道があると思いますので、活用する考えはないのでしょうか。

また、使用してよいのであれば、市の夏まつりやイベントに使ってはどうか。日ごろ使用することが機械の点検にもつながるのではないかと思います。

それから、ポンプ車両の運転は中型免許が必要だと思いますので、どうされるのか、お聞きいたします。

最後に、保管場所ですが、ポンプ車両は特殊な車両でございますので、いたずらされたり、特殊車両の盗難事件が、今現在、多発していますので、保管場所を屋内の駐車場にしたほうがいいのではないのでしょうか。よろしくお願いします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 田中議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目のポンプ車の使用方法について、災害時に活用できるようにということです。あと、避難場所の照明器具等の活用についてと、こういうご質問かと思えます。

排水ポンプ車の搭載しております発電機につきましては、電圧などの規格の問題がございまして、排水ポンプ以外の使用については難しいと、こういうことでありますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、ポンプ車両の運転について、中型免許が必要やということでございます。議員ご質問のように、排水ポンプ車の運転には中型免許の取得が必要であります。現在、排水ポンプ車操作員14名のうち3名が中型免許を取得しておりまして、この後、ほかの者においても順次取得を予定していきたいと思えます。

それから、保管場所の問題についてですけれども、盗難に遭ったりとか、そういうケースに対応するために、屋内の駐車場にしてはどうかという質問でございますけれども、先ほど答弁させていただいたとおり、現在は総合体育館の駐車場に駐車しておりますけれども、今後は、補助金を活用して、防災の拠点施設としての防災資機材の倉庫、こういうものも整備を考えておるところでありますので、その際に車庫の併設も検討してまいりたいと、このように考えてございます。

○井神議長 これで、田中宏幸議員の2番目の質問を終わります。

以上で、田中宏幸議員の一般質問を終わります。

通告5番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問を願います。



尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。議長の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

まず、7点にわたって質問をいたします。いずれの質問事項についても、市民の皆さんにとって直接関係のある事案でございますので、市当局の誠意ある答弁をまずもってお願いをしておきたいと思います。

まず、第1点の子ども医療費について、質問させていただきます。

3月議会で岩出市がやっと重い腰を上げて、子ども医療費の助成制度の条例案を提案し、議会も賛同して成立しました。保護者の負担は、いまだ1割ありますが、この事案について、早期に完全無料化に進むべきであると私は考えております。当面、この条例の施行日が8月1日からとなり、担当課においては、さまざまな準備がされていると考えております。保護者にとって一番の課題は、手間がかからない、不便のないようにすることが一番大切であり、岩出市においても業務のスムーズな移行を求められている案件であります。

そこで、3点にわたって質問をしたいと思います。

まず第1点は、8月実施に向けての取り組みの現状は、どのような現状になっているのか、お聞きをしたいと思います。

2点目は、保護者への周知・広報についてどうされるのか、お聞きをしたいと思います。

3点目は、医療機関で診療して、その際、1割自己負担分及び2割の負担分に関して、どのような制度設計をされていくのか、まず、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員ご質問の1点目、子ども医療費について、お答えいたします。

まず、8月実施に向けての取り組みについてでございますが、現在、制度拡充に対応するため、システム改修を行うとともに、周知チラシ、申請書や封筒類の作成、関係機関への通知等の準備を進めているところでございます。また、臨時職員を採用し、事務処理体制も整備しているところでございます。円滑に事業をスタートできるよう努めてまいります。

2点目の保護者への周知・広報はどうするのかについてでございますが、7月広

報配布時にチラシの全戸配布、対象者に個別通知、加えてウェブサイトやフェイスブック等において周知を図ってまいりますとともに、市内医療機関等にも周知徹底してまいります。

3点目の医療費の支払い方法はどうするのかについてでございますが、今回、新たに拡充した中学生の入院につきましては、県内医療機関において現物給付で実施いたします。また、小中学生通院については、窓口負担した一部を償還払い方式で支払うこととなりますが、原則として、口座振替の方法で実施してまいります。申請書の記入箇所の簡素化や休日・夜間申請ボックスを利用するなど、市民の利便性の向上について検討したいと考えてございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきました。そこで、具体的にお聞きをしたいんですが、今、答弁の中で、いただきましたが、国保と社会保険の保護者に対する取り扱い、これについてはどのようなシステムになるのか。

それから、保険適用外の医療費について、どのようなものがあるのか。特に、入院時の差額ベッド代とか各種文書等については、どのようなになるのか。その中で、今、2割の分については、銀行振り込みという手続をするということですが、一旦、応募者が3割分、医療機関に支払って、2割を銀行振り込みというふうな制度になろうということをするんですが。そこで、未払いがあった場合、保護者が医療機関にかかった場合に未払いが生じた。こういう場合については、どのような制度になるのか。

それから、この医療機関については、地域外の医療、那賀対象という形もありますが、例えば、遠いところで医療機関にかかったという場合に、どのような手続をしていくのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、この支払いのやり方についてなんですが、他の地方自治体では自動償還という制度をとってしているところもあります。そういうもろもろを考えて、保護者にとって一番利便性のいい制度に構築をしていただきたいということを思っておりますので、まず、その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 再質問にお答えいたします。

国保と社保の取り扱いということでございますが、これはともに変わりません。

それから、適用外の医療費でございますが、差額ベッド代、文書料といったようなものでございます。

それから、岩出市外で受診を行った場合ということでございますけれども、これにつきましては、基本的には岩出市内の医療機関でかかっているのと同じように、領収書を持ってきていただいて、申請をしていただくというようなことになります。

それから、支払いのやり方で、少しでも受診された方の利便性の向上ということで、自動償還というお話がございました。市のほうでは、当面は、この自動償還という形はちょっと取り入れることは難しいかなということではございますが、現実、他県におきまして自動償還されているところもあるというふうに聞いてございますし、また、そういったところに対して、市のほうからも問い合わせなりもしてございます。

いずれにいたしましても、やはり受診された方が少しでも利便性につながるような形のものというのは、引き続き検討していき、採用できるものについては採用していきたいと、このように考えてございます。

それから、最後の未払いの件でございますが、担当の副課長のほうから答弁させます。

○井神議長 保険年金課副課長。

○中井保険年金課副課長 再質問の未払い分についてはどうなるのかということですが、領収書をもとにお支払いさせていただきますので、支払いが終わってからその領収書を持ってきていただいて、お支払いする形になります。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この制度そのものについて、部長のほうからご答弁いただき、さらに副課長のほうから答弁いただきました。保護者にとって、一番便利のいいシステムというのは、これを領収書を保護者が、その都度、医療機関にかかった、今の制度で言えば、市役所の窓口を持って来なければならないということになるという制度ですよね。そうしますと、現状でも、駐車場が狭い。置くところに困るという状況が生じて、苦情が私のところにも寄せられております。

さらに、今、レセプト点検をされておると思うんですが、これについて、月間何件ぐらいあるのか。そして、その許容範囲が、今の窓口での届け出、混雑を想定すると、非常に問題点が浮き彫りになるのではないだろうかと予想しているんですが、そこら辺把握をされてあるのであれば、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 再々質問にお答えいたします。

まず、レセ点検等で、その件数ということでございますが、月に3,225件を見込んでいるところでございます。

それから、その都度、窓口にということでございますが、8月からスタートするということで、今回の償還払い、非常に混雑、懸念されるところが多いと、こういってございますが、市といたしましては、既にこういう形でされているところに対しても、いわゆる混雑状況についての状況も確認してございます。市のほうで思っている以上の混雑はないのかなというふうには考えてございますが、いずれにいたしましても、手間はかかることは認識しているということで、先ほどもお答えさせていただきましたように、少しでも償還払いに来られる方の手間、省けるような形で、引き続き検討し、市でそれを採用できるものについては採用して、利便性の向上に努めていきたいと、このようには考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、2番目の質問をさせていただきたいと思います。

道の駅の件であります。

道の駅が開設して、岩出市の1つの観光資源として多くの人が立ち寄っておられます。近年の高野山1200年祭や熊野古道へのアクセス道路として、ますます増加するのが現状ではないかと思っております。

開設以来の諸施策について、さまざまな対応がされてきていると考えておりますが、最近、関空から入国される外国からの訪問者も、関税の職員不足等々で入国時間が2時間余りもかかるという悲鳴を上げていると報道されておりました。今後も諸外国からお客さんの多くが来られることになると思うんですが、いかにして和歌山県や岩出市への誘導を導き、活性化への取り組みが求められてくると思います。また、それに対応する免税店の創設やおもてなしの心は忘れてはならないと考えております。

既に一部のホテルには、宿泊客が増加していると聞いております。岩出市で泊まる施設は限られているのが現状であるわけですが、四国八十八ヶ所の結実として、泉南、関空から、あるいは淡路島、兵庫周りで入ってこられる。根来寺、粉河寺、

高野山コースというのが定番になってきておるんですが、いずれにしても、現状の実態を把握していく中で、さまざまな問題点がありますので、その改善を求めたいと思っております。

そこで、まず第1点目に、過去3年間の立ち寄り者数及び販売実績については、どのように推移をしてきたのか、お聞きをしたいと思います。

2点目は、大型観光バスの駐車に関してであります。現状のスペースでよいのか、岩出市として、今後の対策や企画・立案はないのかについて、まずお聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの2番目の再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　尾和議員ご質問の2番目の1点目について、お答えいたします。

まず、立ち寄り数についてですが、レジ客数で、平成24年度は13万2,385人、平成25年度は12万7,674人、平成26年度は12万5,031人、販売実績は、平成24年度は1億8,841万2,607円、平成25年度は1億8,819万8,037円、平成26年度は2億999万3,301円となっています。

次に、2点目、大型観光バスの駐車場につきましては、現在、大型観光バス駐車場は3台分を確保しており、軽自動車、普通車、障がい者用駐車区画は47台分で、合わせて50台分の駐車スペースがあります。大型観光バスは、通常時で1日2台程度、利用者が多い花見や紅葉の時期では1日平均5、6台程度の利用となっています。また、日曜・祝日・イベント時など利用者が多くなると予想される時期は、駐車場内での混雑の軽減を図るため、警備員を2名配備し、利用者の安全確保並びに車両の駐車誘導を行っています。

なお、駐車場スペースの拡張につきましては、地形的・物理的な面から不可能であると考えております。

○井神議長　再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　道の駅そのものについて、今、現状の報告をいただきました。そこで、認識的には、岩出市が大型観光バスのスペースは3台分あるということと言われたんですが、先日、あるバス運転手の方からお聞きをしました。当然、私も現地を見てきたんですが、あそこに入るのにも苦勞するし、出るにも苦勞するんだと。普通のマイクロバス程度であれば、もちろん、そんなに問題はないんですが、大型観光バスになりますと、非常に奥行きから考えても問題が多いというように考えて

おります。

一番スムーズに入れる。観光バスで来られる方は、一度に30名なり50名の方がどっとおられるわけですから、非常に売り上げにも影響すると。そういう意味ではありがたいお客さんになろうかと思うんです。だから、現状のままでいくということになると問題がありますし、また、大型観光バスの設置する後ろのほうには、コンテナが山積みをされておりまして、きのう見に行ったときに若干減っているなどという気がしたんですが、常時、軽量コンテナを山積みして放置をされるということになりますと、ますます入れないという状況になりますので、そこら辺、抜本的に考えられる対策をこの際打つべきではないかなというように考えておるんですが、その点について、まず、再度質問させていただきます。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○船戸事業部長　それでは、再質問にお答えします。

まず、大型観光バスの件なんですが、先ほどの答弁でも申しましたとおり、地形的に駐車場を拡張するのは困難であると考えております。そこで、同時に大型車が3台以上の利用がある場合は、隣の普通車スペースを代用して、駐車場の円滑な利用ができるように努めており、事前に予約を入れていただいた場合は、コーンを置き、スペースを確保する等の対応を行っております。

それと、2点目に、コンテナを積んでいたというお話でございますが、販売物の搬入・搬出などで駐車場スペースにコンテナを一時的に積んでいる場合がございます。しかし、道の駅に指導も行いまして、現在は既に撤去しております。

以上です。

○井神議長　再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員　道の駅の問題については、これ以上質問しても、そんなにあれしなと思うんですが。昨日、私、大阪のほうへちょっと行きまして、淀屋橋から心斎橋のほうに抜けて、ウォーキングがてら歩いたんですが、中国の方の旗を先頭に団体で、どこの団体かなと。今ごろ、どこの観光客かなと思いながら、はたを歩いてたんですが、中国語で会話をされているので、中国の方であろうと思うんですが。想像するのに、団体ですから、2、3百人の人がざあっと心斎橋筋を歩いとるんですね。ああ、こういう人たちがここへ来ているのかということで、一部関心もありながら見たんですが、道の駅を免税店化する制度にしたらどうかと。そして、誘導して

いくということも含めて、再検討するお考えがあるかどうか、最後にお聞きをしておきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、和歌山県内におきましても、近年、外国からの旅行者が増加しております。外国旅行者向けの消費税免税制度につきましては、国土交通省・観光庁も取り組んでいるところでありまして、和歌山県も力を入れてございます。

現在、道の駅根来さくらの里におきましては、その指定管理者でございますＪＡ紀の里、こちらのほうが申請を行っております。ＪＡ紀の里では、直営のファーマーズマーケットとして、紀の川市のめっけもん広場、それから、岩出のＯＩＮＡＣＩＴＹ、根来さくらの里、３店舗を申請しているところでございまして、来週から、めっけもん広場のほうで試験的に実施するというふうに聞いております。さくらの里、ＯＩＮＡＣＩＴＹにつきましては、その状況を見て導入は検討していくということでお話を聞いております。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の２番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後１時１５分から再開します。

休憩 (11時50分)

再開 (13時15分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

３番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、３項目めの質問をさせていただきます。

母子健康手帳の名称変更に関してであります。

現在、子供の成長記録をするものとして母子健康手帳というものがあります。集団健診等で母子健康手帳を必要とする場合、父親が母子健康手帳を持参することになります。何らかの事情で父親が１人で子供を養っている場合も、母子健康手帳の保持を求められるのは酷ではないだろうかと考えております。私は、男女共同参画社会の観点から母子健康手帳を卒業して、父親・母親を問わない親子健康手帳とすべき時代ではないかと提案をしたいと思います。

金額の面で比較すると、現行の岩出市の母子健康手帳はどうか。1冊当たりの税別単価は幾らなのか。年間で幾らの費用がかかっているのか。先進地方自治体での取り組みは進んでおります。さまざまな家庭環境への配慮という面からも、現行の母子健康手帳を見直すべきではないだろうかと考えております。

そこで、質問をさせていただきます。

まず第1点は、現行の発行部数と手帳の作成費用は幾らかかっているのか。

2番目に、母子健康手帳から親子健康手帳への改名を提案をしたいと思いますが、岩出市の見解をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員ご質問の3番目、母子手帳について、お答えします。

母子健康手帳は、母子保健法第16条において市町村が交付するよう義務づけられ、妊産婦、乳児及び幼児に対する健康診査及び保健指導の記録を行うことが規定されてございます。

1点目の発行枚数と手帳の作成費用はどうかについてでございますが、発行枚数は、平成24年度、483冊、平成25年度、514冊、平成26年度、491冊で、手帳の作成費用は、平成24年度、平成25年度、平成26年度とも、1冊税込みで113.4円でございます。

次に、2点目の母子手帳を親子手帳へ改めるべきであるが、どうかについてでございますが、母子健康手帳の交付は、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進を目的としていることから、現在のところ、親子手帳へ改める考えはございません。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今のご答弁をいただきました。費用的にも、在庫のあるときには、必要性というのは、私はやむを得ないかなと思うんですが、岡山市が平成13年から実施をしている。もう既に14年が経過をして、岡山市のほうの担当者にお聞きしますと、そのときにも、先ほど申し上げたように、男女共同参画社会の中で母子というのは、多少問題があるんじゃないかと。誰でも、父親でも母親でも使えるように親子健康手帳というのが一番ベターであろうということで、名前を変えて、それからずっと実施をされております。

また、ちなみに申し上げますと、沖縄県は全体がそうなおるらしい。それから、大宮市、小牧市、宮崎市、豊田市、埼玉県のところでも、今取り組みがスター



トしているという状況にあります。変える意思はないということではありますが、早期にそこら辺の先進地の地方自治体とも連絡をとりながら、改名をすべきだと。

これ、歴史を言いますと、2006年に、中央のほうなんです、自民党自体が、母子健康手帳については問題があるということで、変えようという動きがあったそうです。そのときにいろいろな意見があって、実現はしなかったんですが、そういう経過を踏まえて、全国的な取り組みもされてきた。

これ、母子手帳の歴史というのは、担当者はご存じやと思うんですが、1915年度、アメリカにおいて始まった制度であります。そのときに母子健康手帳というのがあって、その後、日本に導入をされて、戦後、これは思うに母子手帳そのものが、乳業会社の指導でアメリカで導入されて、利益誘導の形で導入されたと聞いております。現在、アメリカでは、この母子健康手帳というのは、もう既に廃止になっているという現状があります。

1945年から日本ではそれが導入されたわけですが、1945年といいますと、終戦間近から今日まで約70年近い歴史があるんですが、その中でも母子健康手帳という名前については、だんだんと改名していこうという動きがあるわけですから、先進地に見習って、変える必要性を持つべきではないかなというふうに思っております。

それで、もう一度、再度、そこら辺について検討、私が一般質問した段階で検討されていると思うんですが、将来にわたっても、このまま母子健康手帳として配布するのか、それとも親子健康手帳に変える意思は全然ないのか、再度確認をさせていただきたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

名称について、母子健康手帳から親子手帳に改める考えはないのかということでございます。確かに、全国的に見て、親子手帳という形での表記を導入されているところがあることは認識してございますし、また、あわせて国においても、過去に母子手帳の名称について、子育て支援の観点から親子手帳等への名称変更してはどうかとの意見がございましたが、妊産婦、乳幼児の健康の保持及び増進の重要性に鑑み、名称は変更しないことになった経緯がございまして、市といたしましては、母子健康手帳の名称が、母子保健法第16条で規定されてございます。その名称に従って、引き続き母子健康手帳という形で、岩出市としては交付していきたいと考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再度質問しても考えるご意思はないということなのですが、そうしますと、現在、手持ちに何部ぐらい残っているのか。それが在庫として持っておられると思うんですが、その中で、在庫が消えた段階で、もう一度、再検討を課内でしていただきたいと、重ねて求めておきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、在庫ということでございますが、既に4月において、年間の見込んだ部数について購入してございまして、現在で450程度でございます。

それから、在庫が切れた段階で再検討はということでございますけれども、母子保健法第16条第2項では、妊産婦は、医師、歯科医師、助産師または保健師について、健康診断または保健指導を受けたときは、その都度、母子健康手帳に必要な事項の記載を受けなければならない。乳児または幼児の健康診査、または保健指導を受けた当該乳児または幼児の保護者についても同様とするとの規定があるなど、母子家庭、確かに父子家庭もいらっしゃるかもしれませんが、両親ともいない場合もございます。そういう両親がいない場合もあることから、産後の表記においては、母子手帳の中では、保護者としているなどの配慮もなされてございます。市といたしましては、先ほどお答えいたしましたとおり、国の、いわゆる名称を引き続き使っていくということでございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 続きまして、4番目の質問をさせていただきます。

ボランティアによる交通指導についてであります。交通指導員という形で表示をしておりますが、この交通指導員というのは、長年、登下校で見守りをされている方のことを指しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

岩出市の通学路は、まだまだ歩道の整備は進んでおりません。交通量の多い道路が多く、通学路での児童の重大な事故はないものの、安全登校はどの学校でも1つの重要な課題になっております。将来を担う児童のために、多くの市民の皆様が早朝から、及び下校時に交差点や通学路で横断歩道横に立ち、見守り活動を続けて

おられることに心から感謝を申し上げたいと思います。

Aさんは、子供たちがかわいくて続けてきたと。定年になり、何かお役に立ちたいと言われておりました。感謝するとともに、万が一、指導員の皆様の安全も大切であろうと私は考えております。

去る5月25日午前7時30分ごろ、山形県酒田市の県の交差点で、見守りをしておられた77歳の男性が乗用車にはねられて頭を強く打ち、死亡したという報道が最近ありました。酒田市に電話を入れてお聞きをしたんですが、振り返って、岩出市においても起こり得る事故であるのではないかと考えております。

そこで、補償についてお聞きをしたいんですが、登下校時の安全対策について、どのように考えておられるのか。

それから、2番目に、現在、岩出市で見守りをされている人数等について把握をしておられるのであれば何名おられるのか。それから、万が一事故に遭った際に補償というのはあるのかなのか、そこら辺について、まずお聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　尾和議員の4番目の1点目、登下校時の安全対策についてお答えします。

子供たちが交通事故や犯罪被害者となる事件が各地で相次ぐ中、岩出市青少年育成市民会議が推奨している朝のあいさつ運動、下校時の見守り活動に、多くの団体や市民の方に各小学校区での子供を見守るネットワークに登録していただき、主に通学路にある横断歩道や交差点で不審者対策も兼ねた子供たちの安全を見守っていただいております。

また、岩出市青少年育成市民会議の有志14名の方に、自主青色パトロール隊を結成していただき、市内を巡回し、子供たちが犯罪に巻き込まれないよう、未然防止の取り組みも行っております。

そのほかにも各小学校において、わかやま子どもセーフティガードとして、子供の登下校時の安全指導を行っております。なお、教育委員会が把握している登下校時の安全指導にご協力をいただいている方は、延べ794名となっております。

2点目の補償制度についてですが、全市を挙げての子供を見守るネットワーク活動に参加していただいている市民の皆様方には、行事参加者傷害保険に加入してございます。

以上でございます。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。行事参加者として見守っておるということですが、この補償内容、それと掛金についてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

補償内容につきましては、死亡、後遺症の場合、200万円、入院保険、日額3,000円、通院保険の日額1,000円となっておりまして、掛金につきましては、年額で22万4,000円となっております。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。年間保険金については22万4,000円、これは全部岩出市が保険金を支払っているのか。

それと、補償内容についてですが、ちなみに、大阪の社会福祉協議会が東京都の社会福祉協議会もそうなんですが、補償の人身事故等について、死亡事故等についてあるんですが、1名当たりの保険料1口として300円として、死亡時については、後遺障害含む1,300万円、それから、入院保険金については5,500円と、通院については3,000円という意味で補償制度があるんですが、岩出市については、最高200万円ということですが、これは余りにも少ないのではないかなと。そういう意味で、葬式代程度の補償しかないという意味合いもありますから、再検討する必要性があるのではないかなと考えておりますが、それについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再々質問にお答えいたします。

まず、保険の負担ですが、市が全額を負担しております。

保険内容の見直しということでございますが、700名以上の方がご登録いただいている中で、毎日立っていただいている方、それから、月に1、2度立っていただいている方、不特定になってございますので、参加していただいて事故が起こった場合に補償するという、そういう内容の保険にしておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○尾和議員 議長ね、額のアップに質問しているのに答えてない。補償額のアップを検討してほしいと。

○秦野教育部長 失礼しました。今、先ほど申し上げたような事情もありますので、当面、現時点では現行で対応していきたいと考えてございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、5番目の質問をさせていただきたいと思います。

過去の議会でもマイナンバーについて質問させていただいておりますが、改めて現在の状況等についてお聞きをしたいと思います。

このマイナンバーについてですが、安倍自公政権が、国民一人一人に番号を割り振って、所得や納税実績、社会保障に関する個人番号、1つの番号で管理する共通番号、いわゆるマイナンバー制度の関連法案を成立させた後、今日まで来ております。

さらに、政府は、2015年3月31日にマイナンバー制度の施行期日を2015年10月5日と定め、政令を閣議決定をしました。マイナンバー制度の運用は2016年1月1日、年明けからになるようとしているわけであります。それにしても、現在、企業や自治体での事務は全く間に合っていないのが現状であります。多額の金をかけて、その費用対効果についても、まだ不明な点が多くあります。

今日、マイナンバー制度を利用して、国民の利便性の向上や年金保険料の徴収強化、行政の効率化などを図りたいとしておりますが、総務省など関係省庁の政務官らをメンバーとする検討会議で、具体的な活用策の取りまとめに向けた議論が進んでおります。その中に、個人の預貯金の把握とか、あるいは病歴の把握とか、それと突合して、一人一人を丸裸にすると。このマイナンバー制度そのものについて、今、市民や国民の間で不満があるということは、現在の状況から察することができると思います。

私たちは、クレジットカードを含めた、これらのマイナンバー制度そのものについて、どうしていくのかということであります。年金番号の漏えいに始まって、今、住基ネットと同様であります。住基ネットそのものも多額の税金をかけて、普及率は10%も達してないと、こういう中で、国民一人一人番号を打って、番号で人間を管理をすると、何物でもありません。

こういう事態の中で、マイナンバーについては、税金が4,000億とも投入され、

地方自治体の運転資金と合計すると、市民には到底理解できない金額、全体では1兆円から2兆円かかると言われている現状であります。

こういう一体の中で、次の点について質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点は、岩出市の取り組みの現状について、現在どうなっているのか。

それから、2点目は、メリットとデメリットをどう認識されているのか。

それから、3点目は、年金機構漏えい問題のように、このマイナンバー制度の100%の管理というのは、把握ということは到底できないということで、不信が続いております。この時点で延期を表明すべきであると考えておりますが、岩出市の所見をお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員ご質問の3点目について、お答えをいたします。

年金機構漏えい問題とマイナンバーへの不信、延期すべきであるとするが、どうかについてをお答えをいたします。

平成27年6月10日に開催されました全国市長会において、個人情報保護に関する緊急決議が全会一致で採択されてございます。その内容につきましては、今般発生した日本年金機構の個人情報流出事案は、国民に多大の不安を与えている。政府においては、今回の流出事案の実態把握や問題検証により、徹底的に原因究明を行い、緊急に再発防止策を講ずること。

一方、社会保障・税番号制度については、個人情報保護に関して、万全の措置を講じることを国民に対して丁寧に説明するとともに、本年10月から個人番号付番・通知、来年1月からの個人カード交付を予定どおり確実に実施することとあります。

ただ、内閣官房社会保障改革担当室のほうから、日本年金機構の個人情報流出問題によるマイナンバー制度への影響に関するQ & Aが出てございます。それによりますと、今回の年金情報漏えい事件を踏まえると、マイナンバー制度の開始は延期すべきではないかという質問がございます。その政府の回答といたしましては、今回のような事件が発生したことは遺憾であり、原因の究明や再発防止策の検討などを進めてまいります。

一方で、マイナンバー制度は、国民生活にとって重要な基盤となる制度であるため、個人情報の保護にも万全を尽くしつつ、番号の利用開始に向けて準備をしております。

なお、年金分野でのマイナンバーの利用開始時期への影響については、今回の事

件の原因の究明、再発防止策の検討の結果を見きわめて判断いたしますということです。

他の質問については、総務部長のほうから答弁させます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 マイナンバーについての1点目のご質問にお答えいたします。

ことし10月から住民票の住所地にマイナンバーの通知カードが送付されることに伴いまして、マイナンバーの仮付番が7月16日につけられることから、現在、基幹系システムと住民基本台帳ネットワークシステムの間で、本人確認情報に不整合がないかなどの確認作業を実施しているところであります。

次に、2点目についてですが、マイナンバー制度に主な利点といたしましては、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会を実現、この3つがございます。まず、行政の効率化といたしましては、行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減される点であります。また、国民の利便性の向上といたしましては、添付書類の削減など、行政手続の簡素化がされる点であります。また、公平・公正な社会を実現としては、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方に、きめ細かな支援を行うことができる点などであります。

次に、注意を要する点といたしましては、マイナンバーは生涯にわたって利用する番号であることから忘失や漏えいがないよう、本人が大切に保管し、取り扱いをする必要があると考えてございます。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁をいただきました。具体的に質問をしたいと思うんですが。社会保障とか、その他の行政での添付書類が必要なくなるということでもあります。現実的に、この問題については、個人の情報がどうなるのか。多くの国民が不信を持っております。

まず、第1点は、預貯金の統合、これについてはどのようにお考えなのか。

それから、2番目に、市の業務における漏えいは100%ないと断言できるのか。

それから、3番目に、個人に付与されるわけですが、個人が番号を請求しなければ、それを拒否すればどのようなになるのか。

それから、基幹系と情報系のシステムの区別は完全にできるのか。

それから、最後になりますが、サイバー攻撃への対策については、岩出市はどのようにされるのか。

以上の点について、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 再質問にお答えいたします。

まず、1点目の預貯金の関係についてでございますけども、預貯金の情報については、個人の資産を把握することになりますので、税金等を滞納している場合は、徴収事務に利用できると、このように考えています。ただ、銀行口座への番号の割り振りについては、今議論されていると、このように認識しております。

それから、2点目、漏えいが100%ないのかについてでございますが、100%ないように努めてまいりたいと、このように考えてございます。

それから、3点目の基幹系と情報系システムの件でございますけども、これは漏えいにかかわる事案、他の市町村で問題視されておりますけども、本市におきましては、基幹系システムと情報系システムが分離していることから、情報が漏れることはない、このように考えてございます。

それから、サイバー攻撃についてでございますけども、先ほど基幹系・情報系システムのところで申し上げたように、情報が漏れないように、あるいはサイバー攻撃から対応できるように、セキュリティ面の確保、強化を図っているところでございます。

以上です。

失礼いたしました。答弁漏れです。

個人番号を請求しなければどうなるのかということです。個人番号については、国のほうで皆さんに使っていただくようにということで来ておりますので、できる限り、個人番号の取得をお願いしたいと、このように考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁ありました。100%ですね、これは安全ではないということなんですよね、今の答弁でも。100%に向けて努力いたしますということで、技術的には、ITそのもののサーバー攻撃は、次から次に新しいウイルスが出てきますし、完全ではないという認識のもとに運用をしていかないと、被害を受けるのは一般市



民であります。そういう意味から、その点については100%、完全ではないということをご認識をしていただくということは一番大切なことではあると、私は思っております。

それから、国会でも今議論をされておりますが、マイナンバー制度についての採決自体もどうなるのか、これからの推移があるわけですが、現実的に、いろいろな問題が複合的に起きておりますので、ここで再度見直す必要性は一面あると、そのように考えております。

それから、住基ネットの問題と絡めて、住基ネットも、もちろん取得者も少ない状況の中で、マイナンバーについても拒否する人が出てくるということは、今、全国的に言われております。

今、年金機構の漏えいの問題については、和歌山の年金機構のほうで1万件、和歌山で漏れたと言われる新聞報道があるように、どこにおいてでも漏えいする可能性があるわけですから、そこら辺について、どのように認識をされているのか、再度。100%ではないということだけは、今わかりましたが、このマイナンバーそのものについての不信や不満をどのように認識をされているのか、お聞きをしておきたいと思います。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長　尾和議員の再々質問にお答えいたします。

漏えいの関係で100%ではないと、そういうふうな考え、市に持っているのかどうかということであります。我々のほうといたしましては、セキュリティーには万全を期しているところであります。具体的に申し上げますと、セキュリティーポリシーというのを策定いたしまして、それに基づき、セキュリティー面において十分配慮いたします。これは職員についても、機器のソフト面でもそういうことで対応しておるわけです。

それから、また、マイナンバーを取り扱う、いわゆる基幹系システムについてですけれど、この利用に際しては、ＩＣカードを1人ずつ職員に配付しており、そのＩＣカードに8桁以上のパスワードを使用してログインするようにしております。そのほか、もし不慮のことがあればということで、基幹系システムは、誰がいつ照会、あるいはどのような発行をしたかについて、いわゆるログですね、アクセスログなども取得しておりますので、それによって対応は可能と考えておりますので、我々としていたしましては、国でもいろいろと議論されておりますように、セキュリティー

面には万全を期してまいりたいと、このように考えます。

○井神議長　これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　教育問題について、お聞きをしたいと思います。教育委員会の委員長も同席をされておりますので、教育長と改めて質問をさせていただきますので、よろしくご答弁をいただきたいと思います。

市長は、行政報告で、学校において学力の向上、読書活動の推進、安全・安心な教育の推進、不登校・いじめの問題への対応の4点を重点的に取り組むと述べておられました。子供にある程度の学力を上げる教育することに関して、思いは同じであると感じますが、方法や手法に違う点があります。

市長あるいは教育委員会は、次世代を担う人材として、みずから主体的に判断して行動できる資質や能力の基礎となる学力は重要な要素であり、引き続き学力向上に力を入れたいと述べられました。以降、学力向上のための何か施策を考えたのか。また、岩出市の理想の教育の進め方、目標をどこに持っていこうとしているのか、教育長や教育委員会としっかりと協議をしておくべきではないかと考えております。

子供たちには基礎教育が大事であると思っており、小学校の1年生の低学年の基礎教育が一番大事であると考えております。教育目標として、市としての目標と教育委員会としての目標を掲げ、スポーツを通じ、礼儀作法を学ばせ、家庭と学校を通じながら、子供たちの精神力を高めるためにも一番必要と考えております。

そのためには、先般実施された全国学力・学習状況調査及び岩出市学力テストの結果集計を全て公開し、その分析をもとに検討すべきであると考えております。

そこで、3点にわたって質問をいたします。

まず第1点は、全国学力・学習状況調査の内容、その結果と公開、それから、岩出市の学力テストの実態と公開について、どのようにされるのか。

それから2点目は、先般、茨木市に出向きまして、茨木市の教育委員会の課長のほうからいろいろな取り組みをお聞きをしてまいりました。参考にして、推進することも大切であると考えておりますが、問題点の把握、どこに問題があるのか、どうすれば改善できるのか、ここら辺を参考にして、岩出市としても検討すべきであると考えております。

それから3点目は、茨木市に関しては、スローガンが「一人も見捨てへん教育」ということで取り組まれているのが実態であります。そこら辺を参考にして、どう

いう方針を持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、最後になりますが、スマートフォンの携帯電話に関して、携帯の実態、今、小学生、中学生、どのような携帯の保持をしているのか、何%ぐらいの人が携帯電話を持っているのか、どのようなルールづくりを考えているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育委員長。

○中村教育委員長　尾和議員ご質問の教育問題について、一括してお答えしたいと思います。

まず、全国及び市の学力テストにつきましては、平成26年度の結果を見ますと、基礎的な内容については、おおむね身についていますが、活用力に課題が見られます。また、全国平均と比較すると、全体的に下回る傾向にあります。なお、学力テストの公開につきましては、教育委員会のウェブサイトにて公開しております。

次に、茨木市の教育を参考にするという件につきましては、学力が低迷する大阪府にあって、好成績を上げている自治体の1つであると認識しております。本市においても、市独自の施策とともに、成果を上げている自治体の取り組みを参考にしながら、学力向上に取り組んでいるところであります。

次に、スマートフォンにつきましては、先ほど福山議員の一般質問でお答えしたとおりであります。

なお、詳細につきましては、教育部長のほうから答弁させていただきます。

○井神議長　教育部長。

○秦野教育部長　尾和議員ご質問6番目の1点目と2点目、学力テストについて、お答えします。

平成26年度に実施した全国学力・学習状況調査の内容は、小学校6年生については、国語、算数、中学3年生については、国語、数学となっており、これらの教科のほか児童・生徒の生活習慣に関する質問となっております。また、岩出市学力テストの内容は、小学生は3年から5年生までを対象に、国語、算数、中学生は1年生、2年生を対象に、国語、数学を実施しました。

結果は、学校別ではなく、市全体としてウェブサイトにおいて公開しております。また、これらの結果を受け、教育委員会では、学力向上を重点目標の1つとして取り組みを進めているところでございます。

なお、平成27年度実施の全国学力・学習状況調査及び岩出市学力テストの結果は

まだ出ていませんが、前年度と同様に公開する予定としております。

次に、３点目の茨木市教育委員会の「一人も見捨てへん教育」を参考にしてはどうかについてですが、教育委員長の答弁にもありましたが、本市におきましても、全国の先進的な事例を参考にしながら、市独自の取り組みを推進しているところでございます。

次に、４点目のスマートフォンについてですが、福山議員のご質問で答弁させていただいたとおりでございますが、本市では、全国平均に比べ、スマートフォンやゲームの使用時間、テレビの視聴時間が長く、家庭での学習時間が短くなっている状況にあります。今後は、家庭での学習時間の確保、スマートフォン等によるトラブル防止のためにも、学校、ＰＴＡ及び教育委員会が連携し、スマートフォン等の使用の際のルールづくりやマナーなど、啓発運動に努めてまいりたいと考えております。

なお、ご質問のありました所有率につきましては、改めて申し上げますと、小学校６年生で57.9%、中学校３年生で88.6%となっております。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 成績の内容については、ホームページで公開しているということであります。私、ちょっと見てなくて申しわけないんですが。平成14年度から区市町村の教育委員会の判断で、学校別に成績の公開をすることが可能になっております。今お話聞くと、岩出市は学校別に公表してないのかなというふうに思うんですが、そこら辺について、現状についてお聞きをしたいと思います。

それから、成績の問題で、学校教育の茨木市の教育では、私自身が、なるほどなという感心をした点は、学校成績そのものの分布をよく把握をして、分析をしないと、どこに問題があるのかということがわからないんだと。一般的に、平均で出しますと、よくできる人とできない人の間を平均しますから、こんなもんかなということなんですが、平均以下のところをいかにして上げていくのか。

端的に言われているのは、ラクダのこぶということで表現をされておりましたが、ラクダのこぶというのは、下の部分と中間層と上位層、そこで平均で切りますから、実際上は、学力のない層が全然隠れて見えなくなると。ここら辺が１つの問題点だと。そこに集中的に取り組むをしていくということを言われておりました。ああ、なるほどなと。それについても一理あるなと。そこら辺について、岩出市において

は、学校別に実態の生の数字をやはり公開をしていくと。父兄等、PTAとか、各関係機関と、そこから問題点をあぶり出していったって、改善をしていくと。そういうことが一番求められるんじゃないかなと。

それから、予算的にも、茨木市の予算というのは、私も感心したんですが、岩出市と比較しますと、かなりの金額的な開きがあるなど。それから、有償ボランティアで、専門支援員とか、SSWとか、あるいは大学生を学習の支援者に迎え入れてするとか、こういう中学校ブロック連携支援教員とか、そういうところで特別な支援体制を組んでいるなど。いじめ・不登校に関しても非常に資金的にかなりの金額を支出して、教育に力を入れているなどということが読み取れたんですが、そこら辺について、茨木市だけではありませんが、ほかの教育委員会とのいい点を学んで、それを岩出市で生かしていくという取り組みについて、岩出市はどのようなお考えを持っておられるのか。

岩出市自体が、茨木教育委員会と接触を持って、そこら辺、今まで、私が一般質問の内容を指摘したわけですから、それについて接触をされたのか。それから、今後、茨木市の教育委員会の参考にしていくためには、出向いて行って、学んでくると。1つのそれが手であろうと思うんですが、そこら辺についての方針を聞かせてください。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　尾和議員の再質問にお答えいたします。

ちょっと順番が前後するかもしれませんが、まず学校別公開をというお話であったように思います。このことにつきましては、平成26年の9月議会で、井神議員、山本議員の一般質問でお答えしたとおりでありまして、国の実施要領では、平均正答数や平均正答率などの数値については、一覧での公表やそれらの数値による順位を付した公表などは行わないことと規定されていることから、学校名を明らかにした各学校の個別の状況については公表いたしません。

それから、成績下位の子供を茨木市の教育委員会は注目しているというお話だったと思います。もちろん、岩出市におきましても、平均正答率のみに注目しているのではなくて、国のほうからさまざまなデータが送付されてきてございます。そういったことを細々分析する中で、岩出市の子供についても、特に、中学校については二極化、議員おっしゃった二こぶ現象というものがあらわれつつあります。特に下位層の子供は、全国の曲線よりも数的に多い状況が見受けられます。

そういったことについての取り組みなんですが、岩出市の教育委員会でも、例えば、中学校については放課後の補充学習であったり、土曜学習教室を実施しておりますし、また、全ての小・中学校で始業前に補充学習の時間を設けていたり、あるいは理解の遅い子供については昼休みに個別に対応したり、あるいは授業で加配教員を活用して、チームティーチングであったり、習熟度別授業で、きめ細かな指導を行っているところでもあります。

それから、教育予算についても触れられてたと思いますが、この平成27年度予算について考えたとき、子供の読書活動を推進するために、新規事業として、中学校への司書派遣を盛り込んでいたり、これらは茨木市の教育委員会でも行われていることであります。中学校の土曜学習教室も新規事業として盛り込んでいます。また、茨木市の教育委員会の中で、支援員等の配置というお話をされていましたが、本市でも介助員という名前で配置してありまして、茨木市の教育委員会の支援員は、小学校32校に対して38名、配置率に直しますと1.19人、本市では6校に16名、配置率にしますと2.67名ということで、本市のほうが充実している部分もございます。市の規模にもよりますので、岩出市としては教育予算、必要な分は確保できていると考えています。

茨木市教育委員会を訪れて勉強してきてはどうかということなんですが、尾和議員から一般質問いただく前に、実は、この情報を私どもも入手してました。こういう本、大阪大学の教授、志水宏吉先生が書いた本で、出ていまして、こういうのもきちんと目を通してございます。

岩出市では、全国学力テストの先進県であります秋田県へ、昨年度、指導主事を派遣しておりますし、今年度も県の事業を活用して、学校の教員を秋田県の小学校へ1週間派遣する、そういったことも考えてございます。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 まだまだ言いたいことはようけあるんですが、その書籍も読んでおられるということなんで、ありがたいなというふうに思っております。私も読ませていただきました。

教育問題については、非常に重層的で、どれをどうすれば成績が上がるのかという面が一面であるわけで、自分を振り返って、小学校・中学校のときどうだったのかなと。自分自身も反省をしておる点もあるんですが。学力だけではなくて、総合

的な知識というんですか、そういうものも一面で大切な課題になっております。

できることなら、今、先ほど部長が言われたように、学校別の公表については、全国的には6%余りだというように聞いております。だからといって、岩出市が公表しないというんじゃなくして、やっぱり事実としては、こういう実態にあるよということを多くの市民や父兄の方が把握をしていくと。それによって、自己研さんでもありますし、子供に対する取り組みの一面的には違いも出てくると思うんで、総合的に、そこら辺も考えて取り組みを強化をしていただきたい。

それから、学校別の公表しないということなんですが、先ほども言ったように、公表して、事実は事実ですから、それを踏まえて、やっぱりやるというのが一番いいんじゃないかというふうに思うんですけども。差別化とか、あの学校は能力が低いとかというような捉え方じゃなくして、事実として捉えて、その問題も解決していくということが求められるんじゃないかと考えておりますが、それについて所見をいただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 再々質問にお答えいたします。

この学力テストの結果を受けての取り組みということなんですが、これも市の学力テストの公開の部分に、市の方向性として示してございます。例えば、見通しを持って授業に臨み、きちんと1時間を振りかえる時間を確保するような授業に取り組むとか、読書活動の充実に取り組んでいくとか、あるいはまた保護者様にもご協力していただきたいような中身について公表してございます。

なお、学校別の公表を再度というお話であります。市の公表と同じような中身で、学校ごとに保護者さんにお知らせをしていたり、ホームページ等で公表してございますので、そちらをごらんいただければと思います。

以上です。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、最後になりますが、一番今問題になっている問題について、質問させていただきたいと思います。

安保法制に関しての問題であります。

安倍自公政権は、多くの国民・市民の反対や不安の声を無視して、今国会で戦争

法案を成立させようとしております。説明不足が81.4%、少なくとも今国会での成立反対が82%、これはテレビ朝日のほうで報道されて、怒りと批判の声が上がっております。

歴代内閣は、一貫して違憲としてきた集団的自衛権をたった一度の閣議決定で変更したことに対して、衆議院憲法審査会で与党推薦の長谷部先生まで憲法違反だと明言をされました。まさに前代未聞であり、安倍総理が行おうとしている立憲主義を踏みにじる何物でもない、私は考えております。

平和安全特別委員会における安倍総理や中谷防衛大臣の答弁は、支離滅裂です。他国における武力行使の判断が、時の政権の恣意的な判断に委ねられ、歯どめが全くきかないことも明らかにされました。日本の戦後、平和主義を根底から破壊をするこの法案について、東京新聞の半田さんは、多角的に読み解いていただき、安倍政権が狙っていることの危険性や問題点について、一緒に議論したいと言われております。

戦後、私たちは、二度と再び子や孫を戦場に送らないとかたく誓ったわけであり、ます。教育現場においても、学徒動員によって、若い19歳や20歳の大学生が戦場に散っていったのであります。そこで、私たちは、二度と再びこの戦争を起こしてはならない。戦争というのは、人と人との殺し合いであるわけであり、ます。このかたい誓いを私たち一人一人が持つべき時期に来ていると、私は強く思っております。

私も親族に戦死者を抱えております。そういう意味から、二度と再び第二次世界大戦のようなことが起きないために、私たちがどうあるべきか、このことを真剣にこの本会議場で議論をしたいという意味で、イデオロギーを超えて質問をさせていただきたいと思っております。

そこで、まず第1点であります、これは市長にお聞きをしたいんですが、憲法解釈を変更して、憲法を壊す「戦争法案」に対する市長の姿勢と所信を表明していただきたいと思っております。過去の本会議場において、私が集団的自衛権について、どう中芝市長はお考えですかと質問したとき、個人的な見解を明らかにしないと答弁をされました。私は、岩出市の市長、岩出市の船長である市長が、このようにこの問題を直視しないということについては、到底理解できないのであります。そういう意味で、まず第1点、お聞きをしたいと思っております。

それから、2点目は、村山談話であります。今から20年前、1995年の50年の節目に当たって、村山総理が村山談話として表明をされました。これについて、中芝市長はどういうようなお考えを持っておられるのか。村山談話そのものについての評



価について、率直にご答弁をいただきたいと思います。

それから、3番目に、戦時中における慰安婦に関する問題であります。この慰安婦というのは、戦時中において、日本の軍隊が朝鮮の方の女性としての踏みにじるこの行為、これに対して、隣の韓国でも問題になっております。慰安婦に関する所見については、時の河野談話によって表明されてきているわけではありますが、それについての所見をお聞きをしたいと思います。

それから、最後になりますが、立憲主義というものに対して、どのように認識をされているのか。立憲主義の基本的な認識について、今日、問われていると私は思っております。そういう意味から市長の率直なお考えを岩出市民に表明をしていただきたいと思います。そのことをお願いして、質問にかえたいと思います。

○井神議長　ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　尾和議員、7番目の安保法制についてお答えする前に、一言申し上げておきます。国政に関する政策等に関する個人的な見解を市長の立場で申し上げる考えはございませんということは、何回も申し上げておりますので、その趣旨に基づいて答弁をいたします。

1点目の安全保障関連法制についての認識ですが、この法案については、日本が戦争する国になるのではないかな等の不安から、さまざまな世論調査においても反対意見が多く、憲法解釈においても衆議院憲法審査会では、与野党推進の憲法学者から違憲との指摘がなされているとともに、先日、亀井静香衆議院議員のほか政府要職を歴任された元衆議院議員の方々からの反対表明がありました。政府においては、国会の会期延長も視野に、法案の成立を目指すとの報道もありますが、いずれにしても、この法案は、国の専管事項である外交・防衛政策に関することです。私から言えることは、国政の場において議論を尽くし、国民理解を得るよう努めていただきたいと思います。

2点目の村山談話については、賛成か反対かではなく、政府として表明された見解でありますので、尊重したいと思います。

3点目の慰安婦問題に対する認識については、平成25年第2回議会の一般質問でもお答えしたとおりですが、歴史認識から生ずる他国とのあつれきについては、国の責任において解決すべき問題と考えます。

4点目の立憲主義に対する認識については、法治国家においては、何事も立憲主義に基づかなければならないと考えております。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 前段、前置きされて、国政に関して重要な問題については表明すること  
はしないんだということを言われました。私は問題から逃げていると言わざるを得  
ないと思っております。

憲法の前文からひも解いていきたいと思うんですが、政府の行為によっては、再  
び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民にあ  
ることを宣言して、この憲法を確定すると。我々は世界平和の国民がひとしく恐怖  
と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認するということに  
表明しております。

この中で言われているのは、私たちは、二度と再び戦争をしないんだというかた  
い決意が、憲法の前文にうたわれたのであります。そういう意味で、今再び、この  
唯一の戦争によって被爆した日本をこのような二度と再び起きないようにどうして  
いくのか。これは教育現場でもさまざまな日常生活においても、一人一人が考えて、  
一人一人が行動する、このことが求められるのであります。

まして、岩出市民5万3,000人の代表である中芝市長が、この憲法の前文を認識  
され、二度と再び戦争しないという表明を持っていただきたい。そういう決意があ  
るかどうかをお聞きをしたわけであります。再度、ご答弁をいただきたいと思いま  
す。

それから、村山談話についてであります。村山談話というのは、1995年、日中  
戦争が終わって、第二次大戦が終わって、50年の節目に、村山総理が植民地支配と  
侵略によって多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大な損害と苦痛を  
与えました。私は、未来に誤り無からしめんとするがゆえに、疑うべきもないこの  
歴史の事実を謙虚に受けとめ、ここに改めて痛烈な反省の意を表し、心からのおわ  
びの気持ちを表明いたしますと言われたわけであります。これは何かということであ  
ります。ここにうたわれているのは、侵略戦争を再びしないんだという決意があ  
らわれていると私は認識しております。

日本国民300万人、アジアを含めて3,000万人近い人たちが、この第二次世界大戦  
によって命を無残にも奪われたわけであります。これは一部の軍国主義者と絶対主  
義者、ひいては戦前のこのような動きの中で、無批判に過ごしてきた一人一人の国  
民が、その反省の中で味わってきた戦後70年であります。

そういう意味から、村山談話を高く評価をして、二度と再び侵略戦争をしないんだということを他国に、隣国に表明した唯一のものであるわけであります。

私も今から50年前、1971年に日中国交回復がされないまま、香港から中国に訪中をして、要人周恩来総理と接見をする機会がありました。そのときに、周総理はこのような言われました。掘った人の井戸の水を飲む場合には、掘った人のことを考えるべきだと、そう言われてまいりました。一時期、誤った過去があるとしても、私たちは、そのことを反省をしてもらうのであれば、二度と再びこの戦火に交えないんだということを言われました。

外交努力が大切であろうと思うんですが、現在の安倍内閣は、過度に敵国を想定して、世論を一方向に持っていつていると、私は最近強く感じておるわけでありますが、今、中芝市長が、村山談話については、時の政府が発表したことであり、それを是認をすると言われたんですけども、再度、村山談話について、高い評価をされているのかどうか、侵略戦争の反省に立った談話であるということを認識されているのか、この点をお聞きをしたいと思います。

それから、慰安婦問題についてですが、慰安婦の問題については、過去から今日までありました。軍部が暴走して、女性を女性でないというような誤りで今日まで、戦前、戦中を通じて、女性の人権を踏みにじったこの行為に対して、私は強い反省をしておくべきであると思っております。

その上で、私は、市長と副市長と教育委員会の代表者にお聞きをしたいんですが、憲法99条、これをどう捉えるのか、各人にお聞きをしておきたいと思います。真正面から、この日本国憲法99条については、ご存じやと思うんですが、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員、公務員というのは地方公務員であり、非常勤公務員であり、それらの公務員は、この憲法を尊重し、擁護する義務を負うと明記をしているわけであります。

この憲法第99条について、その岩出市のかじ取りである三役の皆さんから、この見解を所見をお聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長　尾和議員の再質問にお答えをいたします。

まず、99条、質問にございませんで、あと勉強させてもらいます。

岩出市長として、なぜ反対か賛成か表明しないのか、まず、これからお答えをいたします。

市長としての発言とするなら、市民を代表しての意見であるのか、あるいは市民との合意がなされた上での発言かという問題点、考えます。したがって、議会という場において、個人としての見解を市長の立場で申し上げるべきではないと思っております。

それから、戦後、日本で憲法9条が果たした役割と憲法違反という声を見做して、戦争法案の審議を続ける安倍内閣についてどうか、こういう質問につきましては、我が国は平和主義をうたった憲法下で、国際社会と連携して、さまざまな国際貢献活動に参加し、平和国家としての歩みを重ねてきたと思います。憲法9条のおかげで、戦争に巻き込まれなかったかどうかはわかりませんが、平和を維持できてきたのは、日米安保条約を含めた外交努力や平和を望む日本国民の不断の取り組みがあったからであると考えます。

一方で、世界のパワーバランスの変化、特に日本周辺の安全保障関係に緊張が生じている中、今後の安全保障をどうしていくべきか議論していることは理解できます。本法案は、外交・防衛政策であり、国の所管でありますので、この法案に係る国会運営については、岩出市長として意見を申し上げることはありませんが、国民一人一人がみずからの問題として、真剣に考えなければならないものと考えております。

続きまして、村山談話に対する認識。村山談話に対する認識は、先ほど申し上げたとおりでございますが、日本の平和と繁栄を築き上げた国民の努力と敬意、諸国民の支援と協力への感謝、平和友好交流事業と戦後処理問題への対応の推進、植民地支配と侵略を認め、謝罪、国際協調の促進と核兵器の廃絶が基本となっており、戦後処理問題の1つとして、慰安婦問題がある。この問題に対する政府見解として河野談話があり、慰安婦の存在と政府の強制性を認め、政府としては、誠実に対応したことにより、法的には解決済みと認識をしています。

慰安婦問題について、どのような見解か。これは平成25年6月議会で答弁したとおり、歴史認識の問題という視点もあるが、本質的には女性の人権問題であり、今日においては女性の尊厳と人権は世界の普遍的価値であり、国の責任において、慰安婦問題の一日も早い解決を望むものであると、以上のとおり、答弁をいたしてございます。

なお、現政権が表明予定の戦後70年談話について、村山富市元首相と河野洋平元衆議院議員は、植民地支配と侵略、心からのおわびを盛り込んだ村山談話を継承するよう指摘してございます。

以上でございます。

○井神議長 副市長。

○中畑副市長 お答えをします。

憲法については、何条であれ、擁護、尊重しなければならないというふうに私は思います。ただ、尾和議員が冒頭申されましたように、このような国政にかかわる大きな問題を執行部と交わされるときには、私はこれは首長にしかないと思いますけども、反問、反論権も認めていただきたいということを議長にお願いしたいと思っています。

○井神議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えします。

一国民として、国の最高法規である日本国憲法を遵守していくということは、当然のことでありますし、当然、公務員、教育公務員におきましても、そのとおりであります。本市におきましても、そのとおりで教育が進められているものであります。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、市長のほうから答弁をいただきましたが、市として国政の問題については具体的な表明をしないと、このことを常に言われてきております。私はそうでないんじゃないかなと。率直に自分の考えを表明すると。そして、岩出市民にそれを理解してもらうのであれば理解してもらおう。こういう場であるべきだと私は考えております。

そういう意味で、この安保法制に関して種々述べてきましたが、最後になりますが、私のほうから、二度と再び戦争はしないというかたい決意があるのかどうか、その点だけ確認をさせていただいて、終わりたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、個人の意見の相違、相手に押しつけるものではない、その辺は認識しておいてください。

それから、最後に言われたのは当たり前の話です。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後 3 時から再開いたします。

休憩 (14時40分)

再開 (15時00分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告 6 番目、15番、増田浩二議員、一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二、議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

観光面を初めとした利便性の問題、また、学校生活における子供たちの安全を初めとした質問を今議会では行いたいと思います。

そういう点では、まず 1 点目として、E V 施設について、もう 1 点は、根来小学校の環境整備についての 2 点という点で、今回、質問したいと思います。一問一答で行いますが、当局の誠意ある答弁を求めるものであります。

まず、E V 施設についてから当局の対応などをお聞きしたいと思います。

今、地球の温暖化が進んできています。ことし 6 月 8 日に開かれた主要 7 カ国首脳会議では温暖化対策で、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を10年比で40%から70%の幅の上方に削減するという新たな長期目標を盛り込んだ首脳宣言も採択がされてきています。地球温暖化対策の一環として、車の排出ガスを抑える上でも研究をされてきたのが電気自動車です。今、各自動車メーカーでも機種をそろえ、普及も始まってきています。

パーク24という会社が、電気自動車（E V）に関する意識調査を実施し、アンケートの結果を発表しています。調査は、ドライバー向け会員制サービス、タイムズクラブの会員を対象に、2014年12月22日から28日の7日間、非公開型インターネットアンケートで行い、6,906名から回答を得たそうです。E V 車がどうなったら購入するかを聞いたところ、40%が価格が手ごろになったらと回答、次いで、航続距離に不安がなくなったらが23%、充電ステーションがふえたらが20%、好きな車種があったらが14%となっています。値段と走行距離という面などで問題を抱えているものの、実際にE V 車は普及してきています。

このように電気自動車の普及が進む中、充電施設を設置して、観光面でも生かそうとする自治体もふえてきているのです。岩出市内においても、根来山げんきの森、

緑化センターなど県の施設にも設置がされてきています。岩出市でも庁舎を初め、ねごろ資料館やさぎのせ公園といった公共施設などに充電設備を設置し、EV車を利用している方の不安をなくすと同時に、観光面でもつながっていくような形で、こういうステーションは設置して生かしていく、こういうこともすべきではないかというふうに思います。

2点目に、災害対策として、停電の際に、車の駆動用バッテリーを蓄電池として活用する電力供給システムを公共施設に導入する自治体もあります。施設の非常用発電機の補助電源として使用し、仮設照明、携帯電話の充電器、災害設備として移動ポンプ、浄水器などへの利用を想定しており、イベントホールへ約42時間、災害用設備へ約8時間、それぞれ電力を供給するシステムとのことです。これは新築の公共施設ということですが、今後、この岩出市においても、東南海地震を初めとした地震対策として、電力確保という面での災害対策としても、調査や研究をしてはどうかと思うんです。この点についてお聞きをしたいと思います。

3点目としては、今後、EVスタンド、このさらなる普及というものが求められているというふうにも考えますが、岩出市として、普及促進へ企業などへの対応、これはどのようにされているのか。今、オートバックスさんなんかの企業なんかも設置されているところがあります。このような点からは、今後のこの対応として、岩出市としてどう進めていくのか、当局の見解をお聞きをしたいと思います。

以上です。

○井神議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　増田議員の一般質問にお答えいたします。

EV施設についてということでございます。

和歌山県では平成25年にビジョンを策定し、それに基づいて、現在進められているということを聞いてございます。次世代自動車充電インフラ整備に係るビジョンの策定に当たっては、国において、策定主体として都道府県と高速道路会社を想定し、地域の特性や実情を踏まえ、充電切れすることなく、効率的に充電器が配備されること、また、著しく過剰に配備されないことを配慮し、策定されるものであると認識してございます。

県においては、経済産業省の示すモデルプランを参考に、和歌山県次世代自動車充電インフラ整備ビジョンが策定されているところです。市といたしましては、県下の主要道路を踏まえ、電欠することなく、効率的に配置すべく策定されているも

のであると考え、市のビジョンの策定は考えてございません。

なお、企業などへの対応につきましては、県において効率的に充電器が配備されることなどを勘案し、企業に対し、個別に整備依頼していると聞いてございます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員のEV施設についての2点目に、お答えをいたします。

電気自動車の駆動用バッテリーによる給電システムを災害時に活用する取り組みについてですけど、これは十分認識しております。しかしながら、電気自動車は、ガソリン車に比べて車両が高価でありますので、費用対効果等を鑑みますと、議員ご提案の調査・研究を行うかどうかについては、今後の検討課題の1つとさせていただきたいと思います。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今答弁いただきました。充電スタンド、そういう点なんかについては、非常に岩出市として消極的というような点があるんじゃないかというふうに思うんです。答弁では、このようなエネルギー施策、これは県がするもんだと。岩出市についてはかかわりがないんだという答弁だと言わざるを得ないと思うんですね。なぜ、こんなに消極的なのか、私はよくわからないんです。

現実には、先ほども言いましたように、既に、岩出市内の中で県の施設という部分の中で、緑化センター、げんきの森、こういうところに導入はされてきていると。じゃあ、県は何のために、この充電施設を設置されてきたのか。

事業部長は県のほうから来られました。県では、このような施策をとっているんですね。岩出市で、このような県の姿勢、観光のために、また1人でも多くの観光客に来てもらう、そういうふうな観点から、県の施設で設置されてきてるんじゃないでしょうか。値段が高いから設置できないというものではありません。

ある会社の充電スタンドの費用を調べてみました。各会社で違いはあろうかと思います。パナソニックという会社、この会社の部分の点では、標準型という部類のスタンドで60万円台です。複数型のスタンドを設置しても100万円もかからないという、そういう90万円前後の値段です。何千万もかかるというような、そういう代物ではありません。

そういう点では、県のこういうような姿勢にこそ、私は学ぶべきではないのかなというふうに思います。なぜ、前向きに捉えられないのか、この点をまず1点お聞きをしたいと思います。



それと、災害対策面については、今後の検討課題にしたいんだというようなお答えでした。先ほども言ったんですが、施設の非常用発電機の補助電源、そういう観点から、これ導入されてきているんですね。それはなぜなのかというと、東京なんかでも電車がとまったりとか、また、災害なんかで帰れない一時帰宅難民者、そういう人たちのためにも、そういう補助電源、こういう施設なんかで設置をして、携帯電源なんかも初めとして、そういう災害という面においても活用できるものに使用されているものなんです。

そういう点では、こういう面においては、私は積極的にこれを調査・研究をして、岩出市でも生かしていける、そういうふうにするべきではないかと思うんです。

ちなみに、岩出市の庁舎や、また、あいあいセンター、こういった施設では、今、仮に、こういう停電というような部分が起きたときに、バックアップ電源というのは何時間ぐらいもつものなのか、これをお聞きしたいと思うんです。

それと、各公共施設というんですか、公民館を初めとして、いろんなところでの停電対策という点では、バックアップというような、そういうものは現在あるのでしょうか。また、あるとしたらどのような対応になっているのか、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、普及面という点で、各業者の皆さんなんか、企業の皆さんなんかには、岩出市そのもの自身は、先ほどの答弁では、何ら対応しないんだというようなふうに捉えたんですが、そういう点においては、こういうE V車なんかのこういう面においては、全て和歌山県の行政において、これをするんだと。岩出市では全くしないというふうに聞こえたんですが、実際には、岩出市、何の対応というんですか、そういうものもしないのか、この点、改めて、再度お聞きをしたいと思います。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　増田議員の再質問にお答えいたします。

市として前向きに捉えられないのかということでございます。次世代自動車充電インフラ整備については、国、特に経済産業省を中心にして、電気自動車の普及ということで、それが、各それぞれの都道府県において、ビジョン策定という形に至っているということでございまして、市が策定するというものではなくて、県が、あくまでも先ほどお答えいたしましたように、効率的に充電器が配備される、あるいは著しく過剰に配備されないといったことなどで、県下の主要道路にそれぞれ計画的に設置を進められているという、そういうものでございます。

それから、あいあいセンターに、非常用の電源の時間、何時間ということですが、非常用電源としては3時間ということでございます。

○井神議長 総務部長。

○佐伯総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目に、災害時の公共施設に補助電源として利用できないかという再質問でございます。

E V車の駆動用バッテリーについて、補助電源としての利用ということでありま  
すけれども、県の報告によりますと、電気自動車の累積販売数なんかを見ますと、こ  
とし3月で837台ということであります。非常に少数であると、このように考えて  
ます。今後、電気自動車の普及を待ってからでも遅くはないのかと考えております。  
以上のことから、考えはございません。

2点目、自家発の施設についてですけれども、市役所につきましては72時間、いわ  
ゆる3日間、自家発の稼動ができます。それから、保健福祉センターについては、  
福祉部長が申し上げたとおりです。それから、他の公共施設についてでございます  
けれども、非常用の発電施設はございません。しかしながら、市のほうといたしまし  
ては、備蓄物資として発電機を現在7つ保有しておりますので、非常用にはそれを  
稼動させて、補助電源に充てる計画でございます。

以上です。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 県から参りました船戸です。再質問にお答えします。

議員のご指摘のとおり、県には県の考え方があって、施策を打っておられると思  
っています。私どもは、それに反対する所存は全くございませんが、ただ、県は先  
導して、せっかくやっただいておりますので、その様子を見ながら、市が追随  
するという考え方もありなんじゃないかと思っています。

そこで、岩出市内の現状をちょっと調べてみました。緑化センターでは6月1日  
から、根来山げんきの森では6月5日からE V施設の供用を開始しておりますが、  
どちらの施設でも、現在、使用者数はゼロとなっております。また、近隣では、め  
つけもん広場で平成26年7月22日から供用開始しておりますが、利用の実態から、  
直接的に観光の振興が図られているとは考えにくい状態であります。

今後、岩出市の観光施設へのE V施設の設置につきましては、E V車の普及状況  
を見ながら、国・県の動向も注視して対応してまいりたいと、そう考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 計画は県がするというようなことなので、何ていうんですか、県の指示待ちと、そういう認識だと思うんですね。じゃあ、県が今つくっている計画、こういう計画の中には、各市町村に対しては、どのような形で、このE V対策という、こういうステーションですね、そういうのを県として考えているのかという、そういう部分については、記述なんかはあるんでしょうか。その点がまず1点です。

もう1点は、非常に私残念だなと思うのは、いろんなこういう問題について、それを生かしていく。先ほども言ったんですが、観光面でも利用できるんじゃないかと。そういうふうな形で考えていく。そういうことが、私、非常に大事だと思うんです。現実には、九度山町なんかは、あそこ、めっけもんでしたかな、そういう九度山町でつくられた、そういうところに、今どんどんどん他の観光客なんか来られています。そこには敷地内にこういう電気スタンド、電気のこういうE Vスタンド、そういうものなんかも、もう既に設置されてきているんです。私、九度山町長、偉いな、さすがやな、こういうふうに私は思いますよ。

少しでも、そういう部分で観光客にも来ていただける、そういう1つの目玉としても、九度山町にはこういうのがありますよ、皆さん、どんどんぜひ来てくださいますよ。そういう形で積極的に、それ取り組んでいく姿勢、これは本当立派やなというふうに思います。岩出市と全然違うなど。岩出市では、本当にそういう点では観光客を呼んでいくための1つの手段としても、そういうことを考えられないという、こういう点については非常に残念です。

そういう点では、やっぱり実際に県で行っているそういう姿勢とか、他の自治体でやっているというような、そういう姿勢、そういうことこそ、私、学ぶべきだと思うんです。現実には、今、1台も使った形跡ないと言われたけれども、早く使っていただける、そういうようなこととしても、岩出市内には、もっともっとうちのところがあるんですよという形で、やっぱり、そういう部分を設置していくということも考えていく。いろんな知恵や創意工夫、これをやって岩出市を活性化させていく、そういうことを考えていくのが大事なんじゃないでしょうか。そういう視点というのが、私は大事だと本当に思うんです。

そういう点では、今、県の指示待ちとか、また、他の顔をうかがうというような、そういう姿勢なんだけれども、そういう点では積極的に考えていけない理由、そういう部分も含めて、私、改めていくべきじゃないかな、そういうふうに思うんです。そういう点では、改めて事業部長にもお聞きするんですが、そういう県の姿勢に学

ばないというのは、どういう理由なのかという点、これをお聞きしたいと思うんです。

最後に、事業部長として、一番最初も言ったんですが、ここの岩出市に来られて、もう2カ月余りたちました。そういう点では、今後、事業部長として、この岩出市に来られて実際に感じられた点、これがおありだったらお答えをいただきたいと思うし、今後、岩出市において、事業部長として、どのような形、姿勢で、この岩出市をよくしていく、そのために働くのか、決意のほどなんかも最後にお伺いをさせていただいて、この質問を終わらせていただきたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、このEV車、電気自動車でございますけれども、先ほど議員のほうからも冒頭にお話ございましたけれども、やはり現時点においては、まだ発展途上、メリットとデメリット、それぞれあるかということでございます。確かに、メリットという部分に関しましては、排ガスゼロであったり、石油代替エネルギーの利用可能であったり、エネルギー回収可能や経済的や充電が簡単やといったところのことがございますけれども、逆にデメリットということで考えますと、やはり充電時間とインフラ整備と技術不足、あるいは航続距離、車両価格、それから電池自体にも、やはり、ちょっとまだまだ安全性とかいったところについても問題があるというふうな意見も確かにあるということでございます。そういうことを踏まえて、電気自動車自体がなかなか、やはり普及が進んでいないということになっているのかなと、このように考えてございます。

これは参考値ではございますけれども、和歌山県内で、平成27年3月末現在でということで、電気自動車の普及率は0.12%というふうな、非常に低い数値ということになってございます。

先ほど、県の計画ということで、岩出市に対してどのような計画が盛り込まれているかというお話があったかと思うんですけれども、県の計画は、基本的には、やはり日本列島、電欠ない状況でという、そういうポイント、全国的にそれぞれ示されてございます。

高速道路の関係であったり、あるいは各生活圏の主要道路ということで、川筋ネットワーク道路、それから、それぞれの県内の全域ということで、各市町村に数字的なものは書かれてございますけれども、具体的に、岩出市に対してというふうな

ものはございません。

以上です。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 ご指名がありましたので、お答えします。

議員は、県の姿勢に学ばないのかとおっしゃってましたが、決して県の姿勢に学ばないとは申ししておりません。ただ、E V施設の設置には、もちろんお金がかかります。維持管理にもお金がかかります。私どもの調べでは、設置費用で約500万から1,000万程度、維持管理で、電気代が30万から60万、電気代を除くメンテ代だけでも約40万程度、月ですけど、かかると聞いております。それを合計しますと月々約100万程度かかるんですが、今のE V車の普及状況から考えると、到底採算がとれないと考えております。ですから、県の施設等の利用状況を見て判断していきたいと、こう思っております。

それと、あと、最後の質問にどうお答えしてよいのかわかりませんが、私は、岩出市の職員として、今後の岩出市の発展のために頑張っていきたいと、そう思っております。

以上です。

○井神議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、根来小学校の環境整備について質問をしたいと思います。

根来小学校の東口玄関前の百葉箱を初めとする花壇などの施設、岩石園というんですが、そのところが危険、立入禁止となっています。根来小学校では、本来、こういう岩石園という名前で子供たちに親しんでもらおうという、そういう立場でつくられた、そういうものです。

それが、今、花壇内というか、岩石園そのものが草ぼうぼうの状態、活用できない状況となっています。コーンも数カ所に立てられて、岩石園に入れない状況となっています。そして、コーンの横には張り紙もされて、危険です、岩石園に入らないでくださいというものと、とんがった石があるため危険です、岩石園に入らないでくださいという張り紙が何カ所もされているのです。

環境面でも景観面でも、また安全面においても、子供たちに悪影響を及ぼしていると考えます。そもそも根来小学校にある岩石園は、子供たちの学校生活に必要なためにつくられたものではないのでしょうか。その必要なものが、子供たちにとっ

て危険な状態にさらされているのです。現状について、このことをまず念頭に置いていただきたいと思います。その上で3点、教育委員会にお聞きをしたいと思うんです。

1点目は、教育委員会として、学校という場所は、環境面、景観面、また安全面においては、どのような状態であるべきと考えているのか。

2点目として、学校現場では、予算配分が少ないから岩石園の改善要望も出せない状況で、これ以外にも改善要望がたくさんあり、後回しの対応となっている状況もあると聞いています。市全体の教育予算の増額、学校現場でこういうことができないのであれば、教育予算そのものの増額、これを図る必要性があるんじゃないでしょうか。

3点目として、今後、このような状況がある中で、教育委員会として現場の実態を踏まえ、改善が必要とは考えていないのか。

そもそも教職員組合の方からは、このような現状を改善してほしいと要望も出てきており、当局自身が根来小学校の実態がどうなっているのかを知っていたはずで、教育委員会は知っていながら、何ら対策すら考えていない。こういうことは、本当に子供たちのことを真剣に考えているのかが問われるんじゃないでしょうか。この点では、今の根来小学校のこの現状、市としてどのような対応をとっていくのか、この点について質問をしたいと思います。

○井神議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長　増田議員の根来小学校の環境整備について、総括してお答えいたします。

現在、根来小学校東口玄関前の庭園には、議員ご指摘のように、庭園内に石が配置されており、児童の立ち入りを禁止しております。教育委員会では、重点目標の1つに、安全・安心な教育の推進を掲げ、学校教育を進めているところであり、児童・生徒が安心して学校生活を送れる状況を維持することは重要なことであると認識しております。今回の件につきましては、根来小学校と至急協議を行い、対応してまいりたいと考えます。

また、教育予算が少ないとのご意見ですが、学校教育の充実及び学校施設の安全性を確保するため、必要な予算を確保しております。今回の根来小学校につきましても施設整備として、西側玄関前の周辺整備や校舎の雨漏り補修工事などを施工しているところでございます。

教育委員会としましては、今後も児童・生徒が安全に学校生活を過ごせるよう取り組んでまいりたいと思います。

なお、教育委員会は、子供たちのことを真剣に考えていないというようなご指摘であったかと思いますが、本日の一般質問の中でも多々触れさせていただいたように、私どもは子供たちのことを一生懸命考えて取り組んでおります。

以上です。

○井神議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、早急にというんですか、対応していきたいというお答えでした。ちなみに、今も言ったんですが、これまで、今も言ったように、学校現場のほうから、実際には校長先生のほうからなんかは、教育委員会のほうに、そういう問題としては、現実には出されてきていないんです。

なぜかという、こういう岩石園そのもの自身も改造、学校からの要望という形で、予算内で実施しようとするれば、非常に多額な金額となるんじゃないかということが、やっぱり言われるんです。実際に早急に対応されると言っておられるんですが、現実には、この改造というんですか、安全な形にしていく。そういう部分では、教育委員会として、どれぐらいの金額が必要だというふうに想定しているのか、まず、その金額をどのぐらいかかるものなのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、早急ということなんで、少なくとも、どんなに遅くても今年度中にはできると思うんだけど、その点では、早急にと言われたんだけど、いつごろをめどに、それが改善されるのかという时期的な面、おわかりならば、ちょっと教えていただきたいというふうに思うんです。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

○井神議長 教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

そもそもこの岩石園と呼ばれる場所なんですけど、最初から認識にずれがございまして、これ、もともと庭園としてつくられているものでございます。でこぼことあった石とかいう話でございしますが、庭石として配置されてございまして、昭和38年に大きな母子像が再建されて、それを中心とした庭園として置かれているものでございます。

したがって、草が生えていたとか、そういうみっともない部分については早急に

改善する必要がありますし、私が先日見に行った時点では、もう既に草はきれいにされておりまして。危険だから立ち入るのではなくて、ここは庭園であるので立ち入るべき場所ではないよ、そういう方向で、子供たちに改めて庭園の存在ということで認識させていきたいと考えております。

○井神議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 そういう点で、そういう形で改善という、今、庭園というような形で言われたんで、そういう点で言うと、対応していきたいということを言われたんやけども、どんな形で、じゃあ対応していくのかなと。危険だから立ち入るなという形でしているのは間違いだと。実際には、庭園という形になるんだから、例えば、入らないように、そのどこ全体をしていくというような形にするのか、今言われている設備そのもの自身、それをやりかえていく、そういう形になるのか、その辺の工法というんですか、その辺はどういうふうな形で対応していくのかということをお聞きをしたいと思います。

それと、最初にも言ったんですけどね。学校としては、そういういろんな対応をしていくという部分の中では、ほかの根来小学校なんかでもそうなんです。ほかの他の学校なんかでも、教育委員会に対して、いろんなことをやってほしいんやと。やってほしいんやけども、予算が少ないんで、そういう部分についてはしてもらえやんというようなこともあるんです、実際に。

今回のように、現実的には、学校側として、そういう予算の範疇の中で、市に対して要望していくというふうになったとしたら、どうしてもほかの部分の優先せざるを得ないという現実があるんだということを、私はぜひ認識していただきたいと思うんです。

そういう点では、一般備品という部分と、今回のようないろんな改造というんですか、設備面で改造なんかを要する部分なんかという部分については、同じ学校に対しての配分予算という部分の中でも、分けて考えていくという、そういう対応なんかも必要ではないのかなというふうに思うんですが、そういう点では、そういう学校に対しての予算配分の中で、備品関係等そういう改造なんかも含めた整備面というんですか、そういう面では、どのように、市として今後対応して考えていくのかという、この点をお聞きしたいと思います。

以上です。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。



教育部長。

○秦野教育部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

今後、この庭園についてどうしていくのかということでございますが、庭園としてみっともなくなないように、学校長と協議しながら対応を考えていきたいと考えております。

次に、予算についてのご指摘であります。限られた財政状況であるということは、前提として申し上げておきたいと思っております。その上で、子供たちの命にかかわる、安全にかかわる部分、緊急にやらなければならない部分については、もちろん早急に対応してまいります。緊急性であるとか、必要性であるとか、そういったことを考慮しながら、優先順位をつけて取り組んでいるところでございますので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

○井神議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会とし、次の会議を6月19日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会とし、次の会議を6月19日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

延会

(15時45分)

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 6 月 1 9 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第5号）

平成27年6月19日

| | | |
|------|------|-------|
| 開 | 議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問 | |

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

6 月 18 日の会議に引き続き、一般質問を続けます。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 一般質問

○井神議長 日程第 1 一般質問を行います。

通告 7 番目、10 番、田畑昭二議員、総括方式で質問をお願いいたします。

田畑昭二議員。

○田畑議員 おはようございます。

10 番、田畑昭二、平成 27 年 6 月議会の一般質問をさせていただきます。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、2 点、総括方式で質問いたします。

まず 1 点目につきまして、国保財政の健全化についてであります。

国保財政の健全化は、市民の健康増進と国保健全運営のため、医療適正化が大切であります。当市においても、生活習慣病予防を柱とした健康事業を熱心に取り組まれているところでありますが、さらに効果的・効率的な生活習慣病予防等の保健事業を行うためには、有効なデータに基づいた現状分析や課題の洗い出しが必要不可欠になってまいります。

そこで、医療機関から保険者に送られる請求書、いわゆるレセプトに着目し、活用し、成功している自治体が多くなってきております。その先駆けとして、人口 24 万人の広島県呉市の方式が有名であります。

レセプトには多くの場合、複数の傷病名、診療行為、投薬名などが記載されており、傷病名とそれに対応する診療行為、投薬名との関係・関連性は書かれてはおりません。また、主病名に全ての医療費が振り分けられたり、現在、治療していない過去の病名で書いてあったりしており、すなわち単純にレセプトを集計するだけでは、傷病名ごとの医療費は算出できない、治療中の傷病名が把握できない等の課題があり、効果的な保健事業への活用が困難であり、本人への適切な保健指導ができなかったと報告されておりました。

呉市は、この課題を解決するために、医療と I C T、すなわち情報処理技術の両方にノウハウを持つ民間企業と協力し、企業の独自のレセプト分析技術により、傷病名と診療行為、投薬名とを関連づけることで、傷病名ごとの医療費を算出でき、

レセプトデータを保健事業に活用できる有効なデータに変えることが可能になりました。呉市は、このレセプトデータの分析結果をもとに、糖尿病の重症化予防、頻回受診者への指導、ジェネリック医薬品普及のための通知といったさまざまな保健事業を実施し、投資額の約8割という成果があらわれております。すなわち医療費の削減という成果が上がっております。

例えば、ジェネリック医薬品通知で、薬剤費を年間で1億4,730万円削減、糖尿病性腎症重症化予防事業は、平成22年から25年の指導対象者260名のうち、透析移行者はゼロで、新規透析患者数の減少に貢献しているそうです。

この呉市モデルの保健事業は大きな反響を呼び、平成25年6月、国が公表した日本再興戦略に呉市モデルがデータヘルスとして明記され、法改正により平成26年度中に全ての保険者において、データヘルス実施のためのデータヘルス計画の策定が義務づけられたことで、全国への自治体への展開が進んでいるところであります。

当市におきまして、第2次岩出市長期総合計画で、国保財政健全化にレセプト点検の強化が示されておりますが、この国より義務づけられたデータヘルス計画の策定への取り組み状況はどのようなになっているか、お尋ねいたします。

2点目、観光振興についてであります。

今年度予算の配分についても観光振興に対し、ウェートを置いた予算となっております。当市においては、これから本格的な観光振興に取り組む元年と言っても過言ではないと思います。

そこで、まずお尋ねいたします。

1点目は、今議会の行政報告の中で、市事業としてのねごろ歴史資料館の基礎工法の再検討を要するとありましたが、具体的にどのような工法になるのか、説明をお願いいたしたいと思います。

2点目は、根来寺周辺観光促進事業の将来展望と将来的に当市への観光客数の目標はどのように設定されているか、お尋ねいたします。

3点目は、第2次岩出市長期総合計画には、道の駅「根来さくらの里」を拠点として観光情報の発信に取り組みます。とありますが、現在の「根来さくらの里」で対応できるのか、お尋ねいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 おはようございます。

田畑議員の一般質問にお答えいたします。

国民健康保険では、国保財政健全化の取り組みの1つとして、レセプト点検を強化してございます。医療費の請求書であるレセプトは、平成23年度途中に電子化され、国保連合会において電子データにより一括して経年的に管理することができるようになったことから、一次審査及び二次点検を国保連合会に委託し、点検事務の効率化を図っております。

それに加え、市では、レセプト点検専門員を雇用し、国保連合会では、点検できない部分である遡及して変更があった国保資格の有無や給付割合の誤りについての過誤返戻、訪問看護療養費に係る介護と医療情報の突合、柔道整復療養費においては、国保連合会の点検後、市においても資格及び内容点検等を実施することで、レセプト点検の強化を図っているところです。

データヘルス計画は、レセプト情報や検診等のデータを分析データとして活用し、保険者は分析に基づいた保健事業を効率的かつ効果的に展開していくため、各自治体において策定に努めることとされております。

現在、国民健康保険中央会がレセプトや検診等のデータ分析に必要なシステムを開発し、昨年10月ごろから分析データの提供が開始されたところであります。市といたしましては、今後、このシステムを活用して、国保加入者の健康状態や疾患構成等の全体像の把握に努めるとともに、これらのデータ分析に基づくデータヘルス計画を策定してまいりたいと考えてございます。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 おはようございます。

田畑議員ご質問の2番目の1点目について、お答えいたします。

ねごろ歴史資料館建築設計を進める中で、建物の基礎構造の検討を行うに当たって調査を行ったところ、地盤に軟弱な部分があり、これに対応する設計を行った結果、法令上の基準は満たすことができる基礎構造での設計成果を得ました。しかしながら、造成工事を進める中で、予想外の湧き水があり、公共施設としての強度や耐久性を考える上で、十分な対策を施して建築を行うべきものであると判断し、改めて詳細な地質調査並びに土質試験を実施した上で、再度基礎構造の検討を行うこととしたものであります。

次に、2点目につきましては、根来寺周辺観光促進事業として、ねごろ歴史資料館並びに旧県議会議事堂を観光の拠点として、大門までの歩行経路の整備、大門前の小公園の整備、広域農道の歩道整備、また、多言語案内看板の設置などを行う計

画であります。これらの事業により観光振興を図ることで、地域の農産物や特産品を初めとして、関連する産業が全般的に活性化するように施策を展開してまいります。

なお、当事業に伴う具体的な観光客数の目標設定はございませんが、関西国際空港からのアクセスの便がよいこと、関西や近隣地域から訪れやすい位置にあることなどの好条件を生かしてPRを行ってまいります。

また、大阪府、和歌山県、泉南市並びに関係各種団体と組織する根来街道グリーンツーリズム振興協議会を最大限に活用し、大阪、泉南方面と連携した誘客活動を行うなど、積極的な取り組みを行ってまいります。

次に、3点目、根来さくらの里における観光情報の発信について、お答えします。

現在、さくらの里では、屋外に岩出市を中心とした那賀地方並びに泉州方面の観光案内看板を2基設置してあります。施設内では、観光案内パンフレットやポスターの掲示とあわせて、和歌山県が設置した道路情報端末も稼働しており、観光や道路情報の発信を行っています。

また、観光案内だけでなく、JAや生産者団体による各地の特産品の出張販売や近大水産研究所の協力を得た「めっけ井」の販売など、県内産品の情報発信も行っております。

なお、現在、事業中であります、ねごろ歴史資料館並びに旧県議会議事堂についても、新たな観光情報の発信拠点として活用し、岩出市の情報を発信していきたいと考えております。

○井神議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 まず、最初の国保財政の健全化につきまして、再質問させていただきます。

岩出市の場合は、聞くところによりますと、保健事業の内容につきましては、県下トップクラスの非常にいい成績で、いろんな面では頑張っているとお聞きしております。

その上で、今回もデータヘルス計画を今後していくという方向で、今答弁されましたけども、ある程度、具体的に、いつごろまでにどのような形ででき上がっていくのかというタイムテーブルが、もしあれば教えていただきたいなと思います。

そして、もう1つは、この保健事業は、ただ単に健全財政化だけでなく、当然、医療の適正化や保険者の健康度の向上というような成果を生み出すわけですね。

ども、その波及効果としまして、被保険者の健康寿命の延伸ということで、要するに、若い方も年寄りの方でも元気で、生産年齢人口が確保できるということのメリットがあるそうですね。それと、保健業務の委託先として設立された会社が、呉市の場合、あるそうなんです、そこで50名の看護師の雇用が確保されたというふうに報告されております。

そういうことで、地方創生にもかなりつながっている事業として、非常に国としても注目しているというふうに呉市のほうでは報告されておりましたけども、そういうことで、この事業というのは、やはり、我が市にとっても非常に大切な事業でありますので、その辺も考慮されて、これから、マンパワーのこともいろいろ問題も課題もたくさんあるかもわかりませんが、その辺も先進地等の情報もしっかりとっていただいて、頑張っていたいただけたらなと思っております。

2点目の観光事業につきましてですけども、観光客数につきましては、目標設定はしておりませんという答弁でしたが、これ、誤解あったら申しわけないんですが、長期総合計画では、具体的に、平成27年度末は150万人の観光客数を見込んでいると。具体的な数字が上がっているわけですね。平成32年度は200万人という、この根拠というのは、果たしてどういう根拠で、今年度末までに、恐らく4年ほど前につくった長期総合計画ですから、そのときには、今のそういうこともあんまりわからなかった状況なんかもわかりませんが、その辺、ちょっと余りにも大きな数字が出ておりますので、何か、その当時はいろんなことが想定されて、こういう数字が出たのかなと。ただ、今、行政報告でも市長が言われましたように、観光事業というのは、岩出市にとって生命線になってくるということで、かなり先行投資も、これからはなされると。恐らく、うまく回っていけば、かなりの観光客数も見込めるし、また、にぎわいもたくさん出てきそうな場所もたくさんあると思います。

そういうことで、まず1点目は、長計で出た人数の目標設定というのは、ちょっと訂正せなあかんのじゃないかなということが1つと、もう1つは、私、個人的に前、ねごろ大唐の関係で舞鶴に視察行ったことがあります。そのときに、向こうの担当者の方が、実は国から特区申請が今おりてきたばかりですということで、書類をたくさんいただきました。

どういう特区申請かといいますと、当然、舞鶴も農業が非常に盛んで、京野菜とか、たくさんつくっているところではありますが、やはり、農業をこれからやめようかなという高齢者の方も結構いらっしゃるそうなんです。そういった方が古民家、大きな家を持っていられるんですが、その古民家を民宿にするのに、今の法律



ですと、なかなか消防法等々で民宿にするのは物すごくハードルが高いそうなんです、特区を申請しまして、ハードルを低くしますと、本当に簡単に民宿事業が可能になるということで、ようやく通ってきましたということで、そのとき、担当者がすごい喜ばれてました。

いわゆる宿泊場所ですね、それと非常に古い家に泊まりたいなという方とか、近代的なホテルもいいんですけども、そういう古民家等も民宿に、非常にもてはやされている時代に今なってきました。将来的ではありますが、岩出市も、そういう観光のにぎわいが出てきまして、できましたら、岩出に1泊していただいて、ゆっくりと散策をしていただくとか、自然に触れ合うとか、また、文化・歴史等を学んでいただくとか、そういう時間的余裕をしっかりとっていただくのにも、宿泊施設も、今現在、立派な施設いっぱいありますけども、さらに、ちょっと角度の違ったものも、これから割と、都会の方々は憧れて来られるんじゃないかなという思いがあります。

そういうことで、これからいろいろ研究していただきまして、そういう特区申請も視野に入れながら、民宿という事業をやりやすくするように、また、農家の方々も副業として、それが希望するんであればできますよということで、市のほうもバックアップしてあげれるような体制があれば、また別の事業として発展するようないい思いもいたします。それちょっと蛇足ですが、そういうことも、私、いろいろ聞いてきた経験がありましたので、つけ加えました。

この件について、何かお考えあれば答弁願います。

以上です。

○井神議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　田畑議員の再質問に一括してお答えいたします。

まず、データヘルス計画の策定に向けての具体的な進め方ということでございますけれども、市といたしましては、データヘルス計画は、複数年を計画期間として策定するものでございます。

現時点では、健診等のデータも関係することから、第2期の特定健診等実施計画の計画期間終了時期に合わせることも1つの選択肢であると考えてございます。平成29年度に一体的に策定していけたらなと、このように考えてございます。

また、策定に際しましては、レセプト等により疾病別の性・年齢別受療率や医療費の負担額が大きい疾患、医療費の負担が増大すると予想される疾患を明確にする

ことが必要であったり、また、健診データにより、性・年齢別受診率や受診勧奨の必要なものの割合等を確認すること、また、介護データから介護給付費を把握する必要がございます。その上で、保健事業の実施の対象となる健康課題を明らかにするということが必要であろうかと、このように考えてございます。

先ほど、議員のご説明にもございましたけれども、やはり、医療費の適正化という部分と保健事業を推進していくという部分でのデータベースシステムでございすけれども、やはり、出力できるデータをいかに使うかということが大切なところでございまして、それには、やはり、専門的な当然知識あるいはノウハウといったことも当然必要になってくるということでございますので、こちら辺につきましては、先進市等の情報等を収集しながら、岩出市として、健診事業、それから医療費の適正化に取り組んでいきたいと、このように考えてございます。

○井神議長 事業部長。

○船戸事業部長 田畑議員の再質問にお答えします。

まず、1点目の長計の件ですが、平成32年で200万人の目標を持っているということは、もちろん存じております。大変厳しい数字となっておるんですが、長期総合計画ですので、設定の変更というのは非常に難しいかと思えます。ただ、この目標の達成に向けて、精いっぱい努力していきたいと考えております。

次に、2点目なんですが、観光振興の研究ということで古民家というものが出されましたが、古民家そのものについての考えは、今のところ持ってないんですが、市では、観光振興によって、岩出を訪れる観光客の皆様にお金を使っていただくことが大事だと認識しております。お土産物として、農産物では、ねごろ大唐、なばな、クレソンなどの特産品の栽培奨励を行い、これらの農産物を使った加工食品や料理レシピの開発にも取り組んでいます。

また、市内では、イタリア料理、フランス料理、スイーツのお店など、女性に好まれるような飲食店も数多くあり、観光振興につながるたくさんの要素を持っていると思っています。

このような情報をウェブサイトやフェイスブック、動画サイトなど、時代に合った方法で宣伝活動を行うと同時に、先ほど申し上げました、根来街道グリーンツーリズムなど、近隣の市町と広域連携し、岩出に立ち寄っていただけるルート設定を行い、旅行会社、バス会社などに積極的に働きかけ、観光客増加を図っていきます。

また、関空に近いことから外国人観光客も増加の傾向にあります。これに対応するために、案内看板やパンフレットなどの多言語化を進め、外国人観光客の誘致に

も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○井神議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。

通告 8 番目、14番、市来利恵議員、一問一答方式で質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 おはようございます。

14番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、2点、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、認可保育所（公立・私立）の延長保育料についてであります。

今年度から、子ども・子育て支援法のもと、制度が大きく変更しました。保育の必要性の認定を行い、さらに、保育必要量を保育標準時間と保育短時間で区分されます。保育標準時間、月平均120時間以上の就労、保育所利用可能な時間は、平日午前7時半から午後6時半となっております。保育短時間、月平均64時間以上120時間就労、保育所利用可能な時間は、午前8時半から午後4時半までです。

岩出市の保育所開所時間は、朝の7時半から晩の7時、19時までとなっております、標準時間・短時間とも利用可能な時間を過ぎれば、延長保育が発生してきます。この延長保育、これまでは利用する場合、申請を出しておりましたが、自己負担、料金はありませんでした。制度が変更された保育標準時間では、午後6時30分を過ぎると延長となりますが、料金は無料です。しかし、短時間と認定されると、朝8時から8時半までと、午後4時30分から5時までは無料ですが、朝7時半から8時までと午後5時から、保育料のほかに延長保育を利用する場合、申請とともに、30分100円と料金が発生しています。

この延長保育に対する各園の対応、時間、料金の発生について、各園、公立・私立とも設定がどのようなになっているのか、お聞きをいたします。

2点目は、延長保育料の徴収をする理由について、お尋ねいたします。

3点目は、時間外へのペナルティーについてであります。保育園は、午後7時までですので、当然、迎えもその時間に迎えに行くことが、子供にとっても不安を与えない。親子の時間をとって、コミュニケーションを少しでも多く図り、きずなを深める上でも原則であると考えますが、しかし、仕事の都合上、また、その日、そのときの交通網の事情により、時間内に子供を迎えに行くことができない状況もある場合がございます。当然、おくれる場合には園に連絡することが必要ですが、ある保護者の方から連絡があり、どうしても仕事の都合上、時間内に迎えに行けませ

んでした。そしたら、ペナルティーとしての料金、お金が発生いたしました。これまでは、こうしたことがなかったということで、このペナルティーについて、まず各園の料金、そして対応はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

次は、短時間の場合、延長保育料が発生するが、徴収をしない考えはないのか、この点についてお聞かせください。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 市来議員の一般質問にお答えいたします。

1点目の延長保育料の設定についてであります。保育標準時間認定の方につきましては、午後6時半から午後7時までの30分間が延長保育の対象時間となりますが、市内の公立・私立各園とも延長保育料は徴収しておりません。

保育短時間認定の方につきましては、午前7時半から午前8時半までと、午後4時半から午後7時までの3時間30分が延長保育の対象時間となりますが、このうち各園とも午前7時半から午前8時までと午後5時から午後7時までについて、30分につき100円を徴収しております。

2点目の徴収理由につきましては、従来、午後6時30分から午後7時までの延長保育30分間について、延長保育料はいただいておりますでしたが、今年度より保育短時間認定により、延長保育の対象時間が3時間30分と長時間になりますので、公立保育所においては、一部利用者負担をいただくこととしたものでございます。

また、延長保育料を徴収しないということになりますと、保育短時間認定の方が延長保育を利用して標準時間認定の方と同じ時間保育を受けた場合に、保育時間が同じであるにもかかわらず、標準時間認定の方よりも保育料が低いということになりますので、このバランスがとれるような料金設定としております。

私立保育所については、事業者が独自に延長保育料を定めることができますが、岩出市においては、公立保育所と同様の料金設定となっております。

3点目、時間外への対応につきましては、保育所の保育時間は、延長保育も含めて、各園とも午後7時までとなっております。公立保育所におきましては、保育時間を過ぎてもお迎えに来ていただけないために、やむを得ずお子さんをお預かりした場合は、以後、そのようなことがないよう、保護者の方をお願いしているところでございます。

私立保育所につきましては、ほぼ公立保育所と同様の対応でございますが、1園のみ、別途、15分当たり500円をご負担いただいていると伺っております。

4 点目、延長保育料の徴収をしない考えはないのかにつきましては、公立保育所につきましては、先ほど申し上げたとおり、利用者の方にも一部ご負担をいただくということと、標準時間認定の方との均衡を失することのないようにするという観点から徴収しているものであり、徴収をしないという考えはございません。

私立保育所につきましては、延長保育料金及び保育時間を超えてお預かりした場合の負担金ともに、事業者において定めるものであり、市としてお答えすることはできませんので、ご理解願います。

○井神議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、延長保育に対する各園の状況をお聞きをいたしました。1 点目の中では、私、ちょっと公立のことだけでしか聞こえてなかったような形なんです、私立についてお聞きしたいんですね。

ペナルティーについては、先ほど、1 園だけ15分500円のペナルティーがかかっているということでしたが、延長保育も、調べたところ、公立と私立1 園ですが、違いが出てきています。というのは、同じ7時半から8 時までの利用については、両方とも公立も私立も100円という形になっていますが、8 時から8 時30分、4 時半から5 時までという形で、どちらか1 つ、両方使用する場合は100円という形をとられている園があるわけなんです。このことについて、まず確認をとっておきます。これでおうてるのかどうかということです。

今の説明では、やっぱり違いが出てきています。同じ市内の認可保育所に通っているながら、料金の徴収について違いが出ている。この違いが出ていることに大変不公平感が出るのではないかというふうに思います。というのは、まず、先ほど言ったペナルティーの問題は、なるべく7 時までに迎えに行くのが当然ではございますが、このように公立の場合は、迎えに来てくれたお母さん、保護者の方々に、しっかりお願いを申し上げて、料金は徴収していない。片方では、15分500円という形で取られていると。この違いが出ていることについて、どう考えているのかという点をお聞きをいたします。

お金で解決できない問題があると思うんです。当然、迎えに来れなかった場合には、家庭環境の問題や、お金さえ払えば見てもらえるという感覚が保護者にも生まれるのではないかと。保護者と保育者との信頼関係を築きながら、家庭の状況、保護者の状況、子供の状況を把握し、必要であれば、連携機関とも密にしながら、保護者の理解を進めていく。今、公立がやられているようなことをすることが大事だ

と考えます。

その点からしても、徴収が、片一方の私立1園では行われ、ほかの私立の園では頑張っておられるということなんですよ。そういう観点から差がついていることに対する考え方、この点についてお聞きをいたします。

子ども・子育て支援法の第59号第2号では、延長保育事業で、「特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の延長保育に係る利用料について、その全部又は一部を助成することにより必要な保育を確保する事業」とあります。このことから言えば、全部助成することができるというふうに考えられるわけですが、改めて、徴収しない考えはないのかをお聞きいたします。

最後に、現在、短時間保育と認定されている方が、就労の時間に変更があった場合、標準時間、保育への切りかえというのはスムーズに行えるのか、この点をお聞きをいたします。

以上です。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○総村生活福祉部次長 市来議員の再質問にお答えします。

1点目が、私立についての延長保育料の状況ということであったかと思うんですが、これにつきましては、基本的には、公立と同様の料金設定になっておりますが、市来議員がおっしゃられたように、1園のみ少しだけ違う料金設定ということで、朝と夕方の両方のうちのどちらか1つの時間帯についてのみ無料ということになっているということで、おっしゃられているとおりでございます。

それから、私立保育所につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、私立保育所において独自に定めることができる部分となっております。保育所において、法令に基づいて定められている部分と、それから補助金をもらっているということによって制約がかかってくる部分と、それから事業者でありますので、事業者としての自由な裁量に基づいて経営を行う部分というふうに分かれてくるわけございまして、延長保育料、それから閉園後の一部負担金というものにつきましては、事業者において自由に定めるものでございます。

2点目につきましては、全部助成することができるということで、延長保育料を徴収しないという考えはないのかということですが、先ほど申し上げましたとおり、利用者の方にも一部ご負担いただくということと、それから保育料をある程度ご負担いただかないと、標準時間の方と同じだけ延長保育で、短時間の方が

預けたというときに不公平が生じてしまいますので、その均衡をとるという意味からも徴収しないという考えはございません。

それから、標準時間への切りかえにつきましては、就労時間が変更になった場合には、当然、短時間ではなく、標準時間に切りかえてもらうということが適切であると考えております。短時間保育で延長保育料をもらってやっているということではなくて、就労時間が変わったのであれば、標準時間に切りかえていただくと、そういう形で対応をとっていくべきだと考えております。

以上でございます。

○井神議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 各園の違いについて、そして延長保育料の自己負担をなくす考えというのを聞いてまいりましたが、そうした考えはないということです。

子ども・子育て支援法の問題点が、この状況から見ても明らかになっていると思います。同じ市内の認可保育所でありながら、私立は私立の自由な経営方針があるなどといって、これについては、それぞれ認可保育所でありながら、対応が各園によって違いが出てきていると。保育の理念がそれぞれの園が違いがあっても、利用者の負担、しかも、同じ状況下において違いが生じるということは、保育サービスの質の低下につながっていると考えerわけです。

自己負担をなくす考えはないと答弁されておりますが、ペナルティーの問題1つにしても、せめて公立水準に、公立の保育園に、私は、たった1園であっても、あわせるべきではないかと考えております。過去に、この1園というのは民営化されたところですよ。民営化によって、質の低下、サービスの低下はないというふうに行政はずっと言われてきたわけですよ。しかし、この子ども・子育て支援法が行われ、そして、このようにペナルティーについては、完全にお金で解決をしようとしてされている問題、しかも、短時間での延長保育にかかってくる、時間配分についてもお金が取られるというのが、公立では取ってなくも、私立では取る、1園ですが。ということになってくると。

これがサービスの低下に、私はつながっていると感じるんですが、その辺については、どのように考えているのか、最後にお聞きをしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○総村生活福祉部次長 ただいまの再々質問にお答えいたします。

今おっしゃられた中で、基本的には、今回の新しい制度に基づく問題点というふうにおっしゃられたと思うんですが、延長保育料及び保育所が閉園してからの対応ということに、いわゆる一部負担金を取るか取らないかということにつきましては、従来からでございます。今度の子育て新制度によって、そういうふうになった制度ということではございませんで、以前より、そういう形で私立保育所においては、私立保育所の裁量の中で独自に判断していたものでございます。

その中で、岩出市におきましては、以前も、それから現在も、ほぼ私立、公立と同じような対応をとっていただけているところでございます。これは市のほうから指導する権限等はございませんので、私立保育所のほうでご配慮いただいているものと認識しております。

他の県内の市、それから他府県の市も確認しましたところ、基本的には、私立保育所のそういった延長保育の状況を把握していないという回答のところも多くございます。そのぐらい指導権限というような観点では対応できないというふうに考えておるものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

ただ、市来議員のおっしゃられているように、7時過ぎても迎えに来られない親御さんがいるということに対しては、私どもも懸念しております。それをお金を取れば解決するのかなと言えば、そうではないということも認識しております。この1園におきましては、非常に7時過ぎても迎えに来ない親御さんが多かったようでございます。その中で、経営的な判断も含め、それから親御さんへの指導も行いという両方の対応をとりながら、現在では、料金設定と、それから親御さんへの指導ということも含めてやっていく中で、今年度においては、昨年度のような7時以降も迎えに来ないという親御さんは、ほとんどいらっしゃらないという状況に改善しておりますので、ご報告申し上げます。

以上です。

○井神議長　これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員　熱中症対策にウォータークーラーの設置について、お聞きをしたいと思います。

子供たちの夏場の熱中症対策として、飲みやすい冷たい水で、適切な水分補給ができる冷水機を導入する学校がふえてきています。熱中症とは、室温や気温が高い中での作業や運動により、体内の水分や塩分、ナトリウムなどがバランスが崩れ、



体温の調節機能が働かなくなり、体温上昇、目まい、体がだるい、ひどいときにはけいれんや意識の異状など、さまざまな症状を起こす病気です。

熱中症は、日差しの強い屋外だけではなく、室温や湿度の高い室内でも暑さによって徐々に体力を消耗することで起こります。特に、これからの季節、梅雨に向かって気温が上昇する季節には、体がなれていないため、より一層、小まめに水分補給をとることが必要だと専門家の方も言っております。

現在、子供たちには熱中症対策として、家庭から水筒を持参し、水分補給を行えるようにしていただいておりますが、保護者や子供たちからよく聞くのは、水筒だけでは足りないという声です。子供たちは、水筒が空になった場合、どうしているかという、我慢をするか、水道の水を飲むか、友達たちにもらうといった状況です。保護者からは水道水を飲ませることや、また友達の水筒を回し飲みすることへの抵抗がございます。

また、毎日、子供に水筒を持たせるわけですが、本来なら、すっかり家庭において持たせる準備をしていただくことが大事ですが、場合によって用意ができなかったり、持たせることができない家庭もございます。熱中症のリスクを防ぐためにも、学校内にウオータークーラーの設置が必要だと考えます。

そこで、現在の各学校の設置状況と設置した経緯について、お聞きいたします。

2点目は、今後設置を進めていく考えはないのか、この点をお聞かせください。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 おはようございます。

市来議員の2番目の1点目、ウオータークーラーの設置状況と設置した経緯について、お答えします。

現在、ウオータークーラーを設置している学校は、岩出中学校と岩出第二中学校です。設置した経緯につきましては、以前は、小学校にもウオータークーラーが設置されていましたが、現在、小学校には設置してございません。

2点目の今後設置を進める考えはないのかについてですが、熱中症対策として、各小中学校において、スポーツドリンクなど経口保水液をストックし、対応してございます。また、飲料水検査を那賀学校薬剤師会において実施し、本年度も6月10日に飲料水検査の結果報告をいただき、全ての小中学校において、水道水が飲料水として適したものであるとの判断をいただいております。これらのことを鑑み、現在のところ、ウオータークーラーの設置は考えてございません。

○井神議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 まず、小学校は設置、過去にされていたが、今現在はないと。1つ目は、まず、岩出中学校、そして第二中学校、各何台あるのか、お聞きをいたしたいと思っています。

水道水が検査によって飲める水ということで適合しているから、今、設置の方向性はとらないというふうに言われています。ただ、水道水は大変ぬるくて、夏場の暑いときに、ぬるいというようなイメージがあるわけなんです、先ほど言われたみたいな飲料水の中の水ではなく、熱中症対策のための飲料水、これはいつでも飲めるような状況なのか、それとも、熱中症にかかって大変な状況だというときに飲ませられるものなのか、子供たちが、いつでも来たら飲めるような対応になっているのか、この点だけお聞きしたいと思います。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○秦野教育部長 市來議員の再質問にお答えいたします。

まず、中学校の設置台数につきましては、岩出中学校は1台、岩出第二中学校は3台でございます。

それから、2点目の学校に常備している経口保水液をいつでも飲めるのかということですが、熱中症ぎみで気分が悪いということで、保健室に来室した子供について、状況を見ながら与えているという状況でございます。

○井神議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問は終わりました。

しばらく休憩します。

午前11時から再開します。

休憩 (10時20分)

再開 (11時00分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告9番目、3番、玉田隆紀議員、一問一答方式で質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今回は、下水道事業について2点、留学生受け入れについて2点、生活困窮者自立支援制度について1点、質問をいたします。

まず初めに、1番目の下水道事業についてですが、下水道は生活環境の改善と雨水の排除、そして公共用水域の水質保全の目的を果たすために、都道府県や市町村が事業主体として、早期整備に向け事業を進められておりますが、岩出市において、現在の下水道事業の進捗状況と事業計画について、お聞きいたします。

2点目に、避難所に下水道が接続済みであれば、下水管とマンホールを活用し、災害時には簡易トイレが整備される利点もあることから、避難所においての下水道接続状況について、お聞きいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○井神議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 玉田議員ご質問の1番目、下水道事業についての1点目、下水道事業の進捗状況と事業計画についてに、お答えいたします。

事業の進捗状況でございますが、平成13年度に第1次認可149ヘクタール、平成17年度に第2次認可変更で159ヘクタールを追加し308ヘクタール、平成22年度に第3次認可変更で179ヘクタールを追加し487ヘクタール、平成25年度に第4次認可変更で204ヘクタールを追加した691ヘクタールの事業を進めており、平成26年度末で357ヘクタールの整備が完了しております。また、今年度は、第4次認可区域の一部に事業着手し、63ヘクタールの整備を実施してまいります。

なお、今年度末には、第1次から第3次認可変更区域までの整備が完了する予定であります。

次に、事業計画でございますが、下水道事業全体計画といたしましては、境谷・押川地区を除く市内1,420ヘクタールを対象とし、平成42年度完了目標に事業を進めております。

短期目標としては、第4次認可変更区域の整備を平成31年度完了としており、第5次以降の整備につきましては、事業の進捗状況を考慮しつつ、整備を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目、避難所においての下水道接続状況についてのご質問にお答えいたします。

岩出市内にトイレ施設がある避難所は34カ所あり、下水道への接続が必要となります。現在、下水道供用開始区域内に接続が必要な避難所は10カ所あり、7カ所が

接続されております。残り3カ所のうち1カ所は市立体育館で、今年度8月中に接続工事が完了いたします。ほか2カ所につきましては、接続時期は未定ですが、引き続き接続PRを図ってまいります。

また、下水道認可区域内の未整備地区の避難所は10カ所あり、今後も計画的に整備を行い、早期接続に努めてまいります。

○井神議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 まず1点ですが、事業の計画についてなんですが、この下水道の事業を進めるに当たって計画ずっと進めていきますよね。その進め方については、どういう理由で進めているのか。例えば、住民さんにいろんな聞き取り調査を行って、緊急性とか、また要望が高い順にしているのか、それか岩出市独自で計画を立てて進めているのか、1点お聞きしたいと思います。

そして、もう1点は、総合福祉センター、あいあいセンターですが、あそこは、まだ下水が通ってないと思うんですが、東側と西側に道路があります。あいあいセンターの構造上、どちら側に下水管、管は両方とも通すと思うんですが、どちら側に通したほうが、あいあいセンターに接続するに当たって費用が低いのか、安くつくのか、その点教えていただけますか。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 下水道の整備計画の区域の進め方についての再質問にお答えいたします。

整備計画につきましては、下水道全体計画作成時に住民の意識調査や整備の緊急性を考慮して整備計画をいたしてございます。また、認可変更区域の設定につきましては、市民の方々の整備に対するご要望、水環境の改善、整備費等々を勘案し、順次事業を進めておりますが、さらに中長期避難所などの災害時の緊急を要する施設につきましても、整備の優先順位を決めて計画してまいりたいと考えてございます。

次に、あいあいセンターの西側の道路または東側の道路、どちらが整備を目標としているのかというご質問でございますけども、上下水道局といたしましては、現在、西側の道路に接続すべきであると考えてございます。

以上です。

○井神議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 それでは、あいあいセンターなのですが、西側に接続するということなのですが、そちらのほうで費用的にはぐんと安く費用が、余りかさまなくて済むという理解でいいんですか。その点だけ教えてもらえますか。

○井神議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○中井上下水道局長 玉田議員の再々質問にお答えいたします。

西側の道路と申し上げましたのは、費用面だけではなく、将来的にも西側の道路のほうで接続率というんでしょうか、接続箇所がふえるであろうという認識のもとで、西側に接続したいと考えてございます。

以上です。

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 2番目に、留学生受け入れについて、2点質問いたします。

現在、岩出市において留学生の受け入れは、那賀高校が中心となりオーストラリアのクリスチャンカレッジと姉妹校として異文化交流を深めながら、現在も進められております。

まず、1点目の岩出市における留学生の受け入れ状況と協力体制について、お聞きいたします。

2点目に、留学生受け入れに協力していただいたホストファミリーには、さまざまな面で負担が生じます。そこで、今後のホストファミリー確保のために、ホストへの補助金制度の周知について、お聞きいたします。

○井神議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 玉田議員の2番目、留学生受け入れについての1点目、岩出市における留学生の受け入れ状況と協力体制はについて、お答えします

ここ近年の留学生の受け入れ件数は、平成22年度で25件、平成23年度で5件、平成24年度で19件、平成25年度で2件、平成26年度で17件となっております。留学生の受け入れの件数が隔年で増減しているのは、那賀高校の姉妹校であるクリスチャンカレッジとの間での留学生交流事業により、2年に一度、クリスチャンカレッジの学生を受け入れるためであります。

また、那賀高校への海外からの留学生を受け入れる国際交流活動ボランティア名簿へのホストファミリーの登録世帯数は、現在121世帯となっております。

2点目の留学生受け入れによるホストへの補助金制度と周知についてであります。岩出市国際感覚豊かな人材育成に関する補助金交付要綱によって、補助金はホームステイを受け入れた日数に2,500円を乗じて得た額とし、上限5万円としております。制度の周知については、現在、那賀高校において周知に努めておるところでございます。

○井神議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 補助金制度についてですが、留学生の受け入れに際しては、長期と短期があると思うんです。長期・短期含めて、上限5万円の支給なのか、長期は長期、短期は短期で支給対象があるのか、その点、1点だけ教えていただけますか。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 玉田議員の再質問にお答えします。

長期も短期も一律で、同等の制度ということでの扱いになってございます。

○井神議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番目に、生活困窮者自立支援制度について、お聞きいたしたいと思います。

生活する上で、さまざまな困難を抱える人を地域で自立して生活できるように、個々の状況に応じ、主体性を尊重しながら相談、また支援する制度だと聞いておりますが、生活困窮といってもさまざまな理由が重なり経済面や家庭関係、精神的などの問題があると思います。

そこで、生活困窮者支援制度の内容と実情について、お聞きいたします。

○井神議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 玉田議員ご質問の3番目の質問にお答えします。

生活困窮者自立支援制度であります。平成27年4月1日より法律が施行され、生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対する自立の支援に関する措置として、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給等を行うもの

です。

当市としましては、今年度、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のための計画の作成などを行う自立相談支援事業と、離職により住宅を失った生活困窮者に対し、家賃相当の住居確保給付金の支給事業を行うこととしております。

また、実情といたしましては、生活困窮者自立支援制度と生活保護法の対象者を受付の段階で正確に把握することは難しいところではございますが、4月から5月末までの間で34件の相談があり、その中で、明確にこの制度の適用となるケースは1件のみとなっており、住居確保給付金の支給にまで至っておりません。

なお、生活保護制度の利用が適当と認められる方については、従来どおり適切に生活保護につないでおります。

○井神議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 今回の4月から施行されております生活困窮者自立支援制度についてですが、国のほうから任意で任せているサービスが幾つか、何点かあるんですが、当岩出市においては、その任意でお願いしているサービスについては、今後導入していくのか、それか、現段階のみの体制でいくのか、その点をお聞きいたしたいと思っています。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

任意事業について、今後、どういうふうにしていくのかということでございますけれども、市といたしましては、まず、任意事業について、就労準備支援事業、それから一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習の延長事業、その他自立の促進の事業といったものが任意事業ということになってございます。

これらの事業につきましては、本市といたしましては、現時点においては、他市の動向を注視していくということで、当面は、やはり相談支援等必須事業の充実に努めていきたいと、このように考えてございます。

○井神議長 再々質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 任意事業で4項目ほどございますが、今回のこの制度で最も大事なものは、生活が困窮していくまでに、その方を救っていくということが、非常に重要でありまして、そうなれば、当然、住民の方にしては、恥ずかしくて誰にも相談できやん。

また、相談する相手がいない。いろんな状況があります。そういったときに、こういう制度があるということをまず知ってもらうことが、非常にやっぱり重要であります。

その上で、サービスがあるということを知った上で、さらに任意のサービスを加えていく中で、初めて生活困窮者が自立へと、非常に素早く連動できる制度だと思います。

しかしながら、現段階では、その任意のサービスは、当然任意なんで、今の体制のまま行くということなんです、今後、福祉関係のサービスについては、さまざまな提案がされ、複雑になっていって、また業務が大変非常に多くなる中で、職員さんの負担というのが、一人一人の負担というのが非常にやっぱり大きいウェートを占めていく。

しかしながら、今回の制度というのは、本当に市民を助けるための制度でありますので、やはり、この制度を何とか100%生かしていくためにも、また任意のサービスについても、また検討していただきたいと思いますし、また今後、さらに、いろんなサービスが複雑になって、さまざまな事務量がふえていく中で、現段階で、このサービスを維持できるだけの今職員体制であるのか、それか、やはりサービスがふえる中では、今後、職員の増を考えていかなければならないのか、その1点だけお聞かせ願います。

○井神議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長　玉田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、生活困窮者自立支援制度は、生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至っていない生活困窮者に対する第二のセーフティネットとして取り組むもので、生活保護係内に、新たに就労支援員として臨時職員を雇用し、相談業務を行うこととしてございます。

現時点においては、制度がスタートしたばかりということで、対応が必要な件数あるいは時間といったところについての把握は困難というところでございますが、必須事業の進捗に支障が出ないように、スタート指導員と連携するなど、まずはその体制の確保に努めていきたいと、このように考えてございます。

また、制度の周知につきましては、ウェブサイトなどで周知を図っていききたいと、このように考えてございます。

今後の相談の件数あるいは業務に対しての時間が、恐らく、これから変わってく



るということも考えての人員ということのご質問ということでございますけれども、現時点においては、スタートしたところということでございますので、まずは今の体制の中で、しっかりと相談業務をやっていくということでございます。

○井神議長　これで、玉田隆紀議員の３番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

これにて、平成27年第２回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ご苦労さまでした。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

閉会

(11時20分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証  
するために署名する。

平成 2 7 年 6 月 1 9 日

岩出市議会議長

署名議員

署名議員